

令和元年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

子ども・子育て支援に関する

財務事務の執行について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要	7
1. 監査の種類	7
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	7
（1）監査の対象	7
（2）監査対象期間	7
3. 監査対象	7
4. 監査の実施期間	7
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	7
6. 監査の実施者	9
7. 利害関係	9
8. 指摘事項の記載方法	9
（1）「監査の結果」と「意見」	9
（2）表記の方法	10
（3）監査の結果・意見の一覧	10
第2 総論	27
1. 国の子ども・子育て支援に関する政策・法改正の動き	27
（1）子ども・子育て支援制度の概要	27
（2）幼児教育・保育の無償化	28
（3）市町村子ども・子育て支援事業計画	30
（4）施設型給付及び地域型保育給付	31
（5）認定こども園制度	34
（6）地域子ども・子育て支援事業	35
2. 我が国の子ども・子育て支援を取り巻く状況	38
（1）人口動態と出生率、少子化	38
（2）家庭世帯数、核家族化	40
（3）就労の状況	41
（4）保育所等関連状況	42
3. 枚方市の子ども・子育て支援事業の概要	44
（1）枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略	44
（2）枚方市の子ども・子育て支援事業計画の策定	44
（3）枚方市子ども・子育て審議会	45
（4）枚方市の子ども・子育て支援事業計画の内容	46

(5) 枚方市の子ども・子育て関連施策	48
(6) 枚方市の子ども・子育て関連の特徴的な取り組み	49
(7) 枚方市の子ども・子育て支援に関する歳入及び歳出状況	52
第3 監査の実施方法.....	58
1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））	58
(1) 業務委託方式の事業	58
(2) 補助金・負担金・分担金方式の事業	60
(3) 事業評価	61
(4) 過去の包括外部監査の措置状況等	61
(5) その他歳入歳出	61
2. 監査手続.....	62
(1) 予備調査	62
(2) 本調査	62
第4 監査の対象及び監査の結果.....	63
1. 総論.....	63
(1) 枚方市市議会における保育に関する議論の状況	63
(2) 子ども青少年部の人員体制について	65
(3) PDCAサイクルに基づく行政経営について（事業単位と行政評価等） ..	67
(4) 市の内部統制について	72
(5) 待機児童の解消に向けた効率的な整備手法について	73
(6) 子ども・子育て支援に関する市民への情報発信及び情報の公表について ..	74
(7) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の分析結果について	76
(8) 子育て支援施策に対する全庁的な連携について	80
(9) 担当部課内での情報共有について	84
(10) 随意契約の可否及び理由について	84
(11) 平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況について	86
2. 各論.....	87
(1) 青少年育成指導員活動事業	87
(2) 青少年健全育成事業	88
(3) 少年少女合唱団運営事業	90
(4) 枚方子どもいきいき広場事業	91
(5) 子どもの居場所づくり推進事業	93
(6) 結婚新生活支援事業	95
(7) 地域子育て支援拠点事業	96
(8) 子育て情報アプリ事業	101
(9) 保育システム管理事業	102

(10) ファミリーサポートセンター事業	103
(11) 公立保育所施設改善補修事業	110
(12) 保育委託事業	112
(13) 認定こども園施設型給付事業	117
(14) 子ども・子育て支援事業補助事業	120
(15) 一時預かり事業補助事業	126
(16) 私立保育所設備整備補助事業	128
(17) 地域型保育給付事業	130
(18) 小規模保育事業補助事業	134
(19) 小規模保育事業施設整備補助事業	136
(20) 小規模保育事業施設整備事業	137
(21) 病児保育事業	138
(22) 公立保育所民営化事業	141
(23) 保育所等研修事業	145
(24) 幼児療育園管理運営事業	148
(25) すぎの木園管理運営事業	150
(26) 新児童発達支援センター整備事業	151
(27) 私立幼稚園就園奨励費補助事業	157
(28) 私立幼稚園預かり保育事業	159
(29) 助産及び母子生活支援事業	160
(30) 子育て短期支援事業	161
(31) ひとり親家庭相談支援事業	163
(32) 就業・自立支援センター事業	164
(33) ひとり親家庭等日常生活支援事業	166
(34) 自立支援補助事業	167
(35) 母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費	169
(36) 母子父子福祉推進委員事業	170
(37) 家庭児童相談運営事業	171
(38) 児童虐待防止ネットワーク事業	172
(39) 育児支援家事援助事業	173
(40) 親子支援プログラム事業	174
(41) 子ども・若者育成事業	175
(42) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	176
最後に	180

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

（2）監査対象期間

原則として平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

子ども・子育て支援に関する事務等を所管する部、具体的には、子ども青少年部

4. 監査の実施期間

令和元年6月6日より令和元年12月26日まで

5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

平成24年8月にいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行したことに伴い、枚方市は平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とする「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。この「枚方市子ども・子育て支援事業計画」は、枚方市新子ども育成計画（後期計画）を引き継ぐとともに、新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとして策定されたものであり、現在当該計画に基づく事務事業が進められているところである。

また、枚方市は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の第10条の規定の趣旨に鑑み、令和元年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合戦略で構成される「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、現在も取り組みを進めているところである。

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの基本目標は、次のとおりである。

- 基本目標1 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める
- 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える
- 基本目標3 市民の健康増進や地域医療の充実を図る

基本目標1については、平成30年度の包括外部監査において特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げた。また、基本目標3については、平成19年度、平成26年度、平成28年度の包括外部監査で繰り返し、特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げられているものと関連している。

基本目標2について、子どもは将来の我が国の担い手であり、子どもの健やかな成長と学びを支えることは大人である私たちの責務である。また、子ども・子育て支援制度において、各市町村は実施主体としての役割を担っており、その責任は極めて重大である。そのため、平成30年度当初の一般会計歳出額合計1,378億円に占める児童福祉費は292億円（21.2%）と、金額的重要性も高い。

このような状況を踏まえ、基本目標2と関連した子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から検討することは現在また将来の市民にとって有意義であると考えられること、また、過去の包括外部監査の特定の事件（監査対象のテーマ）として選定されていないことなどから、特定の事件として選定した。

監査対象年度は平成30年度を基本とするが、本年度は令和2年度を始期とする第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定期間であることから、包括的に点検する時期としても適していると考えられる。

6. 監査の実施者

包括外部監査人 公 認 会 計 士 里 見 優

補 助 者

〔	公 認 会 計 士	〕	濱 田 善 彦	
	システム監査技術者			
	公 認 会 計 士			山 田 亜 樹
	公 認 会 計 士			岡 田 健 司
	公 認 会 計 士			藤 原 良 樹
	公 認 会 計 士			綾 木 彰 吾
	公 認 会 計 士			脇 山 侑 典
	公 認 会 計 士			横 田 慎 一
	公認会計士試験合格者			橋 本 な つ き
	事務スタッフ			上 原 裕 美

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 指摘事項の記載方法

(1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第 252 条の 37 第 1 項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第 252 条の 37 第 2 項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」（日本公認会計士協会、平成 13 年 5 月 14 日最終改正）3-3-2 に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性（準拠性） ¹ 、②3E（経済性・効率性・有効性） ² 、③公益性（公共性） ³ 、④公平性・透明性 ⁴ の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、枚方市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

（２）表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、（ ）で「結果」（監査の結果）若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

（３）監査の結果・意見の一覧

本報告書において記載した「結果」及び「意見」の概略は部及び各課別に次のとおりである。詳細はそれぞれ該当箇所を確認されたい。

¹ 合規性（準拠性）とは、事務が法令等にしがって適法に行われているかどうかをいう。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法第199条第1項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第5項に定める随時監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するものである。

² 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

³ 公益性（公共性）とは、対象事業に公益上の必要性はあるかという視点をいう。地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと定められていることから、特に補助金にかかわる監査の視点として重要である。

⁴ 公平性とは、事務執行が公平になされているかという視点をいう。地方自治法上の根拠条文はないが、事業の対象が特定の市民・団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがあるため、公平性に重きをおいて監査を実施するものである。透明性は、市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているかという視点である。地方自治法上の根拠条文はないが、地方自治体が説明責任を果たすという観点から透明性もまた監査の視点として求められるものである。

① 子ども青少年部全体

区分	No	表題	頁	概要
意見	1	事務事業実績測定における事務事業の目標管理について	69	それぞれの事業の目標につき、以下のとおり、再検討を行うべきである。 A：目標指標が活動指標に留まっており、アウトプット指標などの適切な指標を設定すべき。 B：平成 29 年度実績値より低い水準で平成 30 年度の目標値が設定されており、目標として不十分である。達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき。 C：平成 30 年度の実績値が同年目標値の 80%を下回っている。原因と対策と検討のうえ、達成が難しいのであれば、達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき。
意見	2	事務事業実績測定における事務事業の目標管理について	72	事務事業実績測定調書の対象事業のうち正規職員の人件費のみで行っている事業については評価対象となっていない。これらの効果測定についても検討すべきである。
意見	3	就学前施設等に関する情報の公表について	75	就学前施設等について市のホームページにおいて公表される情報の内容に相当のばらつきが認められた。就学前施設等に関する情報を適時かつ適切に公表することができるための仕組みを構築し、継続的に運用する必要がある。
意見	4	随意契約の可否について	85	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由に随意契約が締結されているものがあるが、その根拠が不十分である。随意契約はあくまで例外とされているため、随意契約の可否及び理由については過去からの経緯にとらわれず、慎重に検討を行うべきである。
結果	1	平成 29 年度包括外部監査結果に対する措置状況	86	平成 29 年度包括外部監査における指摘（例えば、文書索引目次が作成されていないなど）について、子ども青少年部全体で対応されておらず、措置されているとは認められなかった。

② 子ども青少年政策課

区分	No	事業名	表題	頁	概要
意見	5	少年少女合唱団運営事業	少年少女合唱団に係る指揮者等の講師の依頼について	91	講師の決定について随意契約によっており概ね前年度と同じ個人を講師に決定している。今後、決裁時に履歴書の受領を徹底するとともに、講師の過去の実績をふまえて依頼の過程について透明性の確保に努めるべきである。
意見	6	枚方子どもいきいき広場事業	収支計算書・運営出納帳と領収書のチェックについて	92	「収支計算書」と「運営出納帳」の整合性を確かめるために、チェックを実施した場合、チェック者、チェック日、確認者及び確認日を証跡として残すべきである。
意見	7	枚方子どもいきいき広場事業	収支計算書・運営出納帳と領収書のチェックについて	92	チェックシートについても「収支計算書」、「運営出納帳」等とともに保管すべきである。
意見	8	枚方子どもいきいき広場事業	提出書類と要綱の整合性について	93	「枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱」により提出するとされている「②実績報告書（様式第9-1号）」について、平成30年度から提出がされていなかった。要綱と実際の提出書類が不整合となっていることから、実態として「②実績報告書（様式第9-1号）」が不要であるなら、要綱を改定し、不整合を是正すべきである。
意見	9	枚方市居場所づくり事業	運営経費出納帳と領収書の整合性について	94	領収書と出納帳の整合性を確認する場合、運営経費の出納帳と領収書のコピーについて、子ども青少年部でいつ、だれがどのような観点からチェックしたかを明確にする必要がある。
意見	10	枚方市居場所づくり事業	運営経費出納帳と領収書の整合性について	94	金額以外に領収書の日付、費目との整合性を確認した証跡を残すべきである。

意見	11	枚方市居場所づくり事業	枚方市居場所づくり事業の実施に当たって子ども食堂の現状とニーズの把握の必要性について	94	地域と連携しながら「子どもの居場所づくり」を効果的に推進するという事業の目的からすると、子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体及びその取り組みを把握する必要がある。
意見	12	枚方市居場所づくり事業	枚方市居場所づくり事業の実施に当たって子ども食堂の現状とニーズの把握の必要性について	95	市民と当該団体との懸け橋になるべく、市民及び団体相互に必要な情報を提供し、相互のマッチングを行うなどの取り組みを推進していくことが望まれる。

③ 子育て事業課

区分	No	事業名	表題	頁	概要
意見	13	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業実施状況報告書の記載の不備について	100	事業実施状況の報告について、提出期限が守られていない地域子育て支援拠点事業実施状況報告書が散見される。子育て事業課は委託者として事業の管理上、受託者へ地域子育て支援拠点事業実施状況報告書に正確な記載を行い、提出期限を遵守するよう適切に指導すべきである。
意見	14	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業実施日のばらつきについて	101	京阪電気鉄道本線光善寺駅の周辺地域において地域子育て支援拠点の開設日を平準化し、より地域の子育て世帯が地域子育て支援拠点を利用しやすい状況を作ることが望ましい。

意見	15	ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの提供会員及び両方会員の増加の方策について	106	ファミリーサポートセンターにおいて行う相互援助活動を行う会員（依頼会員・提供会員、両方会員）のうち、依頼会員を増やす取り組みについては「無料体験事業」などを通じて積極的に行われ成功しているが、提供会員及び両方会員について依頼会員ほどは増加していない。提供会員についてもより積極的な会員増加活動をとられたい。
意見	16	ファミリーサポートセンター事業	枚方市子育て支援事業運営者選定委員会（広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター）における選定法人の応募条件について	107	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項8.において、募集法人の条件として5つの要件全てを満たす法人という条件がある。他市の状況を確認したところ、応募資格に市内で施設を運営していることや2年以上の活動実績を求めている市は見受けられなかった。複数者による競争性の確保及び事業者選定の公平性の観点から応募資格を必要以上に制限すべきではない。
結果	2	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品について	107	枚方市地域子育て支援拠点等運営事業仕様書において、委託料により運営法人が購入した備品類（購入金額30,000円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものであることが明記されている。枚方市物品管理規則第7条によると、「物品出納員は、1件3万円以上の備品について、備品管理台帳を作成し、及び記録管理をしなければならない。」と規定されているが、該当する備品について、備品の計上が行われていなかった。市の所有に服する備品の計上が行われていないことは、この規則に違反しており、子育て事業課は運営法人に対し事前又

					は事後の申請・報告等を求めて備品管理台帳を作成し、記録管理をする必要がある。
意見	17	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品管理について	107	所有権の移転の解釈について、現状の仕様書では明確に読み取れない。仕様書に所有権の帰属時期を明確に規定すべきであり、市に所有権が帰属する以上、運営法人に毎年備品台帳を提出させることなども併せて仕様書に規定すべきである。
意見	18	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会委員の女性比率について	108	5名のうち、1名が女性委員である。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標である女性委員登用率の目標35.0%に鑑み、今後は積極的に女性委員の登用を行うべきである。
結果	3	ファミリーサポートセンター事業	枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会会議録の作成について	109	会議録の作成期間は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条において、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内となっているが、会議録の作成がされていない。枚方市附属機関条例第6条第2項においても、会議録を作成しなければならないと定められている。枚方市附属機関条例等に基づき速やかに会議録を作成し公開されたい。
意見	19	保育委託事業	平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書の記載漏れ等について	114	施設型給付費の算定根拠となる施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書について、療育支援加算等の個別項目に係る個票のチェック漏れがあった。市の給付費支出の算定根拠となる資料であるので、今後提出した事業者への正確な書類の記載の指導をより徹底されるなど、再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。

意見	20	保育委託事業	平成30年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の記載漏れ等について	115	同様に、療育支援加算について添付書類として必要とされているポスターが添付されていなかった。別の補助金の添付資料となっており、そちらの提出書類として管理しているとのことであったが、確認を行った記録自体は残されていない。確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
意見	21	保育委託事業	平成30年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の記載漏れ等について	115	同様に、所長設置加算について、添付書類として必要とされている所長の履歴書の添付がなされていなかった。所長新任時のときにのみ添付を求めているとのことであり、その資料を確認しているとのことであるが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
意見	23	認定こども園施設型給付事業	平成30年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の添付漏れについて	119	認定こども園の施設型給付費の算定根拠となる施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書について、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合について添付が必要とされている実施状況の分かる資料等が添付されていなかった。補助金の資料を確認しているとのことであるが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
結果	5	認定こども園施設型給付事業	委任状のチェック漏れについて	119	ある認定こども園から提出された委任状では、委任するものに関するチェックが漏れていた。給付費の請求及び受領の権限に係る委任が形式的に整わない状態であり、委任範囲が特定されていない委任状に基づく手続きを行うべきではなかった。今度同様

					のチェック漏れが生じないようにチェック漏れを防ぐ仕組みづくりが必要である。
結果	6	認定こども園 施設型給付事業	施設機能強化 推進費加算に 係る実績報告 書の提出遅延	119	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書は申請の翌年度の4月末までに提出しなければならない。しかしながら、ある認定こども園の平成29年度の施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を、提出期限を超過した平成30年9月28日に受領していた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。
意見	24	子ども・子育て 支援事業補助事業	「私立保育所 子ども・子育て 支援事業補助 金書類審査 審査マニュアル」 のチェック体制 について	126	チェック済みの「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」は、補助金検査を実施した証拠として、また、検査の結果や結論を第三者が確認できるようにするためにも保存すべきである。
意見	25	私立保育所設 備整備補助事業	補助金申請時 の銀行口座に 関する写しに ついて	129	私立保育所等施設整備補助金交付申込書には、補助金申請時の添付書類として、「口座の表紙部分の写し及び第1ページ目の写し」が記載されている。この点に関連して、一部の補助金について補助金振込口座が当座預金であるため、通帳が提出できないとされていたため、補助金の審査において通帳の原本を確認したということであった。確認したことの証拠を残すために、振込口座が補助金申請者の口座であることの確認を補助金審査の際に通帳の原本等で確認したのであれば、その旨を何らかの書類に記録し保管すべきである。

意見	26	私立保育所設備整備補助事業	私立保育所（小規模保育所除く）の耐震性について	129	市内の私立保育所について、44 施設中 2 施設が新耐震基準に適合していない。対応が未検討の 1 施設は賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事を促すなど粘り強く対応を講じるべきである。
意見	27	私立保育所設備整備補助事業	私立保育所（小規模保育所除く）の耐震性について	130	耐震診断に関する補助金制度については階数が 2 以上かつ 500 m ² 以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点等から難しいということであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい。
意見	28	私立保育所設備整備補助事業	私立保育所等（小規模保育所除く）のアスベストの使用状況について	130	市内の私立保育所について、44 施設中 2 施設がアスベスト使用状況の調査が行われていない。アスベストは健康被害への懸念が指摘されており、保育所等利用者の安全性の観点からは対策を講じるべきである。
意見	29	地域型保育給付事業	加算率認定申請書への記載漏れ	133	申請のあった園について確認したところ、一部の園では、書面上、給食業務の委託状況や短時間勤務職員の有無の選択がなされていない。今後提出書類の記載漏れ等の不備が生じないように、記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。

結果	7	地域型保育給付事業	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延	133	小規模保育事業所への給付費の加算における施設機能強化推進費加算について、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を市に提出する必要があるが、2件中2件に提出遅延が見られた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。
意見	30	地域型保育給付事業	ある小規模保育事業所への処遇改善等加算Ⅱの要件について	134	ある小規模保育事業所には処遇改善等加算Ⅱが加算されているが、「主任保育士」については「主任保育士という名称だが管理職手当をもらっておらず、管理職ではない」として補助対象とされているが形式的には適格ではない。実質を捉えて給付対象とする場合には説明責任の観点あるいは給付対象となる施設間の公平性の観点からも、組織としての判断であることを明確にするためにも、部内でなんらかの決裁を経て文書として残しておくべきである。
意見	31	地域型保育給付事業	ある小規模保育事業所への処遇改善等加算Ⅱの要件について	134	補助金審査の際に、職員体制、職名、手当の有無が分かる一覧表を確認しているとのことであったが、補助金審査の際に確認したのであれば、確認を行った記録を文書として残しておくべきである。
意見	32	小規模保育事業施設整備補助事業	補助金申請時提出書類中の契約書における収入印紙の漏れ	137	補助金申請時提出書類中の建築士業務委託契約書に本来は必要な収入印紙の貼付が見られなかった。コンプライアンスの観点からは補助金等における提出書類について、引き続き市においても確認を行ったうえで貼付漏れがあれば適正な収入印紙の貼付を指導すべきである。

意見	33	小規模保育事業施設整備事業	小規模保育園の耐震性について	138	市内の小規模保育園につき、耐震化の状況（昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準への適合の有無）を確認したところ、10 施設中 3 施設で耐震診断が未実施であった。耐震診断が受けられていない 3 施設はいずれも賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事新耐震基準に適合した建物への移転を促すなど粘り強く対応を講じるべきである。
意見	34	小規模保育事業施設整備事業	小規模保育園の耐震性について	138	耐震診断に関する補助金制度については階数が 2 以上かつ 500 m ² 以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点等から難しいということであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい。
意見	35	公立保育所民営化事業	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の女性比率について	143	走谷保育所民営化時においては、7 名中 2 名が女性委員となっている。第 3 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標である女性委員登用率の目標 35.0%に鑑み、引き続き積極的に女性委員の登用を行えるよう推薦団体にも粘り強く働きかけるべきである。

意見	36	公立保育所民営化事業	枚方市立走谷保育所民営化に係る市普通財産（保育所用地）の無償貸付について	145	枚方市立走谷保育所の民営化に際して、市の普通財産である保育所用地を民営化後の運営法人に無償貸与しているが、法人選定の際には無償貸与の期間にわたって安定的に保育事業を行うことができるかという視点から、民営化後の運営法人の財政状況を鑑みて判断すべきである。
意見	37	公立保育所民営化事業	枚方市立走谷保育所民営化に係る市普通財産（保育所用地）の無償貸付について	145	定期的に民営化後の運営法人の財務状況をモニタリングするとともに、他市でも見られるような有償貸与が原則という点に立ち返り、財産管理課や財政課等の意見もふまえて、貸付期間の協議の際には、中長期的に貸付の条件の見直しを行うことも検討されたい。
結果	8	子育て支援員研修事業	子育て支援員研修事業実績報告について	148	枚方市子育て支援員研修事業について、受講者から提出された報告書を閲覧したところ、書類の不備が見られた。不備ある書類に基づく実績確認は適切ではない。記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。

④ 子育て運営課

区分	No	事業名	表題	頁	概要
結果	4	公立保育所施設改善補修事業	禁野保育所へのAED設置に係る施設カルテについて	112	施設カルテを閲覧したところ、禁野保育所のAED（除細動器）設置の有無の箇所が実際に設置されているにもかかわらず「無」と記載されていた。AEDは万が一の際の対応として、園児や市民の安全性を確保するために重要なものであり、禁野保育園のAED設置の有無の修正に加え、再発防止に向けた仕組づくりを行う必要がある。

⑤ 保育幼稚園課

区分	No	事業名	表題	頁	概要
意見	22	保育料徴収業務	保育料徴収業務と児童手当からの徴収について	117	平成 24 年度の児童手当法の改正により、児童手当から保育料を徴収することができるようになったが、現状市では児童手当から保育料の徴収は行っていない。滞納債権がある現状等を踏まえると、複数の方法により強制徴収公債権の回収率を上げる方策を採るべきであり、その一方策として児童手当からの徴収も検討すべきである。

⑥ 市立ひらかた子ども発達支援センター

区分	No	事業名	表題	頁	概要
意見	38	幼児療育園管理運営事業	幼児療育園の今後の建物・敷地の利用について	149	幼児療育園は廃止となったが、建物が未使用のまま残されている。今後の在り方についてはできる限り早期に決定し、建物を使用しない場合には撤去するなど対策を講じるべきである。
意見	39	すぎの木園管理運営事業	外部評価の実施状況に関する重要事項説明書への記載について	151	すぎの木園の入所に係る重要事項説明書において「外部評価の実施状況」の記載が見られなかった。入所希望者への説明の充実化の観点から、「外部評価の実施状況」についての説明は重要であり、重要事項説明書にその状況を記載すべきである。
意見	40	すぎの木園管理運営事業	ヒヤリハット事例の蓄積と共有について	151	すぎの木園では、ヒヤリハット事例集は作成されていない。過去のヒヤリハット事例をノウハウとして蓄積し、的確に情報を共有するために事例集の作成と職員への浸透が望まれる。
意見	41	すぎの木園管理運営事業	連絡ノートの取り違えについて	151	すぎの木園では、園児の連絡ノートを別の保護者に渡す事例があった。今後同様の事例を生じさせないように、再発防止策を十分に検討するとともに、再

					発防止に向けた仕組づくりを適切に運用する必要がある。
意見	42	児童発達支援センター整備事業	市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期的安定性について	155	市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町 236 番 1 の貸付を受けている。賃貸借期間は平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年（令和 3 年）3 月 31 日までであるが、市立ひらかた子ども発達支援センターの運営期間にわたり、駐車場を十分に確保するために、引き続き市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期安定的な契約形態の検討を行うことが必要である。
意見	43	児童発達支援センター整備事業	市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期について	156	市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町 236 番 1 の貸付を受けているが、その賃借料の支払方法について、具体的な支払期日が定められていない。契約書上は 4 月 1 日から 3 月 31 日のいずれの日においても請求されるリスクがある。リスク管理の観点からも市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期の定めを追加すべきである。
意見	44	児童発達支援センター整備事業	市立ひらかた子ども発達支援センターの効率的な整備費について	157	他市では国や府の補助金を活用するために、福祉型児童発達支援センターの整備事業・運営者を公募し、整備の 2 分の 1 を国庫補助、4 分の 1 を都道府県補助、残りの 4 分の 1 を事業者が負担して整備した例もある。今後同様の施設の整備にあたっては本件における課題をふまえて、補助金も活用でき、民間活力を利用した整備手法を含めた方法を広く検討することが望まれる。

⑦ 子ども総合相談センター

区分	No	事業名	表題	頁	概要
意見	45	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業の業績評価指標、当該事業の利用希望者の結果集計の必要性について、施設の選定プロセスについて	162	契約施設ごとに年間の利用実績は300人日から0人日まで大きくばらつきが認められる。実際利用率の向上という観点から、利用実績の低い施設の理由の把握に当たり利用者や委託している施設の意見聴取等を行うべきである。
結果	9	子育て短期支援事業	契約内容に基づく手続の履行及び効率的な事業運営について	163	利用決定通知書の控えの利用日時が手書き取り消し線で修正されているものが認められ、利用者等へ渡した書面との同一性を確認できない状況であるなど、複数の手続の不備が見受けられる。適切かつ効率的に手続を履行できるよう、マニュアルを作成して適切に運用する必要がある。
結果	10	就業・自立支援センター事業	契約内容に基づく手続の履行について	165	就業・自立支援センター事業において、業務委託契約書に付随する条項第3条に受注者は契約金額内訳書及び工程表を発注者に提出すると規定されているが、工程表が入手されていなかった。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。
意見	46	就業・自立支援センター事業	効率的な事業運営について	166	ひとり親家庭に対する自立支援のための相談業務を子ども総合相談センター及び外部委託先が実施しているが、現状、相談内容が両窓口に分散しそれぞれの窓口における相談内容を共有するデータベースや仕組みがないことから、ひとり親家庭の問題を市（子ども総合相談センター）として適時に網羅的に把握することができない状況が見受けられる。当該事業の効

					率的かつ効果的な実施のために、相談窓口の一本化や、ひとり親家庭の問題に関する情報の一元化を図るべく、子ども総合相談センターの事業と外部委託事業のすみ分け、例えば専門家対応等のみ外部委託するなどの対応や両窓口の相談内容を定期的に子ども総合相談センターが集約するといった対応なども検討されたい。
意見	47	ひとり親家庭等日常生活支援事業	事務処理マニュアルについて	167	子ども総合相談センターでは、枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱にしたがい、ひとり親家庭等日常生活支援を利用できる世帯要件の確認手続を実施している。特に内部のマニュアル等はなく、利用できる世帯要件であるひとり親家庭等であること及び利用負担額を決定するための所得状況の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代しても手続が不備なく実施できるよう、マニュアル等を作成すべきである。
意見	48	自立支援補助事業	規則に基づく手続の履行について	168	母子家庭自立支援教育訓練給付金について、講座指定時と給付金支給手続時で重複する提出書類については再度入手することはしていないとのことであった。提出済みの資料については、確認した旨を記録として残しているが、一部記録されていないものもあった。そのため、規則に従った手続の履行としては、重複する提出資料については既に提出済みであり、当該提出済みの資料を確認した旨を記録として残すことを徹底されたい。

意見	49	自立支援補助事業	事務処理マニュアルについて	169	給付金の「指定」に必要な申請及び「給付」申請について、特に内部のマニュアル等はなく、自立支援給付金の受給要件の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代した場合でも手続が不備なく実施できるようマニュアル等を作成すべきである。
結果	11	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	利率の誤りについて	177	生活資金貸付（※）について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条4項の改正により平成28年4月1日から有利子貸付の利率が年1.5%から年1.0%に改正されていたが、ある貸付では利率が1.5%のまま誤って契約締結され、管理システム上も誤った利率で登録されていた。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。（※）資金の名称に誤りがあったため、事務局で修正。
意見	50	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付の管理方法について	178	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、「母子父子寡婦福祉資金貸付金修学資金・就学支度資金のしおり」には、「大阪府育英会・日本学生支援機構の貸付を受けている方は、当資金の貸付限度額と育英会等の貸与額との差額の範囲内のみ貸付可能です。」と規定されているが、口頭で確認するのみでは十分ではない。「大阪府育英会・日本学生支援機構」に対する直接確認の余地がないか検討すべきである。
意見	51	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付の管理方法について	179	有効な債権管理のために、債権管理システムの改修等について検討すべきである。

第2 総論

1. 国の子ども・子育て支援に関する政策・法改正の動き

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

平成24年8月に自公民3党合意を踏まえ、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題や待機児童問題などの解消を図るために、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」から成る「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、同月に公布された。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

この「子ども・子育て関連3法」に基づいて、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子育て支援の充実を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしている。

「子ども・子育て関連3法」の主なポイントは以下のとおりとなっている。

① 施設型給付及び地域型保育給付を創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設する。

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。

② 認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける。また、財政措置を施設型給付に一本化する。

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実させる。

④ 基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供につ

いて計画を策定し、給付・事業を実施する。国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。

⑤ 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。

⑥ 政府の推進体制

内閣府に子ども・子育て本部を設置し、制度ごとに分かれていた政府の推進体制を整備する。

⑦ 子ども・子育て会議の設置

国において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する。

市町村・都道府県においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている。

(2) 幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済負担の軽減を図るため、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月1日から実施された。これにより、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置が講じられている。

幼児教育の無償化については、下表のとおり平成26年度より段階的に実施されている。

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(出典) 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」令和元年6月

令和元年10月1日より実施される幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国と地方で適切な役割分担をすることを基本として負担割合を定め、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保するとされている。

【負担割合】

国	1 / 2	都道府県	1 / 4
		市町村	1 / 4

※ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等が10/10。

なお、初年度である令和元年度に要する経費については、全額国費負担とし、事務費においては、初年度と2年目を全額国費負担としている。

幼児教育・保育の無償化の対象者及び対象範囲については以下のとおりである。

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園等
 - 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育。企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
- ② 幼稚園の預かり保育
 - 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
- ③ 認可外保育施設等
 - 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
 - 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けた以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - ・市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を期間として、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、新制度の実施主体である市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた。

また、計画の記載にあたっては以下の事項が必須記載事項とされている。

① 教育・保育提供区域の設定

- ・市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。

② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。
- ・待機児童の中心である 0－2 歳の子どもの保育利用率について、国が目標数値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
- ・量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。
- ・市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。
- ・市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌基準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
- ・放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。
- ・市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。
- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

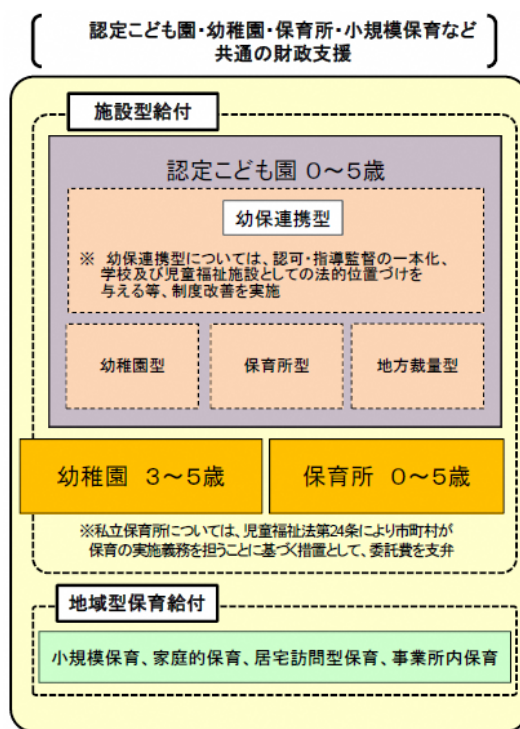
- ・ 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方。
- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策。
- ・ 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進。
- ・ 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携。

また、以下の事項は任意的記載事項とされている。

- ・ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項。
- ・ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項。
- ・ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項。

(4) 施設型給付及び地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来異なる財源により行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化された。概要は、下図のとおりである。



(出典) 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」

令和元年6月

① 施設型給付

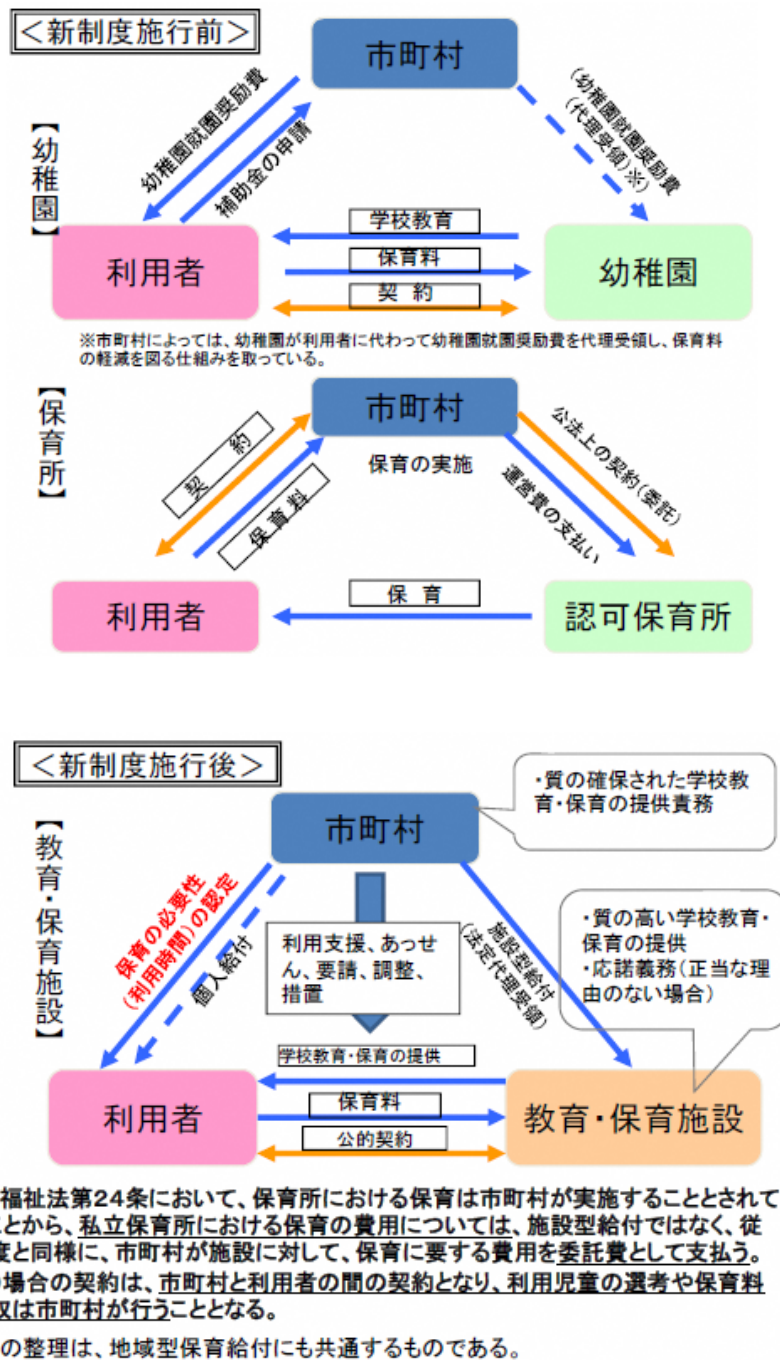
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これにしたがって施設型給付等が行われる。認定区分は下表のとおりである。

【施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分】

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(出典) 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」令和元年6月

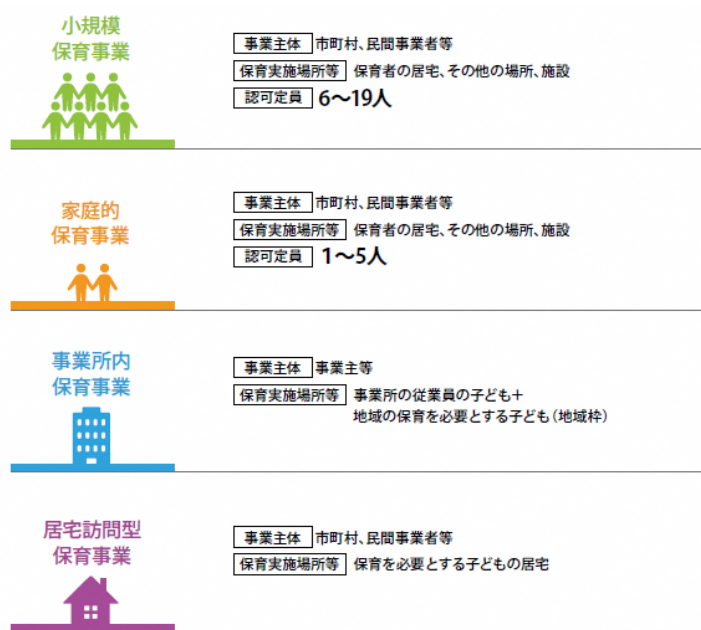
施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する必要に充てるため、居住市町村から法定代理受注する仕組みとなっており、保育料等は、施設が利用者から徴収している。施設型給付の支給方法を新制度施行前と後で比較すると、下図のとおりである。



(出典) 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」令和元年6月

② 地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度では、小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型事業の4つの類型の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けたうえで、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みにしている。



(出典) 内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度ハンドブック
施設・事業者向け 平成 27 年 7 月改訂版」

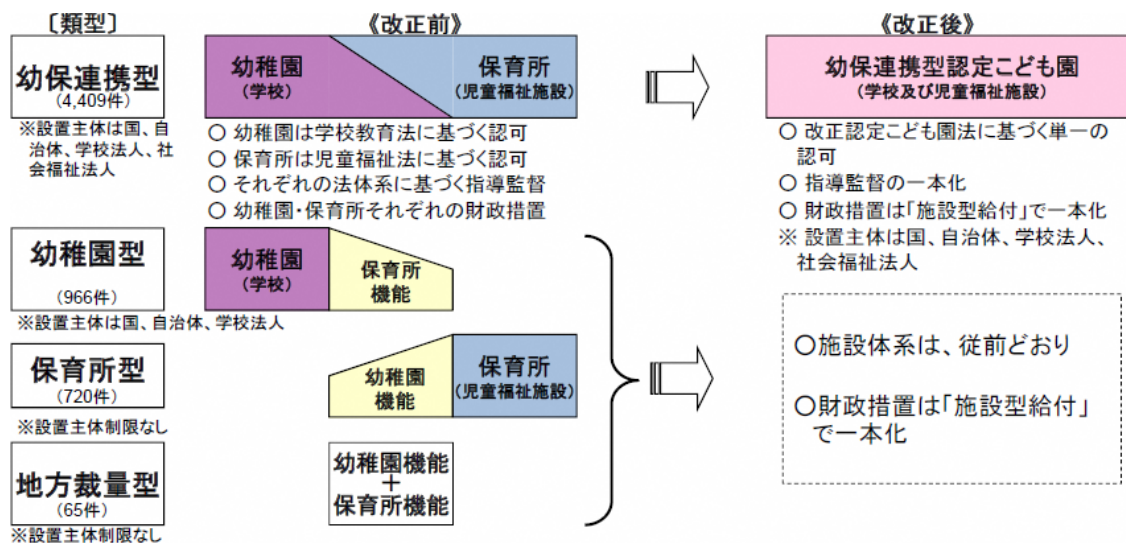
都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによつて待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によつて地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指している。

(5) 認定こども園制度

認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ幼保連携型認定こども園が創設された。既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進し、設置主体は、株式会社の参入は不可として、国、自治体、学校法人、社会福祉法人とした。就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う機能と子育て相談や親子のつどいの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能を備えている。

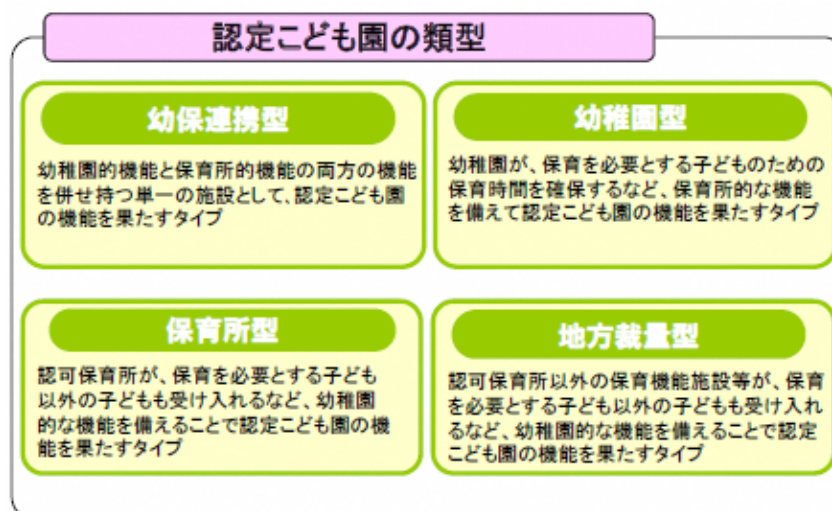
財政措置については、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付で一本化された。

認定こども園法の改正前と後で比較すると、下図のとおりである。



(出典) 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」令和元年6月

また、認定こども園の類型は、下図の4つに区分されている。



(出典) 内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」令和元年6月

(6) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画にしたがって、以下の事業を実施することとされている(子ども・子育て支援法第59条)。

- ① 利用者支援事業
子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- ③ 妊婦健康診査
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
- ⑤-1 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
- 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

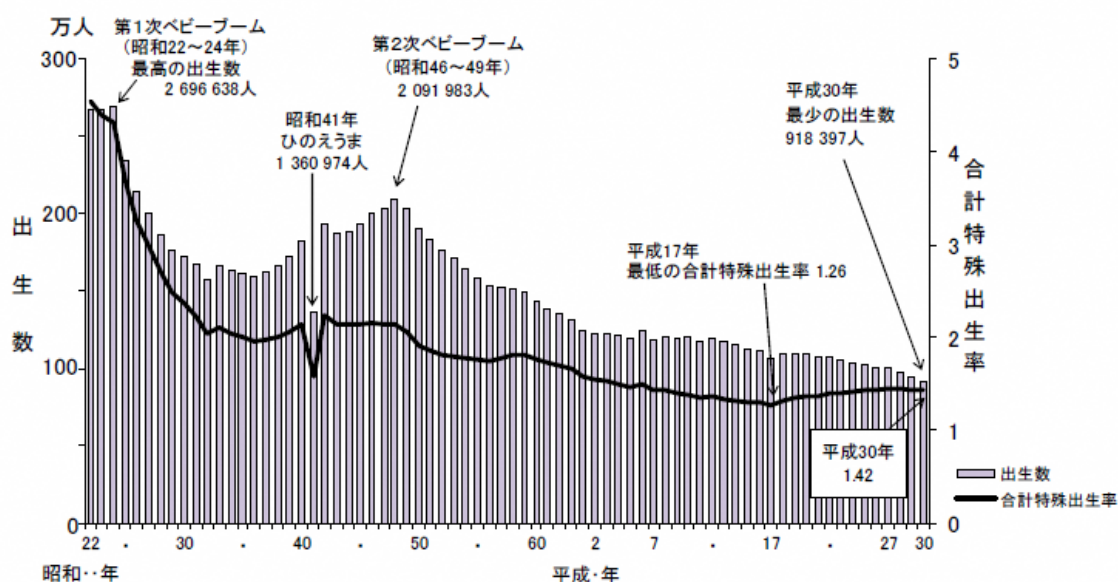
特定境域・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

2. 我が国の子ども・子育て支援を取り巻く状況

(1) 人口動態と出生率、少子化

日本の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人であったが、昭和50年に200万人を割り込み、190万1,440人となっている。それ以後、毎年減少し続け昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しつつ緩やかに減少している。平成28年の出生数は、統計開始の明治32年以来初めて100万人を割り、97万6,978人となっている。平成30年においては、最小の出生数91万8,397人となっている。

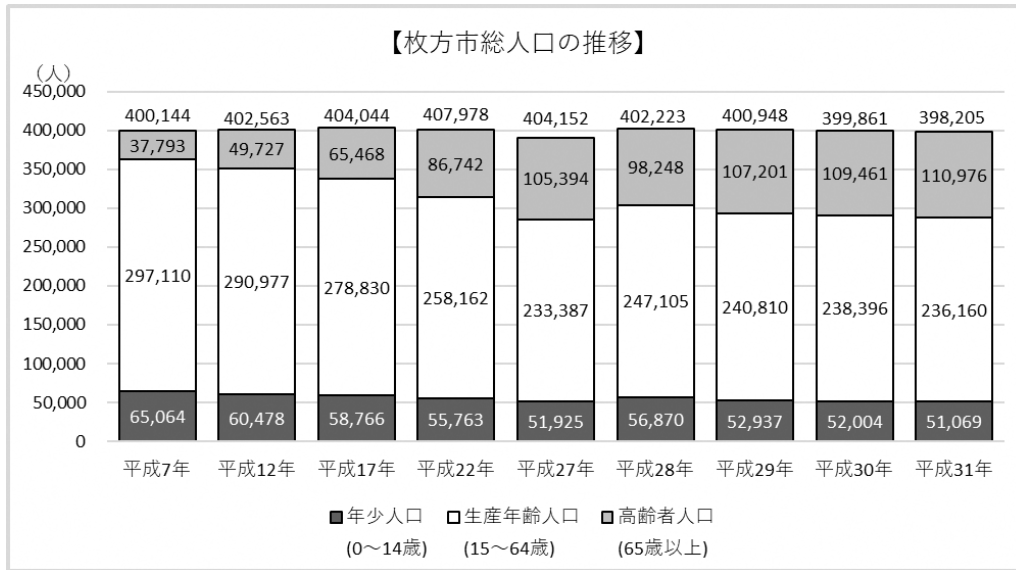
【出生数及び合計特殊出生率の年次推移】



(出典) 厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計月報年計(概数)の概要」

枚方市の人口の推移をみると、総人口は平成22年をピークに減少傾向にあり、平成31年1月1日現在で398,205人となっている。

年齢3区分別の人口をみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少しているのに対し、高齢者人口(65歳以上)が増加しており、少子高齢化が進展していることが分かる。



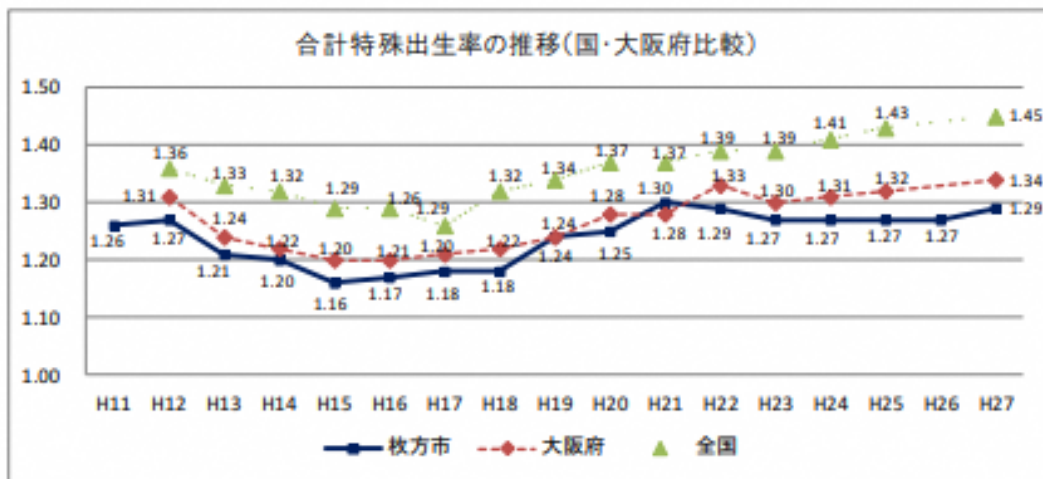
(出典) 平成7年～平成27年は国勢調査。

平成28年～平成31年は、「住民基本台帳」【日本人住民】市区町村別年齢階層別人口（各年1月1日現在）。

年齢不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも100%にならない。

枚方市の出生の状況は、出生数・合計特殊出生率ともに減少傾向が続き、平成29年にはそれぞれ2,731人、1.27ポイントとなっている。

合計特殊出生率については、次のとおり、国及び大阪府の値は上昇し続けているが、枚方市は平成21年に1.30まで上昇したが、それ以降は低下している。



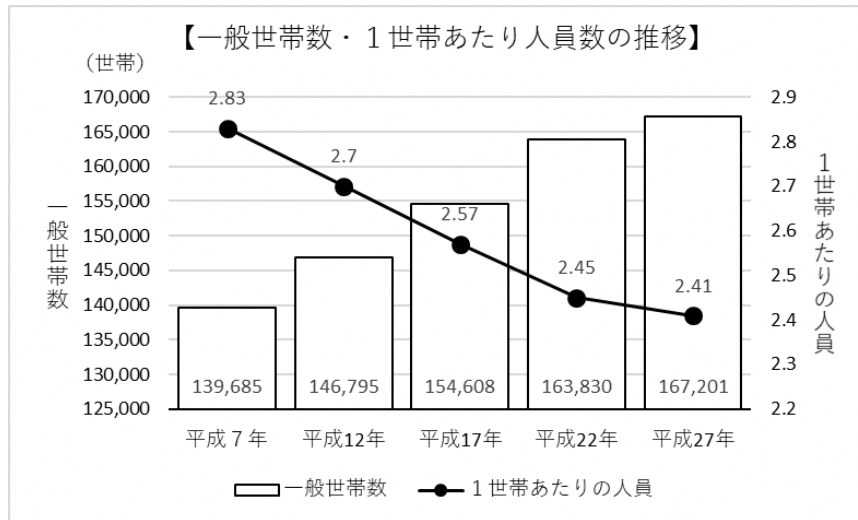
(出典) 枚方市総務管理課「枚方市統計情報 人口動態」

枚方市作成「枚方市の人口動態等の分析及び今後の方向性について」

(2) 家庭世帯数、核家族化

枚方市の世帯数は、平成7年より一貫して増加傾向にあり、平成27年には16万7,201世帯と平成7年と比較し2万7,516世帯増加している。

一方で、1世帯当たりの人員は、年々減少傾向にあり、平成7年の2.83人から平成27年には2.41人と0.42人減少しており、家族の少人数化が進んでいる。

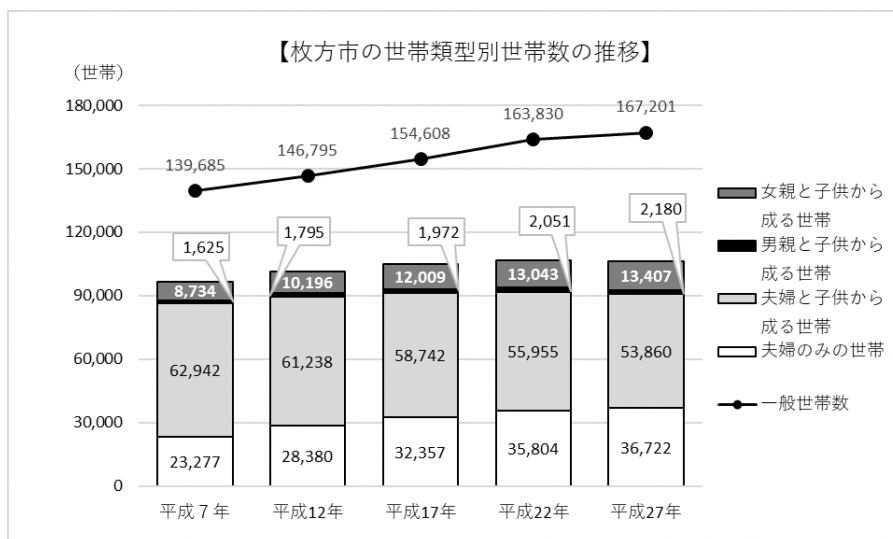


(出典) 国勢調査

枚方市「平成27年度国勢調査 人口等基本集計結果概要」

枚方市「枚方市子ども・子育て支援事業計画 平成27年3月」

枚方市の世帯類型別世帯数を見ると、「夫婦と子どもから成る世帯」は年々減少しており、「夫婦のみの世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」については、緩やかに増加している。



(出典) 国勢調査

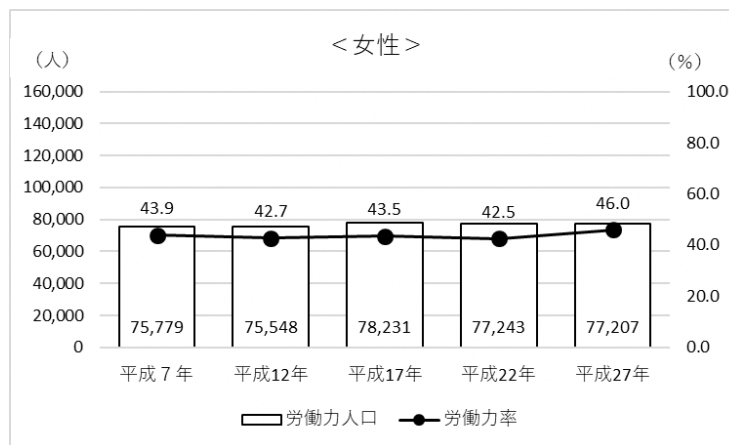
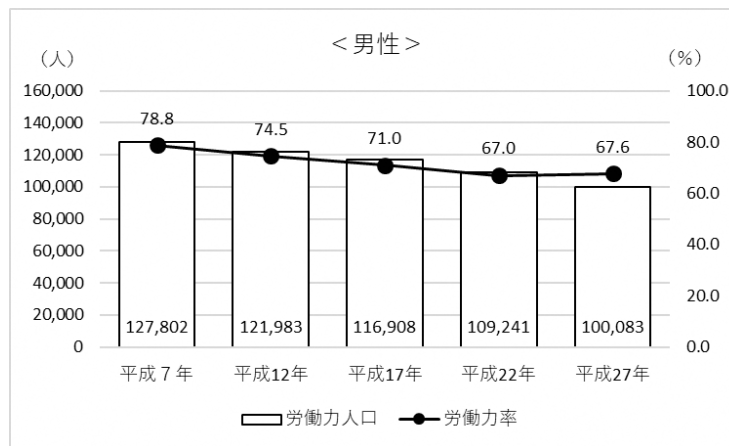
枚方市「枚方市子ども・子育て支援事業計画 平成27年3月」

(3) 就労の状況

枚方市の労働力人口をみると、男性は減少傾向にある一方で、女性は横ばい傾向にある。

労働力率においては、男性は、平成 27 年に少し上昇したものの減少傾向にあり、女性は増加と減少を繰り返しながらも、平成 27 年に 46.0%と最大値を記録している。

【枚方市の労働力人口⁵と労働力率⁶】



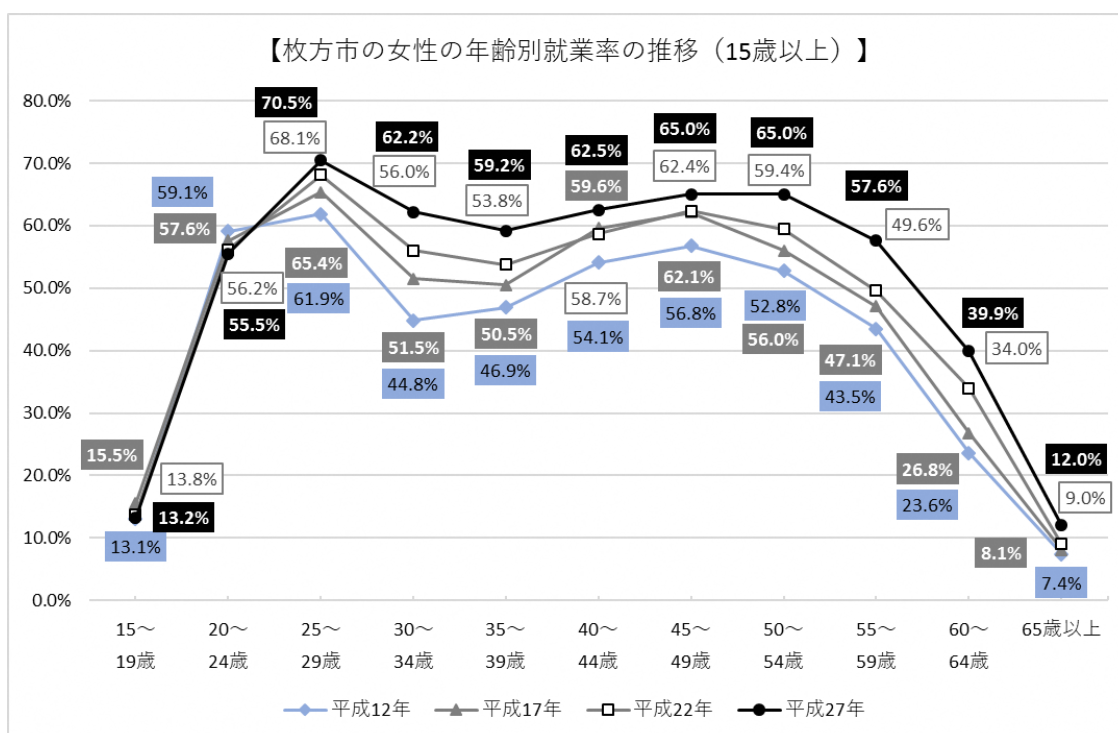
(出典) 国勢調査

枚方市の女性の年齢 5 歳段階別就業率をみると、15～19 歳及び 20～24 歳を除き全ての年齢層で平成 27 年が最も高くなっており、女性の就業が進んでいることが分かる。

⁵ 15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（求職中であって、仕事があればすぐ就業できる者）とを合わせたもの。

⁶ 15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働人口の割合。

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描くことが知られているが、近年、晩婚化や出産・育児期に係る年齢層での離職が減少したことにより、M字の谷の部分の部分が浅くなっている。特に、30～34歳においては、平成12年は44.8%であったのに対し、平成27年には62.2%と就業率が17.4%上昇している。



(出典) 国勢調査
枚方市「枚方市子ども・子育て支援事業計画 平成27年3月」

(4) 保育所等関連状況

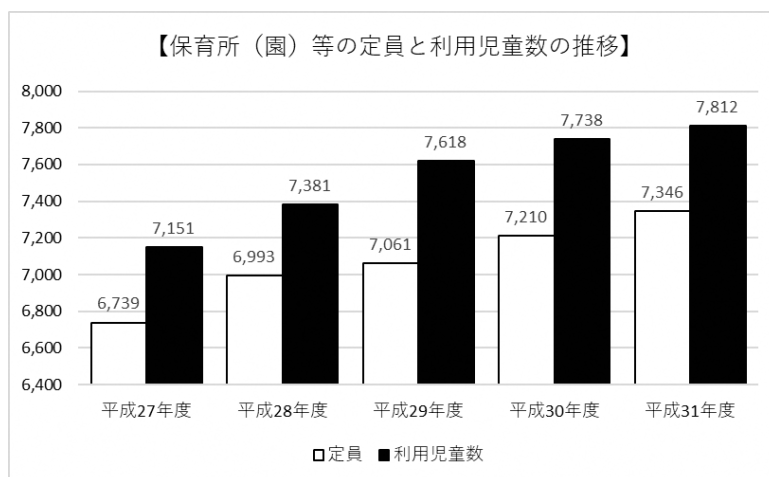
枚方市の待機児童数は、平成31年4月に0人を達成した。

【保育所（園）等の待機児童数】 (単位：人)

平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
0	9	30	0

(出典) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月1日）」
厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）」

しかしながら、多くの保育所（園）においては、待機児童対策として、定員の弾力運用⁷を行っており、下記のとおり定員を超えて受け入れている状況となっている。



(出典) 枚方市・枚方市教育委員会「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン～公立施設の今後のあり方について～」平成30年11月
厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）」

⁷ 最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること。

3. 枚方市の子ども・子育て支援事業の概要

(1) 枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法の第10条の規定の趣旨に鑑み、枚方市は、平成31年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合戦略で構成される「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定・公表し、取り組みを進めている。

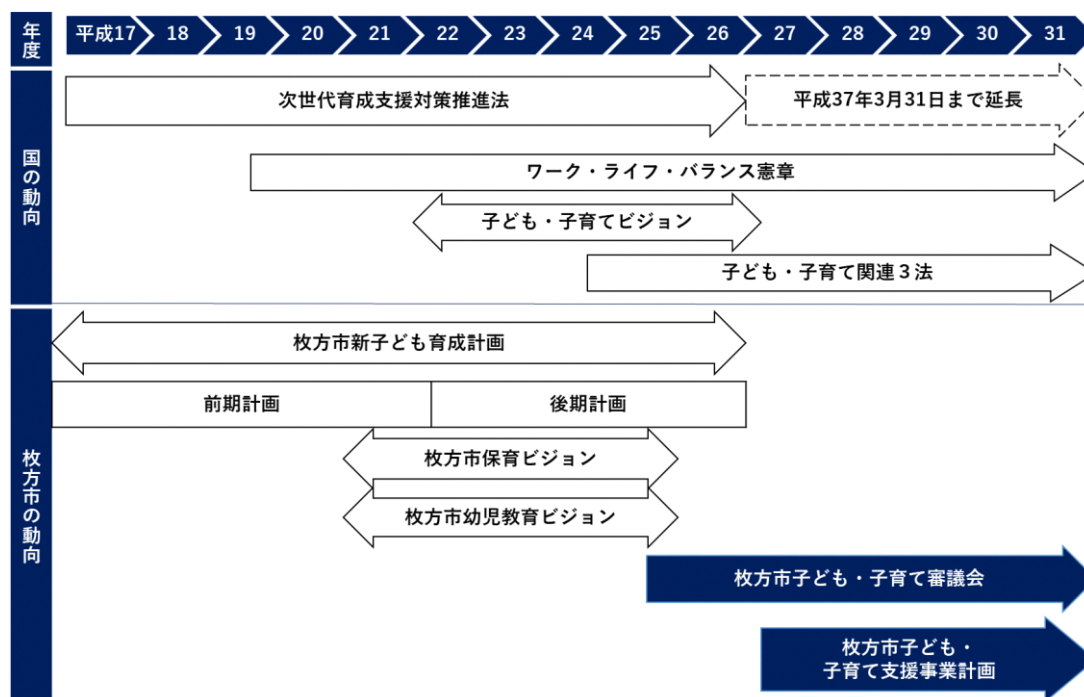
総合戦略では、国や大阪府の動向をふまえながら、市民が住み続けたい、市外の人に住みたいと思える魅力的なまち、また、出生率の向上につながるよう、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指して、枚方市の実情に応じた5か年（平成27年度から平成31年度までの5年間）における3つの基本目標を前記第15.のとおり定め、基本目標の実現に向けた成果に係る数値目標を設定している。

(2) 枚方市の子ども・子育て支援事業計画の策定

平成15年7月に急速な少子化の進行等を踏まえ、国、地方公共団体及び事業主による集中的・計画的な少子化への取り組みを促進するため「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これに基づく市町村行動計画として、平成17年4月に「枚方市新こども育成計画」が策定された。平成17年度から平成21年度までを前期計画期間、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間としており、この後期計画期間を引き継ぐかたちで平成27年3月に「枚方市子ども・子育て支援事業計画」が策定された。

「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、平成25年9月に「枚方市子ども・子育て審議会条例」に基づき設置された市民や学識経験者、保育、教育、保健、医療など、様々な分野の関係者で構成される「枚方市子ども・子育て審議会」にて後期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議されている。

【関係法令等と子ども・子育て支援に係る各種計画等の関連図】



(出典) 枚方市「枚方市子ども・子育て支援事業計画」平成 27 年 3 月より監査人作成

(3) 枚方市子ども・子育て審議会

前記第 2 1. (1) のとおり、「子ども・子育て関連 3 法」で子ども・子育て会議の設置が掲げられており、平成 25 年 4 月に国において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議が設置された。また、市町村、都道府県においても子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされており、枚方市においては平成 25 年 9 月に「枚方市子ども・子育て審議会条例」に基づき枚方市子ども・子育て審議会が設置された。

当該審議会においては、6 回にわたり下記案件について審議・答申が行われた。

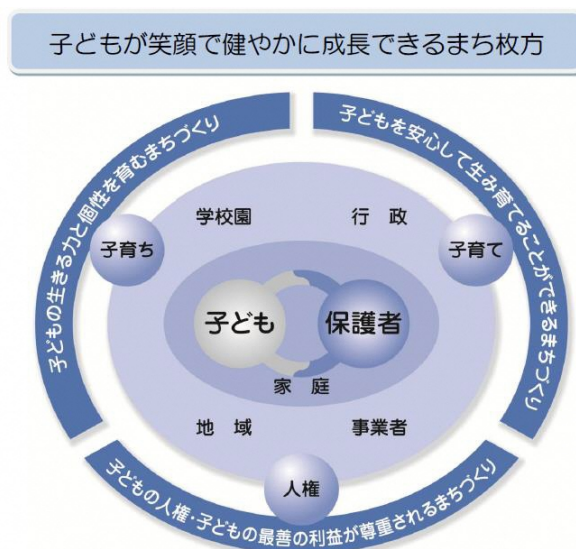
回	案件
第 1 回	1. 「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について 2. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する各種ニーズ調査について 3. 今後のスケジュール（案）について
第 2 回	1. 平成 24 年度枚方市新子ども育成計画（後期計画）の進捗について 2. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について (1) 「子どもと子育て家庭を取り巻く状況」と各種ニーズ調査の集計報告について

	(2)「これまでの取り組みの評価と課題」および「目標事業量（需要の見込み）の策定に向けて」について
第3回	1. 枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の基本的な考え方について 2. 枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る目標事業量（量の見込み）について
第4回	1. 枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る施策の推進方向（案）について 2. 枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る目標事業量（確保方策）（案）について
第5回	1. 枚方市子ども・子育て支援事業計画（素案）について 2. その他
第6回	1. 市民意見聴取の結果報告について 2. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について 3. 平成27年度当初における教育・保育に係る利用定員について 4. その他

(4) 枚方市の子ども・子育て支援事業計画の内容

枚方市子ども・子育て支援事業計画は、「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を基本理念とし、基本方向として以下の3つを挙げている。

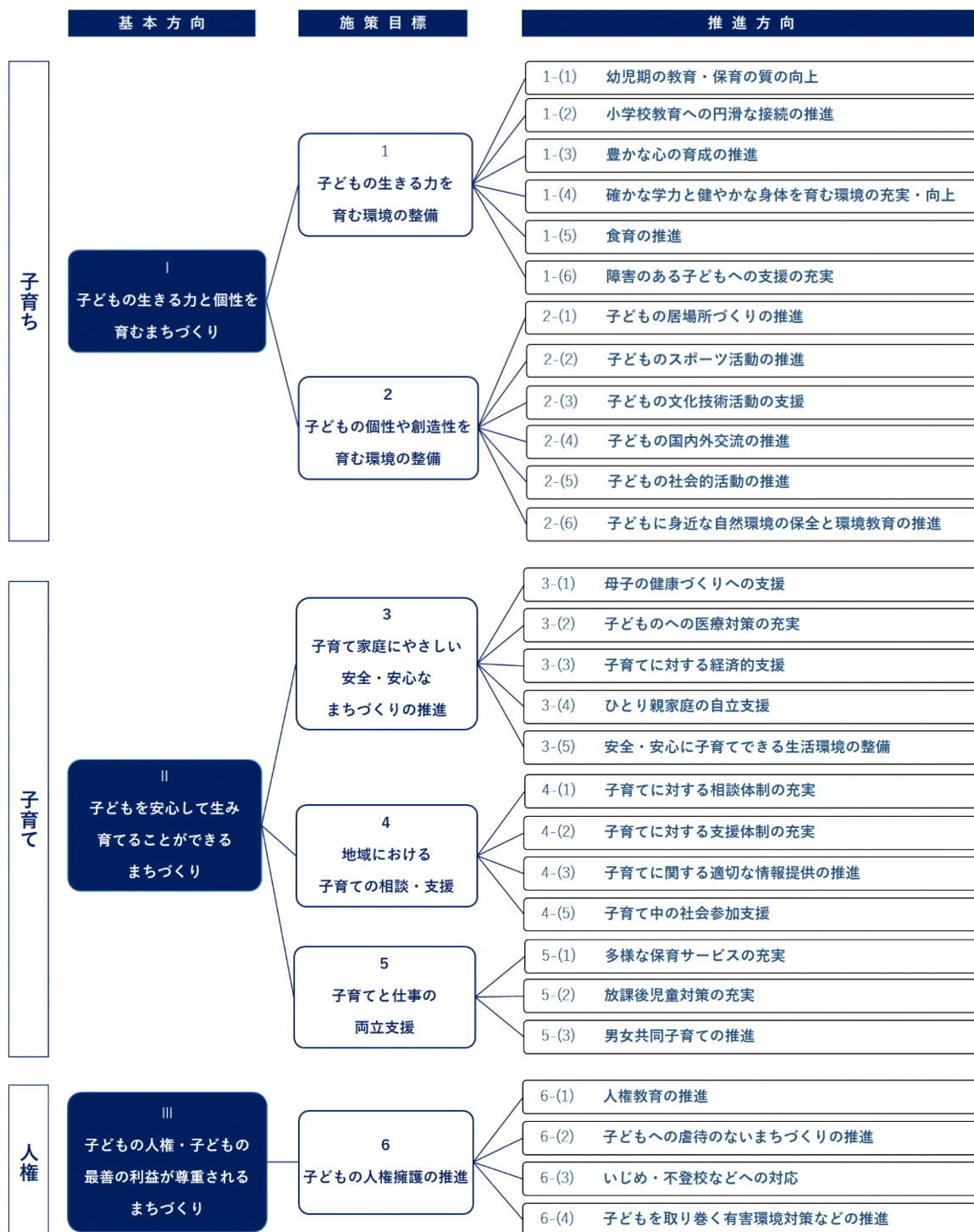
- I. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり
- II. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり
- III. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり



(出典) 枚方市「枚方市子ども・子育て支援事業計画」平成27年3月

また、枚方市子ども・子育て支援事業計画は、基本方向に加え、以下の6つの施策目標及び各目標の推進方向を定めている。

【計画の体系】



(出典) 枚方市「枚方市子ども・子育て支援事業計画」平成27年3月より監査人作成

(5) 枚方市の子ども・子育て関連施策

枚方市子ども・子育て支援事業計画では、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を柱に、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備することを目的としており、その趣旨に沿った対応として、次のような事業を実施している。

【枚方市が実施する子ども・子育て関連事業】

事業 No.	所管課	事業名	該当 頁
一般会計			
1	子ども青少年政策課	青少年育成指導員活動事業	87
2	子ども青少年政策課	青少年健全育成事業	88
3	子ども青少年政策課	少年少女合唱団運営事業	90
4	子ども青少年政策課	枚方子どもいきいき広場事業	91
5	子ども青少年政策課	子どもの居場所づくり推進事業	93
6	子ども青少年政策課	結婚新生活支援事業	95
7	子育て事業課	地域子育て支援拠点事業	96
8	子育て事業課	子育て情報アプリ事業	101
9	子育て事業課 保育幼稚園課	保育システム管理事業	102
10	子育て事業課	ファミリーサポートセンター等事業	103
11	子育て運営課	公立保育所施設改善補修事業	110
12	子育て事業課	保育委託事業	112
13	子育て事業課	認定こども園施設型給付事業	117
14	子育て事業課	子ども・子育て支援事業補助事業	120
15	子育て事業課	一時預かり保育事業補助事業	126
16	子育て事業課	私立保育所設備整備補助事業	128
17	子育て事業課	地域型保育給付事業	130
18	子育て事業課	小規模保育事業補助事業	134
19	子育て事業課	小規模保育事業施設整備補助事業	136
20	子育て事業課	小規模保育事業施設整備事業	137
21	子育て事業課	病児保育事業	138
22	子育て事業課	公立保育所民営化事業	141
23	子育て事業課	保育所等研修事業	145

24	市立ひらかた子ども発達支援センター	幼児療育園管理運営事業	148
25	市立ひらかた子ども発達支援センター	すぎの木園管理運営事業	150
26	市立ひらかた子ども発達支援センター	児童発達支援センター整備事業	151
27	保育幼稚園課	私立幼稚園就園奨励費補助事業	157
28	子育て事業課	私立幼稚園預かり保育事業	159
29	子ども総合相談センター	助産及び母子生活支援事業	160
30	子ども総合相談センター	子育て短期支援事業	161
31	子ども総合相談センター	ひとり親家庭相談支援事業	163
32	子ども総合相談センター	就業・自立支援センター事業	164
33	子ども総合相談センター	ひとり親家庭等日常生活支援事業	166
34	子ども総合相談センター	自立支援補助事業	167
35	子ども総合相談センター	母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費	169
36	子ども総合相談センター	母子父子福祉推進委員事業	170
37	子ども総合相談センター	家庭児童相談運営事業	171
38	子ども総合相談センター	児童虐待防止ネットワーク事業	172
39	子ども総合相談センター	育児支援家事援助事業	173
40	子ども総合相談センター	親子支援プログラム事業	174
41	子ども総合相談センター	子ども・若者育成事業	175
特別会計			
42	子ども総合相談センター	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	176

(6) 枚方市の子ども・子育て関連の特徴的な取り組み

① 子ども食堂

枚方市では、「子どもの居場所づくり推進事業」として、家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、地域の手で温かい食事や団らんの場を提供する取り組みに対し、補助金の交付を行っており、主に夕食を中心に月1～4回程度実施されている。

補助対象となる事業は、営利を目的とせず、家庭的にさまざまな課題のある子どもたちに対し、以下に示す取り組みを行うこととされている。

- (1) 食事の提供を行うこと。
- (2) (1)にあわせて学習支援、相談支援、その他、交流の場の提供を行うこと。

※なお、(1) 必須事項、(2) 努力事項とされている。

補助対象地域については、新規で実施することができる地域は、原則、既に当該事

業が行われている小学校区を除く地域とされている。平成 31 年 4 月 1 日時点では、枚方市内 20 カ所で子ども食堂が取り組まれており、下記の地図のと通りの分布となっている。

【子どもの居場所づくり取り組み団体 位置図（平成 31 年 4 月 1 日現在）】



(出典) 枚方市「子ども食堂」実施団体のご案内より監査人作成
(注) 大まかな位置関係を表している。

② 枚方版子ども園

平成 30 年度より新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が全面実施され、3～5 歳児の就学前の子どもに対する共通の教育目標が示され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化された。また、「小学校学習指導要領」においても、保幼小連携のもと、幼児期に育まれた資質・能力をふまえて、子どもたちの発達と学びをつなげていくことが求められている。このように、幼児教育の重要性が高まる中、教育内容の充実を図るため、枚方市では公立幼稚園 6 園（枚方・香里・樟葉・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）において、従来からの 4・5 歳児に加えて、平成 31 年度から新たな 3 歳児保育が実施されている。

また、公立幼稚園 6 園のうち、1・2 歳児の小規模保育事業を進めている枚方・高陵・蹉跎・田口山幼稚園の 4 園については、3～5 歳児の教育時間の前後に預かり保

育を実施し、小規模保育事業と同様に7時～19時まで開園することで、喫緊の課題である待機児童対策につなげ、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」として位置づけ取り組んでいる。

なお、香里・樟葉の2園においても、3～5歳児の預かり保育を同様に実施しており、7時～19時に開園時間を拡大することで、待機児童対策などの子育て支援の充実を図っている。

③ 保育料の第3子以降無料化

枚方市では、平成30年9月より多子世帯について所得制限・年齢制限を撤廃し、生計を一にしている世帯の第3子以降の保育料の無料化を実施した。国制度では、所得・年齢制限が設けられている多子世帯の保育料軽減制度を拡充するものであり、市独自の算定方法⁸に依るものである。また、このことを受け、私立幼稚園に在園している園児に係る就園奨励費補助金についても、同様の取り扱いを実施している。

	国基準	枚方市基準	
	令和元年9月まで	平成30年8月まで	平成30年9月以降 令和元年9月まで
所得制限	年収約360万円以上相当の世帯	年収約360万円以上相当の世帯	無し ^{※3}
年齢制限	<1号認定 ^{※1} > <私学助成幼稚園 ^{※5} > 小4以上、2歳以下はカウントしない。 <2号・3号認定 ^{※2} > 小1以上はカウントしない。	<1号認定 ^{※1} > <私学助成幼稚園 ^{※5} > 小3以下からカウントする。	<1号認定 ^{※1} > <私学助成幼稚園 ^{※5} > 年齢制限を撤廃し、小4以上もカウントする。 生計を一にしている ^{※4} 世帯の兄・姉も含める。
(例) 年収約360万円以上相当の多子世帯 第1子(小4)、第2子(年長)、第3子(年少)の家庭の場合	第1子：カウントしない。 第2子：1人目園児としてカウントする。 第3子：2人目園児としてカウントする。	第1子：カウントしない。 第2子：1人目園児としてカウントする。 第3子：2人目園児としてカウントする。	第1子：カウントに含める。 第2子：1人目園児としてカウントする。 第3子：3人目園児としてカウントする。無料化の対象となる。

⁸ 国の補助限度額に基づき無料化するため、保護者の方が実際に支払われた保育料等の全額が交付されるものとは限らない。年度途中に入退園等をした場合は、補助限度額等を月割り(入園料の支払いの有無により月割り方法は異なる)して、審査する。入園料は、入園月に支払われたものとして扱う。

- ※¹ 新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）。
- ※² 保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育。
- ※³ なお、年収約 360 万円未満相当世帯における多子計算については、既に年齢制限を撤廃し、利用者負担額や就園奨励費補助金を算定している。
- ※⁴ 同居をしていなくても（勤務、就学などで別居していても）、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費・学費などの送金が行われており、かつ保護者に現に監護されている者、または監護されていた者等（未成年時に保護者が現に監護していた者）。
- ※⁵ 令和元年 9 月まで就園奨励費補助金の対象となっている施設
（出典）保育幼稚園課提出資料より監査人作成

（7）枚方市の子ども・子育て支援に関する歳入及び歳出状況

① 決算の状況

平成 30 年度における枚方市の決算を見ると、一般会計の実質収支は 16 億円の黒字となったが、大阪北部地震や台風第 21 号など複数の災害関連経費などにより、単年度収支は 1 億円の赤字となった。

歳入のうち、市税収入については、個人市民税が他市へのふるさと寄附による寄附金控除の伸びや株式譲渡所得の減少等により 2 億 8,582 万円の減収となった。一方、法人市民税が 6 億 7,984 万円の増収となり、市税収入全体では 2 億 4,850 万円の増収となった。また、地方交付税が 8 億 5,523 万円増加した一方で、繰入金が 17 億 3,897 万円の減少となったことなどにより、歳入全体では 1 億 4,496 万円の減少となった。

歳出のうち、総合文化芸術センター整備や災害関連経費などの事業費が 16 億 1,056 万円の増加、扶助費が障害者自立支援費などにより 4 億 2,069 万円の増加となった一方、公債費が 12 億 9,647 万円の減少、国民健康保険特別会計などへの繰出金が 4 億 6,373 万円の減少となったことなどにより、歳出全体では 7 億 3,823 万円の減少となった。

【枚方市平成 30 年度各会計の決算額】

一般会計・特別会計決算額(単位:千円)							
会計区分	歳入額	歳出額	翌年度繰越額	実質収支	前年度実質収支	単年度収支	
一般会計	135,710,112	133,418,265	726,290	1,565,557	1,673,748	▲ 108,191	
特別会計	国民健康保険	42,051,768	41,316,664	0	735,104	561,662	173,442
	土地取得	292,397	292,397	0	0	0	0
	自動車駐車場	104,452	333,089	0	▲ 228,637	▲ 294,592	65,955
	財産区	102,012	102,012	0	0	0	0
	介護保険	31,319,160	30,839,983	0	479,177	554,369	▲ 75,192
	後期高齢者医療	6,195,455	5,896,965	0	298,490	275,166	23,324
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	88,913	74,141	0	14,772	63,488	▲ 48,716

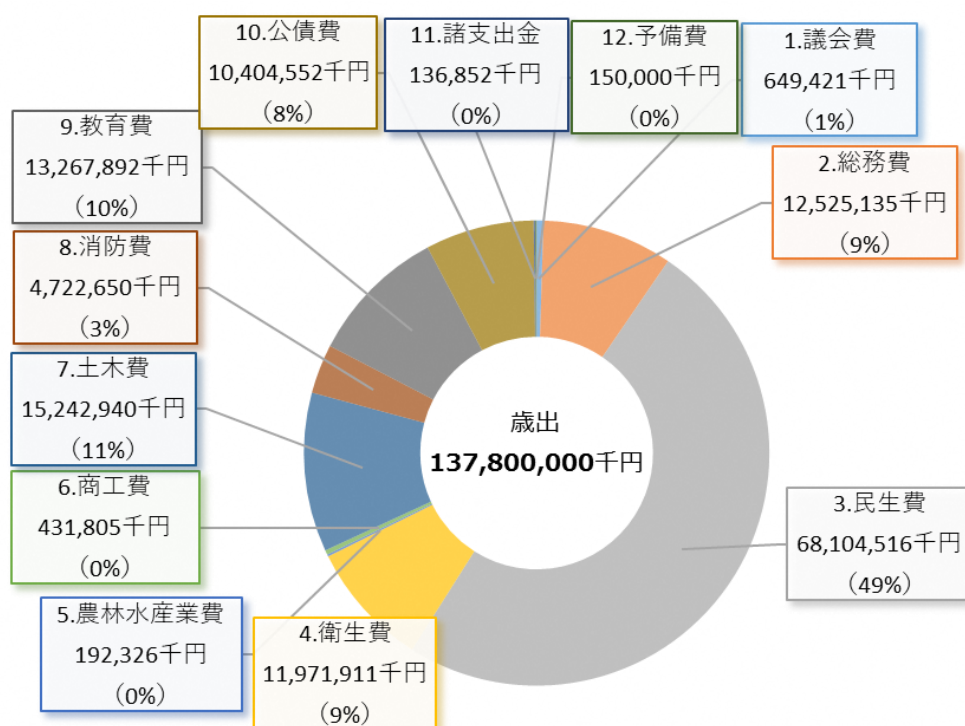
企業会計決算額(単位:千円)				
区分	区分	収益的支出	純利益	前年度純利益
水道事業会計	6,715,396	5,393,942	1,321,454	1,493,276
病院事業会計	9,697,487	9,727,667	▲ 30,180	▲ 967,187
下水道事業会計	12,572,172	10,625,389	1,946,783	1,788,104

(出典) 枚方市ホームページ (<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000025928.html>)

② 予算の状況

一般会計における歳出の内訳は次表のとおりであり、今回の監査対象事務事業の中心である児童福祉費を含む民生費は一般会計における歳出全体の49%を占めている。

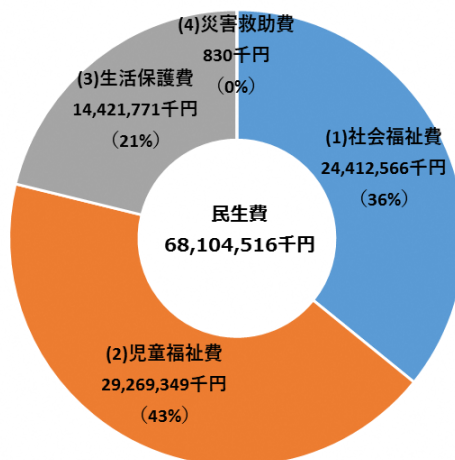
【一般会計における歳出の内訳（平成30年度）】



(出典) 枚方市「平成30年度一般会計予算説明書」より監査人作成

民生費の内訳は次表のとおりであり、このうち、今回の監査対象事務事業の中心である児童福祉費は292億6,934万円（民生費のうち、43%）である。

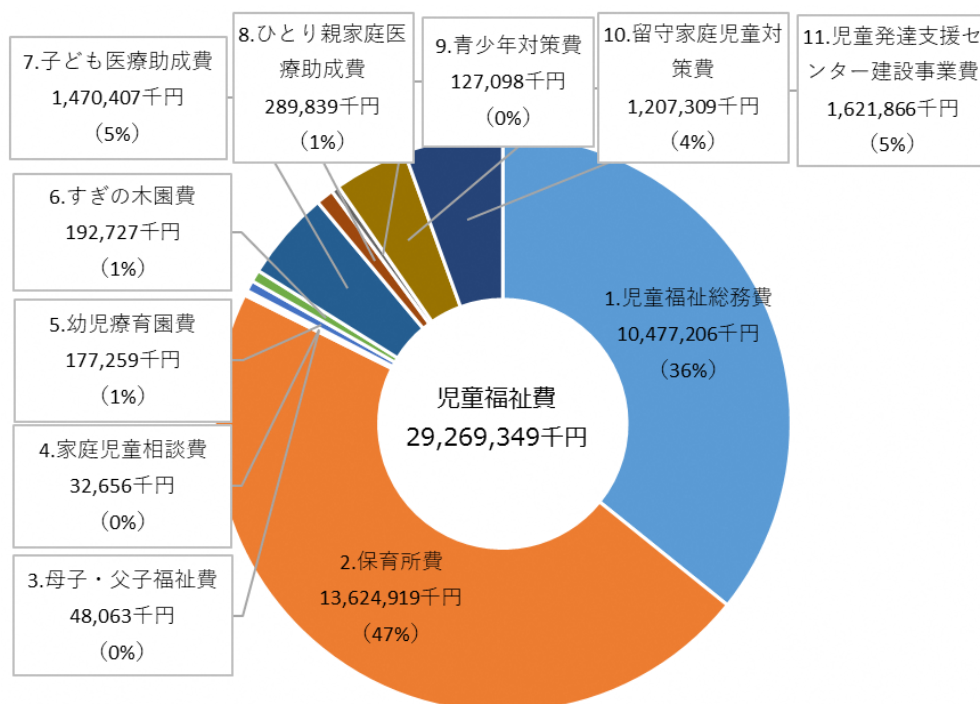
【民生費の内訳（平成30年度）】



(出典) 枚方市「平成30年度一般会計予算説明書」より監査人作成

児童福祉費の内訳は次表のとおりであり、構成比で見ると、保育所費（47%）、児童福祉総務費（36%）で全体の83%を占めている。

【児童福祉費の内訳（平成30年度）】



（出典）枚方市「平成30年度一般会計予算説明書」より監査人作成

また、児童福祉費など今回の監査対象としたそれぞれの事務事業に係る予算の状況は次表のとおりである。これらの事業について、第4以降に記載のとおり、監査を実施した。なお、表中Noは監査の対象とした事業に便宜的に付した番号であり、48頁の【枚方市が実施する子ども・子育て関連事業】の番号に対応する。

【平成 30 年度歳出明細経費と監査対象事業との関連表】

対象 事業 No	予算名称	事業名	所管課	予算額
児童福祉総務費（児童福祉費の目番号 1）				10,477,206
7	地域子育て支援拠点事業費	地域子育て支援拠点事業	子育て事業課	43,547
7	地域子育て支援拠点施設管理経費	地域子育て支援拠点事業	子育て事業課	513
8	子育て情報アプリ事業費	子育て情報アプリ事業	子育て事業課	1,736
9	保育システム管理経費	保育システム管理事業	子育て事業課 保育幼稚園課	15,412
10	ファミリーサポートセンター等事業経費	ファミリーサポートセンター等事業	子育て事業課	20,161
29	児童福祉法による扶助費	助産及び母子生活支援事業	子ども総合相談センター	62,797
30	子育て短期支援事業委託料	子育て短期支援事業	子ども総合相談センター	6,015
保育所費（児童福祉費の目番号 2）				13,624,919
7	地域子育て支援拠点事業委託料	地域子育て支援拠点事業	子育て支援室	37,379
7	地域子育て支援拠点事業経費 センター事業費	地域子育て支援拠点事業	子育て支援室	4,910
11	公立保育所管理経費 施設改善補修事業費	公立保育所施設改善補修事業	子育て運営課	137,081
12	私立保育所等経費 保育所等各種委託料 保育委託料	保育委託事業	子育て事業課	6,602,515
12	私立保育所等経費 保育所等各種委託料 月途中入所保育委託料	保育委託事業	子育て事業課	18,127
13	認定こども園施設型給付費〔扶〕	認定こども園施設型給付事業	子育て事業課	1,153,817
14	子ども・子育て支援事業補助金	子ども・子育て支援事業補助事業	子育て事業課	1,815,910
15	一時預かり保育事業補助金	一時預かり保育事業補助事業	子育て事業課	110,956
16	私立保育所等経費 施設整備補助金	私立保育所設備整備補助事業	子育て事業課	477,284
17	地域型保育給付費〔扶〕	地域型保育給付事業	子育て事業課	262,731
18	小規模保育事業経費 私立小規模保育事業補助金	小規模保育事業補助事業	子育て事業課	5,672
19	小規模保育事業経費 施設整備補助金	小規模保育事業施設整備補助事業	子育て事業課	66,000
20	小規模保育事業経費 整備事業費	小規模保育事業施設整備事業	子育て事業課	185,873
20	小規模保育事業経費 整備備品等購入費（福祉基金繰入金分）	小規模保育事業施設整備事業	子育て事業課	2,259
21	病院保育経費	病児保育事業	子育て事業課	59,041
22	公立保育所民営化事業経費	公立保育所民営化事業	子育て事業課	11,760
23	保育所等研修経費	保育所等研修事業	子育て事業課	2,293
母子・父子福祉費（児童福祉費の目番号 3）				48,063
31	ひとり親家庭相談支援事業委託料	ひとり親家庭相談支援事業	子ども総合相談センター	2,687
32	就業・自立支援センター事業費	就業・自立支援センター事業	子ども総合相談センター	1,789
33	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども総合相談センター	762
34	自立支援事業費	自立支援補助事業	子ども総合相談センター	23,976
35	母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費	母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費	子ども総合相談センター	15,472
36	母子父子福祉推進委員事業費	母子父子福祉推進委員事業	子ども総合相談センター	50

対象 事業 No	予算名称	事業名	所管課	予算額
家庭児童相談費（児童福祉費の目番号4）				32,656
37	人件費	家庭児童相談運営事業	子ども総合相談センター	23,833
37	家庭児童相談事業運営経費	家庭児童相談運営事業	子ども総合相談センター	346
38	児童虐待防止ネットワーク事業経費	児童虐待防止ネットワーク事業	子ども総合相談センター	1,676
39	育児支援家事援助事業経費	育児支援家事援助事業	子ども総合相談センター	444
40	親子支援プログラム事業経費	親子支援プログラム事業	子ども総合相談センター	3,065
幼児療育園費（児童福祉費の目番号5）				177,259
24	幼児療育園管理運営事業	幼児療育園管理運営事業	市立ひらかた子ども発達支援センター	177,259
すぎの木園費（児童福祉費の目番号6）				192,727
25	すぎの木園管理運営事業	すぎの木園管理運営事業	市立ひらかた子ども発達支援センター	192,727
子ども医療助成費（児童福祉費の目番号7）				1,470,407
ひとり親家庭医療助成費（児童福祉費の目番号8）				289,839
青少年対策費（児童福祉費の目番号9）				127,098
1	青少年育成指導員活動費	青少年育成指導員活動事業	子ども青少年部政策課	5,796
2	青少年健全育成・非行防止キャンペーン事業費	青少年健全育成事業	子ども青少年部政策課	35
3	少年少女合唱団運営費経費	少年少女合唱団運営事業	子ども青少年部政策課	2,800
4	枚方市子どもいきいき広場事業経費	枚方市子どもいきいき広場事業	子ども青少年部政策課	32,873
5	子どもの居場所づくり推進事業	子どもの居場所づくり推進事業	子ども青少年部政策課	5,526
6	結婚新生活支援事業費	結婚新生活支援事業	子ども青少年部政策課	44,000
41	子ども・若者育成事業費	子ども・若者育成事業	子ども総合相談センター	1,665
留守家庭児童対策費（児童福祉費の目番号10）				1,207,309
児童発達支援センター建設事業費（児童福祉費の目番号11）				1,621,866
26	児童発達支援センター整備事業	児童発達支援センター整備事業	市立ひらかた子ども発達支援センター	1,621,866
(児童福祉費以外)				
教育費				
教育総務費 事務局費				
27	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励費補助事業	保育幼稚園課	466,004
28	私立幼稚園事業経費 預かり保育事業補助金	私立幼稚園預かり保育事業	子育て事業課	21,600
特別会計				
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計				
42	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども総合相談センター	27,000

第3 監査の実施方法

1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））

子ども・子育て支援に関する財務事務の執行が、①「合規性・準拠性」、②「3E（経済性・効率性・有効性）」、③「公益性・公共性」、④「公平性・透明性」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。

子ども・子育て支援に関する財務事務は、具体的には、枚方市による直営による形式のほか、業務委託方式、補助金・負担金・分担金方式で行われていることから、それぞれの形式ごとに監査の視点を立案して監査を実施した。

また、枚方市は事業の実施を通じて、安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える地域の実現を図ろうとしており、施策評価制度⁹を通じて自ら事業の振り返りを行っている。そこで、上記の事業の遂行のいずれの形式にも共通する視点として、事務事業が適切に自己評価され、次年度以降の事務事業の改善にフィードバックされることが、財務事務の有効性を検証するために重要な視点となることから、いわゆるPDCAサイクルの観点から、事務事業の評価についても監査の視点を立案して監査を実施した。

その他、対象とする事務事業に外郭団体等が関連している場合には、平成25年度に「外郭団体等の財務に関する事務の執行について」包括外部監査が実施されていること、平成29年度に「中核市への移行に伴う移譲事務について」包括外部監査を実施したことから、それらの措置の状況について監査を行うとともに、その他の歳入歳出についても監査の視点を立案して監査を実施した。

（1）業務委託方式の事業

- ① 事業は有効に行われているか（事業の「有効性」）、具体的には、
- ・ 事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
 - ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
 - ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
 - ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
 - ・ 事業の実績や成果は分かりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・

⁹ 28の施策目標及び4つの計画推進ごとに、市民の評価により進捗を測る「主観的指標」と客観的な数値により進捗を測る「客観的指標」を組み合わせ、「施策指標」を設定し、この施策指標の推移を把握することで、計画の進捗管理を行うもの。施策評価の実施にあたっては、評価を効果的に実施し、その客観性を高めるため、学識経験者等による「枚方市施策評価員」から意見を聴取し、施策評価報告書として報告される。詳細は枚方市ホームページ（<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007690.html>）を参照されたい。

- 分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・市や委託先事業者などの事業実施者側の都合を強調するあまり、利用者のニーズを取り込めていない実態はないか。
 - ・経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事業は見当たらないか。
 - ・委託費の無理な削減が委託先事業者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
 - ・直営ではなく、委託とする理由に合理性はあるか。
 - ・長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
 - ・初期の目的が達成されているにも関わらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにも関わらず支出され続けているものはないか。
 - ・財源に国又は府の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。
- ② 事業は経済的に行われているか（事業の「経済性」、具体的には、
- ・総コストを計算したうえで、事業の実施方法を決定しているか。
 - ・事業費の積算見積は適切に行われているか、又はその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
 - ・委託事業の契約金額について、複数の見積を徴するなど、低減努力がなされているか。
 - ・委託事業の実績評価及び検証結果が、次年度以降の事業計画や予算に反映されているか。
 - ・全庁的に共通な委託業務について予定価格の積算を統一するなど積算見積の適正化がなされているか。
 - ・長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
 - ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ③ 契約事務は法規等に準拠して行われているか（事務の「合規性・準拠性」、具体的には、
- ・契約関係の法令等に準拠した事務が行われているか。
 - ・作成すべき書類や資料は適切に作成され、保管されているか。
 - ・契約後の再委託の承認や契約変更は適切に行われているか。
- ④ 契約相手は公平にかつ透明性をもって選定されているか（事務事業の「公平性・透明性」、具体的には、
- ・委託先事業者の選定は競争性が確保された方法によっているか。

- ・委託先事業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていないか。
 - ・随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けて改善すべく検討されているか。
 - ・公募プロポーザル方式による場合、選定委員の選考などの点で公平性の確保はなされているか。
 - ・委託先事業者に対して、市職員の再就職の実績はないか。また、委託先事業者に対して市の補助金が交付されていないか。
- ⑤ 業務委託に関して枚方市は適切に関与し適切に責任を果たしているか(事務事業の「経済性」、「有効性」)、具体的には、
- ・事業の実施前において仕様に関する打ち合わせは適切に行われているか。
 - ・業務の実施過程を適時にチェックしているか。
 - ・実績に係る報告は適切に行われ、市がその成果を把握するに足るものとなっているか。
 - ・成果物等の検収は適切に行われているか。
 - ・成果物等から事業目的の達成度を測り、次年度の実施に向けた仕様や実施方法の見直しは行われているか。
- ⑥ 業務委託に関して事務手続は効率的に行われているかどうか(事務の「効率性」)。
- (2) 補助金・負担金・分担金方式の事業
- ① 補助金等は交付規則、要綱等に補助金等の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等が明確に規定されているかどうか(補助金等の「合規性・準拠性」、「公平性・透明性」)。
- ② 補助金の財務事務の執行は、法令や規則等に準拠しているか、また、規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか(補助金等の「合規性・準拠性」)。
- ③ 補助金の公益上の必要性はあるか(補助金等の「公益性・公共性」)。
- ④ 補助金の交付は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。具体的には、
- ・補助金額は規則、要綱等に基づき適切に計算されているかどうか(「経済性」)。
 - ・事務手続は効率的に行われているかどうか(「効率性」)。
 - ・補助の効果や成果について適切に計測されているかどうか(「有効性」)。
- ⑤ 補助金額の精算は適切に行われているか、補助金の確定にあたって適切に検査が行われているかどうか(補助金等の「経済性」、「有効性」)。

(3) 事業評価

- ① 事業評価を行うために有効な指標が設定されているか（指標の「有効性」）。
- ② 適切に事業評価が行われているかどうか（事業評価の「有効性」）。
- ③ 事業評価結果が次年度以降の予算や事業計画に適切に反映されているかどうか（事業評価の「有効性」）、すなわち、PDCAサイクルが適切に回されているかどうか。

(4) 過去の包括外部監査の措置状況等

平成 29 年度に行った包括外部監査における指摘事項について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

その他過去包括外部監査において指摘事項のあった事務事業について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

(5) その他歳入歳出

歳入については、

- ① 適時適切に歳入の調定が行われているか（事務の「合規性・準拠性」）。
- ② 未済の債権について適切に債権管理が行われているか（事務の「合規性・準拠性」、「有効性」、「経済性」）、具体的には、
 - ・市は、未済の債権について、財務規則等にしたがって定期的に催告しているか。
 - ・市は、債務者に対し、未済の原因や態様に応じた適切な処置を採っているか。

歳出については、上記（1）から（4）に準ずる。

2. 監査手続

(1) 予備調査

- ① 総合計画、平成 30 年度歳入歳出決算書、総合戦略（改訂版）、枚方市統計書、各部署の所管事務の概要、平成 30 年度及び令和元年度の枚方市施策評価報告書（総合計画及び総合戦略の進捗管理）等の資料等をもとに、枚方市の現状や、事務事業の概要を把握した。
- ② 関連する部署にヒアリングを実施し、事務事業の概要について説明を受け、適宜質疑応答を行った。

(2) 本調査

- ① 監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、効率的に概要を把握するために、枚方市の各部署が作成している枚方市施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読した。
- ② その後、関連する部署に各事業の委細についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事業の実施方法、これまでの事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。
- ③ 実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。
具体的には、監査の視点（監査要点）にしたがい、事務・事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。
併せて、各担当部署の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。
- ④ 監査人の問題意識により客観性をもたせるために、近接あるいは同規模の中核市等の事務事業の状況や統計データを入手し、枚方市との比較を行った。
- ⑤ 監査人の問題意識について、各担当部署へ提起を行い、ディスカッションを行った。各担当部署の問題意識を改めてヒアリングするとともに、措置の方向性についてディスカッションを行った。これらの検討過程を経て浮かび上がってきた個々の問題点や問題意識について、所管部署と書面やディスカッションによる協議を複数回実施し、最終的な問題点（監査の結果や意見となる事項）を明確にした。
- ⑥ 以上の監査の経過や結果を、本監査報告書としてとりまとめた。

第4 監査の対象及び監査の結果

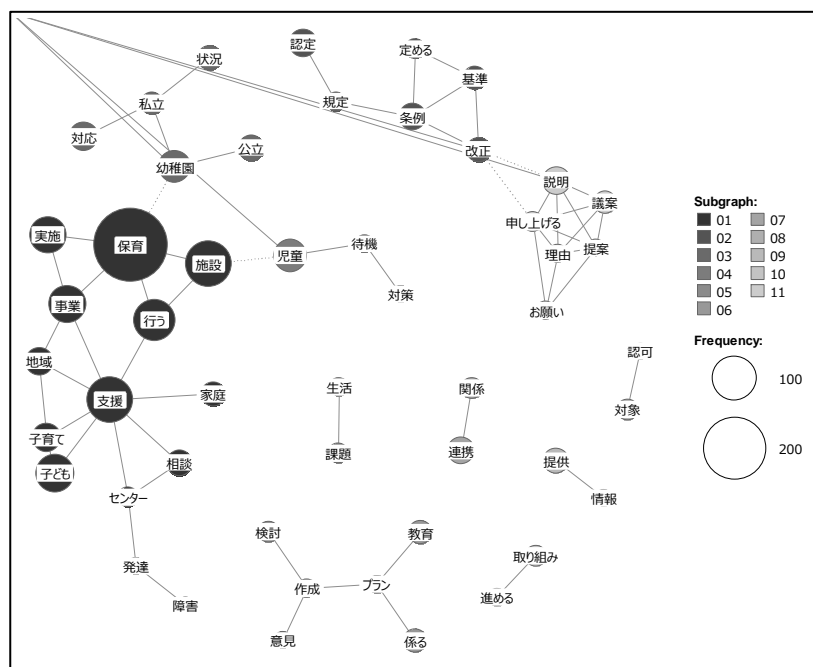
1. 総論

本節では、本年度の包括外部監査を行うに当たり、枚方市子ども・子育て関連事業の全般的な状況を市議会における議論や市民アンケート等の分析を行い概観したうえで、本年度の包括外部監査において発見された事項に共通する点や、その他監査人の意見を述べる。

(1) 枚方市市議会における保育に関する議論の状況

枚方市議会においても、保育は重要な関心事として多くの議論がなされている。

そこで、平成30年度中に開催された枚方市議会の議事録のうち、子ども青少年部長による答弁に係る議事録を収集し、テキストマイニング¹⁰による議事内容の分析を行った。分析においては、統計ソフトのKH Coderを利用し、出現パターンが互いに似ている語(共起の程度が強い語)を線で結んだネットワークである「共起ネットワーク」を作図した。以下が作成された「共起ネットワーク」であるが、この中でも「保育」という語に関連して、「施設」、「実施」、「待機」、「児童」、「対策」や「子ども」、「子育て」、「支援」という語が多く発言されており、保育施設や保育の実施、待機児童対策、子ども・子育て支援については特に議会の関心事である様子が伺える。



(出典)「枚方市議会議事録」をもとに監査人作成

¹⁰ テキストマイニングとは、文字列を対象としたテキストデータの分析方法のことである。通常の文章からなるデータを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す手法の総称をいう。

<p>「検討」が含まれる主な答弁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業におきましては、児童発達支援センターの窓口として、発達に関する相談支援を実施できるよう体制を検討しております。 ・中期計画（平成 23 年 12 月に作成した公立保育所民営化計画）の作成時点におきましても、民営化の検討対象とした 5 カ所の保育所のうち 3 カ所については、敷地が借地であることを認識しており、引き続き実施手法の検討を進めているところですが、民営化後の土地貸借の取り扱いなどが課題となっており、引き続き課題解決に向け、検討を進めてまいります。 ・幼児療育園移転後の施設の跡地利用につきましては、現在、庁内委員会であります公共施設マネジメント推進委員会におきまして検討を行っているところございまして、今年度内に一定の結論を得たいと考えております（（意見番号 38）参照）。 ・出産前後の母体の負担軽減につながる家事援助などの支援策につきましては、本市では産後ということになりますが、多胎児を養育している家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を支援していることから、産前、産後の家事援助について、他市の事例なども踏まえ検討していきたいと考えております。
<p>「努め」が含まれる主な答弁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も子どもや保護者に寄り添って丁寧な引き継ぎを行い、民営化後も保育に満足していただけるよう努めてまいります。 ・療育の向上が図れるよう、研修などを通して、職員のスキルアップにも努めてまいりたいと考えております。 ・2 歳児の預かり保育における職員配置につきましては、有資格者の配置を当分の間 3 分の 1 でも可能とする措置は、あくまで保育士又は幼稚園教諭免許状所有者等の有資格者の確保が困難な場合の特例措置であると認識しており、今後、本事業を実施する私立幼稚園には、有資格者の職員確保に努めるよう要請してまいります。 ・今後も、新たに小規模保育事業を実施する際には、連携施設の確保に努めるよう求めてまいります。
<p>「いきたい」が含まれる主な答弁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設につきましては国や大阪府の補助対象となっておらず、市独自の補助につきましては、多額の経費を要することから難しいものと考えておりますが、地震への対策は重要であることから、認可外保育施設への耐震化に係る補助につきましては、他市での実施状況について調査していきたいと考えております（耐震補強等の補助対象が認可保育所、認定こども園、小規模保育実施施設となっていることについて（（意見番号 26・27・33・34）参照））。 ・議員御指摘のとおり、市内における小規模保育施設の卒園後の受け皿の確保につきましては課題と認識しており、今後、小規模保育施設を併設しな

	<p>い公立幼稚園2園におきましても、3から5歳児の預かり保育を実施するとともに、保育所等の利用調整の基準につきましても引き続き検証を十分に行いながら、必要に応じて、喫緊の課題であります保育士の子どもの優先利用など、保育枠拡大にも直接影響するものから見直ししていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所及び認定こども園、幼稚園につきましても、アスベストの除去等に係る費用の国庫補助制度がございますので、今回の地震における状況を踏まえ、吹きつけアスベストが残存する施設には制度の情報提供を行い、より安全な環境整備に取り組まれるよう求めていきたいと考えております（(意見番号28)参照）。
--	---

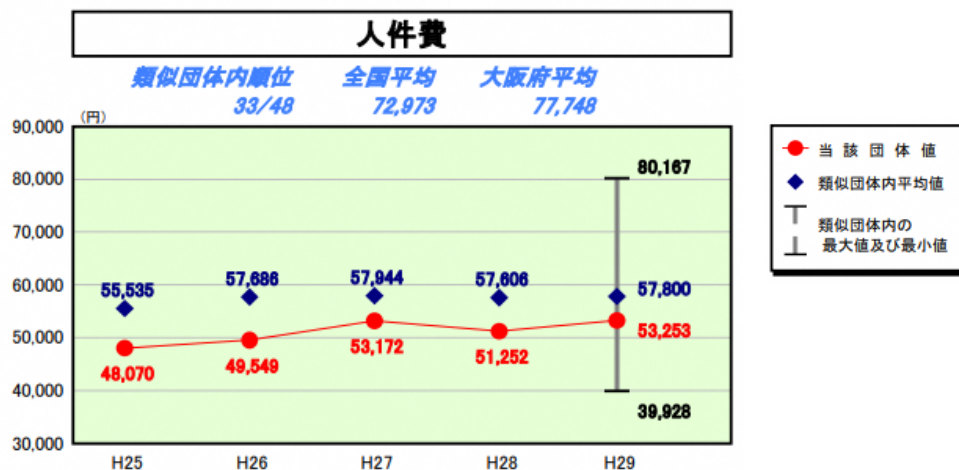
(出典)「枚方市議会議事録」(ただし、かっこ書きは監査人が追記)

(2) 子ども青少年部の人員体制について

枚方市は、これまでに人員削減を中心とした職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組んできた。以下はこれまでの市の主な取り組みである。

平成13年12月	第2次行政改革推進実施計画策定
平成18年3月	<p>構造改革アクションプラン策定(平成23年4月改定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定 ・計画策定時に想定されていなかった増員要素を考慮すると、目標達成
平成26年3月	<p>枚方市職員定数基本方針策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月の中核市移行を見据えて、職員数の適正化と総人件費の抑制を図る
平成28年3月	<p>新行政改革実施プラン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直しや民間活力の活用、技能労務職員の適正配置に向けた取り組み ・職員数と総人件費の適正化を図る
平成29年4月	<p>人事行政制度調査審議会(平成29年4月設置)からの答申を踏まえ、行政職給料表の構造や管理職手当の見直し、現給保障の整理等を実施</p>
平成30年3月	<p>枚方市職員定数基本方針改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制を図る

これらの人件費減努力等により、以下のとおり、住民一人当たりのコストで見ると、市は類似団体平均値の 57,800 円を 8%ほど下回る 53,253 円となっている。



(出典) 枚方市財政課「平成 29 年度 財政状況資料集」

これらの全庁的な職員数の適正化と総人件費の抑制の流れのもと、子ども青少年部についても実施されているものの、市の保育サービスなど子ども・子育て関連事業の拡大があり、次の【時間外勤務の状況】のとおり、子ども青少年部職員の一人当たり業務量は拡大している。

子ども青少年部では、直営の施設もあり、職員の負担増大は市民サービスの安全性の欠落につながるおそれがある。また、窓口においても住民と直接対話する機会も多く、時間に追われながらの窓口対応は市民サービス水準の低下にもつながる。

人員問題については、全庁的な課題であり、今回の監査対象としての措置は困難であることから指摘や意見とはしないものの、業務量を十分に勘案し、人件費抑制だけではない、適切な必要人員の手当てを検討することも検討に値すると考える。

【時間外勤務の状況】

(平成 29 年度)

(単位：時間、人)

部課名	時間外勤務時間数	延べ職員数	1人当たり月時間数
市長部局 計	181,769	15,486	11.74
(内、子ども青少年部)			
子ども青少年政策課	1,978	36	54.94
枚方公園青少年センター	133	36	3.69
子育て事業課	2,590	84	30.83

子育て運営課	13,688	3,086	4.44
保育幼稚園課	5,419	114	47.54
子ども総合相談センター	1,968	132	14.91
合計	25,776	3,488	7.39

(出典)「平成 29 年度 枚方市事務概要」より監査人作成

(平成 30 年度)

(単位：時間、人)

部課名	時間外 勤務時間数	延べ職員数	1人当たり 月時間数
市長部局 計	193,432	15,278	12.66
(内、子ども青少年部)			
子ども青少年政策課	2,661	48	55.44
枚方公園青少年センター	420	36	11.67
子育て事業課	2,909	84	34.63
子育て運営課	16,078	3,124	5.15
保育幼稚園課	5,214	120	43.45
子ども総合相談センター	2,677	132	20.28
合計	29,959	3,544	8.45

(出典)「平成 30 年度 枚方市事務概要」より監査人作成

(3) PDC Aサイクルに基づく行政経営について (事業単位と行政評価等)

① 各種資料間の事業単位の整合性

今回の監査の過程では、市の総合計画などの全庁的な計画や子ども青少年部が所管の各種計画 (子ども・子育て支援事業計画等)、予算書、個別の歳入・歳出の執行データ、決算書、決議書ファイルなど様々な資料を閲覧した。

各種資料を閲覧する中で、例えば以下のように資料によって事業名称が異なり、それぞれの関係性や整合性の把握は非常に複雑なものであった。

(各種資料間の事業名称の不一致)

- ・各種計画と予算書との事業名称の不一致
- ・執行データと予算書との事業名称の不一致

② 行政評価

枚方市では、行政評価の取り組みとして、(ア) 事務事業総点検の一環として、事務事業実績測定調査を作成し、事務事業評価を行っているほか、(イ) 総合計画基本計画の施策推進の観点からの施策評価として実行計画管理シートを作成し、その中で

実行計画事業の評価を行っている。

(ア)の事務事業実績測定は、平成27年度から運用されている。この事務事業実績測定は、市の実施する全事務事業を対象としており、毎年度、各事務事業の実績やコスト、人員、達成目標、達成状況等を把握するために実施されている。

一方、(イ)の実行計画管理シートは平成22年度から運用されている。この実行計画管理シートは、施策評価を目的としている。また、実行計画に掲載された主要事業を対象としており、毎年度、施策指標と実行計画事業の実績を活用し、取組の検証・評価を行っている。

枚方市では、これらの2つの行政評価制度が並行して運用されており、「施策評価と事務事業実績測定の関係整理表」による評価対象事業等の整理を行っている。しかしながら、以下のように実行計画事業における指標（子育て応援アプリの0歳児保護者の登録件数）とそれに関連した事務事業の指標（一時預かりの延べ利用人数、病児保育室の利用者人数）に因果関係が見られない例もあり、両制度の有機的な連携が十分ではない面が見受けられる。

実行計画管理シート			事務事業実績測定調査	
シートNo	実行計画事業名	関連指標	事務事業名	関連指標
103	保育サービスの充実	子育て応援アプリ0歳児保護者の年間登録数 (新たに子育て応援アプリに登録した保護者のうち、0歳児の保護者の人数)	一時預かり補助事業	一時預かりの延べ利用人数
			病児保育事業	病児保育室の利用者人数
			保育所入所、保育料徴収事務	—

(資料) 施策評価と事務事業実績測定の関係整理表、実行計画管理シート、事務事業実績測定調より監査人作成

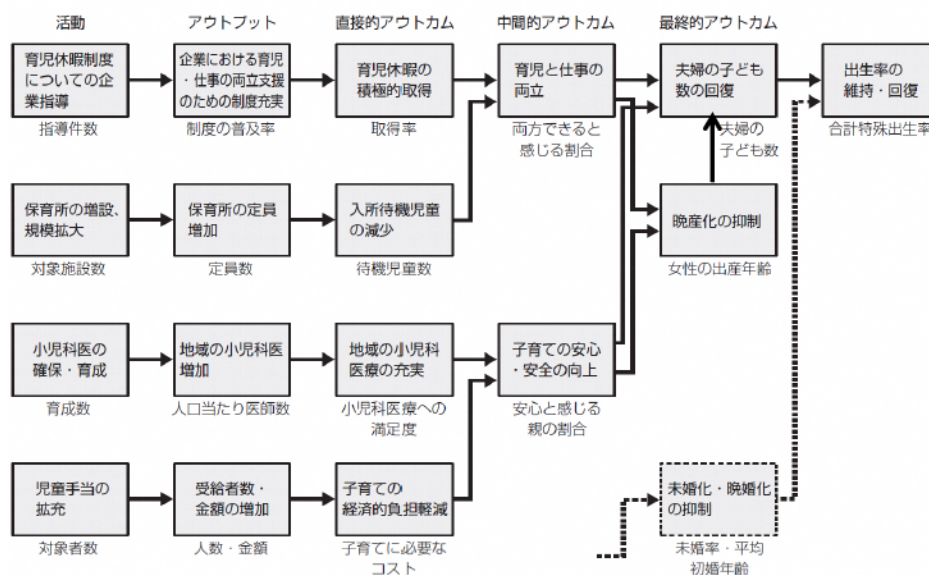
施策評価については既に見直しに着手しており一定の議論が進められているところであることから、今回の監査対象としての措置は困難であることと考えられる。そのため、指摘や意見とはしないものの、2つの行政評価制度が並行して運用されている現状は、行政評価の分かりにくさや職員の事務負担を招くため、複数の行政評価制度について一体的な制度設計と運用に向けた検討が望まれる。

③ 事務事業実績測定における事務事業の目標管理について

枚方市では、総合計画の進捗管理として実施する施策評価のほか、事務事業総点検の取り組みとして事務事業実績測定調査を作成し、事務事業評価を行っている。事務事業評価においては、事業費の推移とともに適切に設定した成果指標の推移を記載し、事務事業の効率性、有効性等を図ることが重要とされている。また、成果指標の設定においては、財源を投入（インプット）して行政活動を実施（活動）し、その結果と

して、事務事業の目的を達成（アウトプット、アウトカム）するという政策ロジックの流れに留意することが重要とされる。さらに、成果指標は、達成可能な範囲内で高水準のものを定めることで事業の有効性向上へのインセンティブにつながる。

【参考：政策ロジックの例】



(出典) 鳥取大学地域学部小野達也「平成 27 年度政策評価に関する統一研修(地方研修)」

12 頁

枚方市の作成した事務事業実績測定調書を確認したところ、成果指標としては通常、アウトプット指標又はアウトカム指標が適切であるものの、成果指標が活動指標に留まっており、アウトプット指標などの適切な指標が設定されていないケース（A）が見られた。また、平成 29 年度実績値より低い水準で平成 30 年度の目標値が設定されているケース（B）及び平成 30 年度の実績値が同年目標値の 80%を下回っており、目標値が高すぎるか、何らかの支障により低水準の達成度となったケース（C）が見られた。それぞれのケースにつき、以下のとおり、再検討を行うべきである（意見番号 1）。評価に際しては、施策及び事業目的の達成度合いを十分に測定できる指標を設定する必要がある。

- A：目標指標が活動指標に留まっており、アウトプット指標などの適切な指標を設定すべきもの*。
- B：平成 29 年度実績値より低い水準で平成 30 年度の目標値が設定されており、目標として不十分なもの。達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべきもの。
- C：平成 30 年度の実績値が同年目標値の 80%を下回っている。原因と対策と検討のうえ、達成が難しいのであれば、達成可能な範囲で高い水準の目標を設定すべき

もの。

※ 成果指標が活動指標に留まっており、アウトプット指標などの適切な指標が設定されていないケース（A）については、例えば青少年育成指導員活動事業において以下の状況のように、各校区が情報交換する会議、研修会の回数を用いている事例が見られた。当事業が、校区代表者会議のみであれば開催数でも問題ないが、上述のように多岐にわたる活動を行っているにも関わらず各校区が情報交換する会議、研修会の回数のみでは、事業の成果について実効性の判断が困難といえる。例えば、研修会であれば参加者数、相談活動であれば相談件数、「こども 110 番の家」の旗の設置推進活動であれば設置件数及びこども 110 番対応件数など、事業活動が適切に評価できる指標とすることが望まれる。

【再検討を行うべき指標と事業の関連図】

担当課	事務事業測定事業名	指標名	単位	目標指標の種別	成果指標実績（目標・予測）				成果指標実績（実績）			監査の意見 ※凡例参照
					H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	
ひらかた子ども発達支援センター	すぎの木園施設維持管理事業	開園日数	日	活動	231	233	232	225	230	233	227	A、B
	新児童発達支援センター整備事業	新児童発達支援センター整備の進捗度	%	活動	50	70	90	100	50	70	90	A
	通園交通費助成金事業	年間利用回数	回	アウトプット	2,788	2,643	2,265	2,293	2,363	2,056	2,461	B
	保育所・通園施設巡回相談業務	相談依頼に対する実施割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A
	幼児療育園施設維持管理事業	開園日数	日	活動	232	235	231	225	231	232	227	A、B
子ども青少年政策課	結婚新生活支援事業	本補助金を活用し、新たに枚方市内で新生活を開始した世帯の数	世帯	アウトプット	0	100	110	110	0	104	177	—
	子どもの課題対策検討事務	指標の記載なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	子どもの居場所づくり補助事業	子どもの居場所づくりに取り組む団体数	団体	アウトプット	5	21	25	25	11	19	19	C
	子ども青少年政策課運営事務	指標の記載なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営事務	児童福祉専門分科会の開催回数	回	活動	1	1	1	1	0	1	1	A
	青少年健全育成事業	各校区が情報交換する会議、研修会	回	活動	16	16	16	16	19	19	18	A、B
	青少年問題協議会運営事務	青少年問題協議会の開催回数	回	活動	1	4	1	1	1	4	1	A、B
	第2期子ども・子育て支援事業計画等策定事務	指標の記載なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	枚方公園青少年センター維持管理事業	枚方公園青少年センターの施設利用率	%	アウトプット	70.0	64.2	67.5	70.0	67.0	67.5	69.5	—
	枚方公園青少年センター青少年サポート事業	青少年相談の相談件数	件	アウトプット	55	49	55	60	43	50	47	—
	枚方公園青少年センター青年文化事業	青年文化事業への参加者数	人	アウトプット	2,579	2,493	2,579	2,580	2,406	1,634	1,515	C
	枚方子どもいきいき広場補助事業	子どもいきいき広場事業の延べ参加児童数（平成27年度までは、「実施校区数」）	人 （平成27年度までは校区）	アウトプット	63,800	67,400	67,400	65,300	65,662	60,965	52,870	C

担当課	事務事業測定事業名	指標名	単位	目標指標の種別	成果指標実績（目標・予測）				成果指標実績（実績）			監査の意見 ※凡例参照	
					H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30		
子ども総合相談センター	ひきこもり等子ども・若者相談支援事業	相談件数	件	アウトプット	1,000	1,300	2,280	2,500	1,548	2,072	2,466	—	
	ひとり親家庭自立支援給付補助事業	ひとり親家庭自立支援給付金支給割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A	
	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	母子・父子自立支援員の相談件数	件	アウトプット	500	500	600	700	687	849	885	B	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子自立支援員の相談件数	%	アウトプット	100	100	100	100	66	40	38	C	
	育児支援家事援助事業	適切な支援となる訪問が実施された割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A	
	家庭児童相談業務	相談件数	件	アウトプット	21,000	24,000	24,000	24,000	22,246	22,259	27,868	—	
	子ども・若者育成計画推進事務	子ども・若者育成計画推進委員会の開催回数	回	活動	1	3	1	1	1	6	1	A、B	
	子ども総合相談センター運営事務	指標の記載なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	子育て短期支援事業	利用日数	日	アウトプット	800	800	800	800	598	622	452	C	
	児童虐待防止ネットワーク事業	開催回数	回	活動	14	14	14	20	14	14	20	A	
	助産施設入所措置等事務	入所措置割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A	
	障害児等関係機関ネットワーク事業	開催回数	%	活動	11	11	10	7	10	10	7	C	
	親子支援プログラム事業	参加人数	%	アウトプット	60	110	110	110	105	121	88	B	
	土日夜間電話相談事業	相談件数	%	アウトプット	400	400	400	400	381	295	424	—	
	母子家庭厚生補助事業	事業計画に対する実施割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A	
	母子生活支援施設入所措置等事務	入所措置世帯割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付割合	%	活動	100	100	100	100	100	100	100	A	
	子育て運営課	公立保育所維持管理業務	公立保育所及び小規模保育施設数	%	活動	12	14	18	17	12	14	18	A
		公立保育所管理運営事業	適切に管理運営された保育所数	%	活動	12	14	18	17	12	14	18	A
		公立保育所保育環境整備事業	保育環境を整備した保育所等の施設数	%	活動	12	14	18	17	12	14	18	A
子育て運営課運営事務		適切な業務運営達成度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保育士等研修事業		研修参加延べ人数	人	アウトプット	250	270	290	300	341	334	397	B	
子育て事業課	ふれあいルーム補助事業	ふれあいルームを利用した延べ親子数	人	アウトプット	16,500	16,500	16,500	16,500	12,057	10,634	10,155	C	
	一時預かり補助事業	一時預かりの延べ利用人数	人	アウトプット	53,646	58,339	68,056	74,925	62,807	79,527	80,093	B	
	公立保育所民営化事業	走谷保育所民営化進捗度	%	活動	20	50	100	100	20	50	100	A	
	産休等代替職員補助事業	産休及び病休の代替職員費補助金の補助日数	日	活動	335	294	316	311.5	43.62	191.53	330.5	A	
	子ども・子育て支援事業計画推進事業	枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会の開催回数	回	活動	1	1	1	3	1	1	3	A	
	子ども・子育て支援法に基づく給付事務	各施設の利用延べ人数	人	アウトプット	83,364	93,467	93,600	98,148	93,757	97,962	98,671	B	
	子育て事業課運営事務	指標の記載なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	私立保育所職員研修費補助事業	研修参加延べ人数	人	アウトプット	400	400	400	400	357	148	237	C	
	私立保育所等機能充実補助事業	公私立施設入所児童数のうち私立施設の入所児童数の割合	%	アウトプット	80.51	81.98	81.73	86.5	81.78	81.89	81.6	B	
	私立保育所等施設整備補助事業	施設整備に伴う増加定員数	人	アウトプット	30	40	120	140	30	50	30	C	
	私立幼稚園等幼児教育充実事業（補）	事業実施数	件	アウトプット	38	38	38	38	47	47	41	B	
	社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会運営事務	枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会の開催回数	回	活動	1	1	1	3	1	1	3	A	
	小規模保育施設整備事業	小規模保育施設開設に伴う増加定員数	人	アウトプット	19	19	107	31	19	62	76	C	
	多胎児家庭育児支援事業（補）	利用登録世帯数	世帯	アウトプット	72	72	72	72	33	29	31	C	
	地域子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業の利用者数	人	アウトプット	76,700	76,700	76,700	81,200	83,650	82,698	78,430	B	
	乳児家庭全戸訪問事業	訪問対象者のうち訪問者数	%	アウトプット	100	100	100	100	100	100	100	—	
	病児保育事業	病児保育室の利用者人数	人	アウトプット	3,234	3,449	3,721	3,766	3,727	3,969	3,602	B	
	保育士等就職支援センター事業	マッチング成立件数	件	アウトプット	—	—	1	12	—	—	1	B	
	保育幼稚園課	市立幼稚園入園料・保育料徴収管理事務	徴収率（現年度）	%	アウトプット	100	100	100	100	99.36	99.77	99.51	—
		保育所入所、保育料徴収事務	徴収率（現年度）	%	アウトプット	98	98.2	98.5	98.9	98.08	98.42	98.85	—
保育幼稚園課運営事務		指標の記載なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
幼稚園就園奨励費補助事業		受給者率	%	アウトプット	80	80	80	80	84.71	84.73	87.49	B	

（出典）「令和元年度事務事業実績測定調査」より監査人が作成

また、事務事業実績測定調書の対象事業のうち正規職員の人件費のみで行っている事業については評価対象となっていない。これらの効果測定についても検討すべきである（意見番号2）。

④ 今後の行政経営に向けて

①に記載した事業区分の複雑さもあり、②に記載した複数の行政評価を含む各種資料間での有機的な連携が困難になっていると考えられる。一般的にP D C Aサイクルに基づく効果的・効率的な行政経営には、計画・予算・決算・行政評価の事業単位の整合性を図る必要があり、これには、市の「政策—施策—事業（大事業—中事業—小事業）」の体系を踏まえた整理が必要になる。

計画・予算・決算・行政評価の事業単位の整合性の整理においては、予算システムや財務会計システム、行政評価システムなど様々なシステムや制度にまたがって検討が必要になる。

また、平成28年度決算からは、総務省通知に基づき、「統一的な基準による財務書類」（以下、「新地方公会計制度」という。）が作成されている。この新地方公会計制度においては、民間の企業会計を参考にした発生主義会計・複式簿記に基づき、フルコスト情報（施設の時の経過に伴って生じる減価償却費などを含めた事業コスト）やストック情報（建物や物品といった施設や負債など）が「見える化」される。この「見える化」されたフルコスト情報やストック情報を行政経営に活用することが総務省から推奨されており、行政評価にこれらの情報を反映することが望ましい。そのため、計画・予算・決算・行政評価の事業単位の整合性の整理においては、公会計情報の活用をもふまえて行うことが望まれる。

これまで、国の政策の動向もあり、様々な制度や仕組みが構築されてきた。しかし、P D C Aサイクルに基づく効果的・効率的な行政経営を機能させるために、「事業単位」や「事業区分」に着目して、計画・予算・決算・行政評価の制度や仕組みを再構築することも検討に値すると考える。

（4）市の内部統制について

地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方公共団体において、令和2年度から「内部統制制度」が導入されることとなった。

この「内部統制制度」は、平成28年3月に提言された第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（以下「答申」という。）の趣旨をふまえて創設された。答申においては、我が国が人口減少局面に突入していることを踏まえ、地方公共団体の長が、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制、いわゆる内部統制体制を整備及び運用することが必要とされた。

一方、枚方市においても、例えば費用の執行までには業者選定、契約手続、業務履行確認、費用の執行（支払い）という流れを経るといった「内部統制」そのものは既に構築・運用されている。令和2年度から導入される「内部統制制度」では、これまでの内部統制を事務の誤りや不適正な事務が生じやすいリスクに着目して、それに対応した適切な内部統制を再構築・運用したうえで、運用状況についての評価などを制度化するものである。

しかし、この「内部統制制度」は都道府県及び政令指定都市が義務団体とされているが、中核市である枚方市は努力義務となっており、現状では制度対応は行っていない。今回、包括外部監査を進める過程で指摘や意見としたような事務の誤りや内部統制上の課題が多数発見された。特に外部事業者から提出を受けた書類等について、市でその内容を確認する点については、市によるチェック項目に漏れがある例や、市によるチェックの証跡が残されていない例、書類の記載など事務の誤りがあるまま、誤りが是正されずに所属課の複数者による決裁が行われた例など、事務の不備が散見された（（結果番号5）、（結果番号9）、（意見番号20）などを参照）。このような状況を踏まえ、枚方市においても、事務の誤り等が生じやすいリスクに対応した内部統制への見直しを含む「内部統制制度」の導入を検討されたい。ただし、「内部統制制度」としての導入は、内部統制に関する方針の策定や内部統制評価報告書の作成、作成した内部統制評価報告書に係る監査委員による審査など事務負担があるため、「内部統制制度」の趣旨を踏まえた内部統制体制の見直しを図ることも有用である。

（5）待機児童の解消に向けた効率的な整備手法について

枚方市の広報資料によると、平成30年度の市内の保育所待機児童は320名（市基準）とされている。これに対し、市では待機児童解消のための私立保育所及び小規模保育の定員増加を図るために、補助事業として私立保育所設備整備補助事業、さらに市による施設整備事業として小規模保育事業整備事業を行っている。これらの事業に関して、事務事業測定調書をもとに増加定員1名当たりの市負担額を算定（国及び府からの市への補助を控除した事業費をもとに算定）したところ、小規模保育事業整備事業が私立保育所設備整備補助事業を大きく下回る結果となった。

事業名	増加定員1名当たり市負担事業費（千円）				
	H27	H28	H29	H30	平均
私立保育所設備整備補助事業	3,874	8,105	4,139	7,666	5,946
小規模保育事業施設整備事業	—	1,168	1,537	2,221	1,642

（出典）「事務事業測定調書」をもとに監査人作成

枚方市では、中央図書館山田分室跡を活用した小規模保育事業（平成 31 年 4 月 1 日より運営開始）など公共施設マネジメントの進展による遊休・余剰施設の活用を進めており、これが小規模保育事業整備事業が私立保育所設備整備補助事業の増加定員 1 名当たり市負担事業費を大きく下回る結果となった一因と考えられる。

地方自治法第 2 条の「最少の経費で最大の効果」を目指すべく、私立保育所設備整備補助事業による整備と比較しつつ、遊休・余剰施設の保育所への転用（将来の保全費を勘案し、場合によっては民間への譲渡等を含む）を効率的な保育所等の整備手法としてより推進していくことも検討されたい。

(6) 子ども・子育て支援に関する市民への情報発信及び情報の公表について

枚方市では、以下の方法で子ども・子育て支援に関する市民への情報発信を行っている。

情報発信ツール	利用方法
枚方市子育てわくわくサイト ¹¹	インターネットにて閲覧可能
子育て応援アプリ ¹² 「スマイル☆ひらかたっ子」	インターネットにて閲覧可能 アプリにて利用可能
ひらかた子育て応援ナビ ¹³	市民課の出生届け窓口にて配布

現在、地方自治体の子育て世代向けに子育て情報サイトを運営しており、大阪府内では枚方市の他に、大阪市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、富田林市、東大阪市、松原市等多くの自治体で運営されている。

枚方市においても、他の自治体と同じように子ども・子育て支援や各種子育てイベント等について情報発信を行っている。

一方、平成 31 年 1 月に市民の子ども・子育て施策に対するニーズ調査のために行った就学前児童 3,000 人を対象としたアンケート調査の調査項目の 1 つとして、「子育てわくわくサイト」及び子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の認知度、利用度、利用希望についての調査結果は以下のとおりであった。

¹¹ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/>

¹² <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000016649.html>

¹³ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/cmsfiles/contents/0000003/3226/navi2019.pdf>

	16. 子育てわくわくサイト	17. 子育て応援アプリ 「スマイル☆ひらかたっ子」
認知度	33.2%	42.3%
利用度	15.6%	19.5%
利用希望	49.8%	46.4%

子育て世代への情報発信ツールとしての「子育てわくわくサイト」及び子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」が現状では認知度が低く、利用されていない状況が見受けられる。

子ども・子育て支援については国の制度設計自体が難解であり、また多種多様な支援制度に関する情報が各省庁・部局に分散しており、制度の全体像について市民が自力で調べることも難しい状態である。そのため、市民にとっては地方自治体の情報発信が貴重な情報源であると考えられる。

枚方市は、現状利用している「子育てわくわくサイト」及び子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」等の情報ツールをさらに活用されたい。具体的には、「子育てわくわくサイト」及び子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の認知度を向上させるとともに、市民が利用できる子ども・子育て支援の包括的・網羅的な情報発信の方法の充実を図ることで、市民がより多く子ども・子育て支援を活用できる機会を得られるよう情報発信に努められたい。

監査人が枚方市のホームページを閲覧し、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業実施施設（以下「就学前施設等」という。）の各施設に関する情報が適切に公表されているかどうかを確認したところ（令和元年6月25日現在）、公表される情報の内容に相当のばらつきが認められた。具体的には、定員や延長保育の有無・その時間、人員体制など具体的に保護者が施設を選定するための情報がないものがみられる。

現在の子ども子育て制度において就学前施設等を選ぶ権利は保護者側にあることから、行政はその判断に資する情報を適時かつ適切に公表する責務を負っている。そのためには、保護者にとって必要な情報を整理、検討するとともに、就学前施設等に関する情報を適時かつ適切に公表することができるための仕組みを構築し、継続的に運用する必要がある（意見番号3）。

【公表される情報の内容に相当のばらつきの事例】

就学前施設等の区分	ばらつきの具体例
保育所	○私立の保育所の運営主体について、掲載されているものもあれば掲載されていないものもある ○私立の保育所の職員配置について、掲載されているものもあれば掲載されていないものもある（公立保育所については全て掲載）
認定こども園	○私立の認定こども園の職員配置について、掲載されていない（私立の保育所については掲載されているものもある）
幼稚園	○公立の幼稚園の定員や職員配置に関する情報が掲載されていない（私立の幼稚園については掲載されているものもある） ○私立の幼稚園の定員数や学級数について、掲載されているものもあれば掲載されていないものもある
小規模保育実施施設 （地域型保育）	○公立の小規模保育実施施設において提供するサービス（例えば、延長保育や一時預りなど）や職員配置に関する情報が掲載されているものもあれば掲載されていないものもある ○私立の小規模保育実施施設において提供するサービスや職員配置に関する情報はほとんど掲載されていない
小規模保育実施施設 （地域型保育）	同上

（出典）枚方市ホームページを閲覧した結果から監査人作成

（7）子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の分析結果について

枚方市では、子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進のために、平成 27 年 3 月から「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定している。当該計画の期間は、

- ・第 1 期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・第 2 期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

となっており、枚方市では第 2 期計画の策定にあたり、平成 31 年 1 月に市民の子ども・子育て施策に対するニーズ調査のために、就学前児童 3,000 人を対象としたアンケート調査を実施している。当アンケート調査の結果は、枚方市民の市の施策に対する認知度、利用度、満足度等の項目を理解するうえで貴重な資料であるため、① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の前回との比較、及び②子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（平成 31 年 1 月実施分）に係る認知度・利用度・満足度の分析の 2 つの観点から分析を行った。

① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の前回との比較

アンケート項目の1つである「子育て支援サービスについての認知度、利用度、利用希望」について前回の第1期計画の際に実施した「枚方市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」のアンケート結果と比較したところ、以下のとおりとなった。

【アンケート結果（子育て支援サービスの認知度、利用度、利用希望）】

H31実施	1. マタニティスクール	2. 新生児家庭訪問	3. 妊産婦家庭訪問	4. 産後ママ安心ケアサービス	5. 乳幼児健康診断	6. 離乳食・幼児食講習会	7. 保育所や幼稚園の園庭等の開放	8. 保育所(園)ふれあい体験	9. ふれあいルーム	10. 一時預かり事業	11. 子ども食堂	12. 幼稚園での預かり保育
認知度	86.7	92.2	28.6	40.7	83.8	84.8	94.2	83.5	76.2	82.4	74.9	76.5
利用度	50.5	81.9	12.1	5.7	54.2	38.6	64.0	58.2	42.3	18.7	6.7	32.2
利用希望	28.0	42.5	22.3	27.3	51.0	33.2	60.4	54.6	56.7	47.0	35.3	53.9
H31実施	13. 幼稚園の未就学園児親子教室	14. 子育て支援や家庭教育に関する講座	15. 自治体が発行する子育て支援情報誌	16. 子育てわくわくサイト	17. 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」	18. 枚方市子ども総合相談センター「となとな」の相談サービス	19. 子育ていつでも電話相談	20. 子育てサロン	21. 北河内夜間救急センター・休日急病診療	22. ひらかた健康ほっとライン24	23. 小児救急電話相談	24. 救急安心センターおおさか
認知度	68.5	44.0	65.2	33.2	42.3	15.5	40.2	58.4	92.4	51.2	84.1	56.5
利用度	36.6	11.6	35.9	15.6	19.5	3.2	6.6	22.9	63.4	18.9	55.5	28.5
利用希望	46.6	34.1	52.5	49.8	46.4	38.7	43.1	41.2	84.5	65.5	82.0	77.6

H26実施	1. マタニティスクール	2. 新生児家庭訪問	3. 妊産婦家庭訪問	4. 産後ママ安心ケアサービス	5. 乳幼児健康診断	6. 離乳食・幼児食講習会	7. 保育所や幼稚園の園庭等の開放	8. 保育所(園)ふれあい体験	9. ふれあいルーム	10. 一時預かり事業	11. 子ども食堂	12. 幼稚園での預かり保育
認知度	88.3	91.2	35.6		84.4	86.6	91.6	82.4	77.5	79.0		71.0
利用度	42.5	65.2	7.6		54.3	34.6	61.9	57.1	42.3	15.7		31.7
利用希望	27.5	40.2	22.5		50.9	33.7	63.2	56.1	61.4	49.4		56.3
H26実施	13. 幼稚園の未就学園児親子教室	14. 子育て支援や家庭教育に関する講座	15. 自治体が発行する子育て支援情報誌	16. 子育てわくわくサイト	17. 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」	18. 枚方市子ども総合相談センター「となとな」の相談サービス	19. 子育ていつでも電話相談	20. 子育てサロン	21. 北河内夜間救急センター・休日急病診療	22. ひらかた健康ほっとライン24	23. 小児救急電話相談	24. 救急安心センターおおさか
認知度	64.9	34.3	58.9					63.6	91.5			
利用度	33.4	7.8	37.2					27.3	60.5			
利用希望	48.6	35.5	54.7					45.9	82.6			

差	1. マタニティスクール	2. 新生児家庭訪問	3. 妊産婦家庭訪問	4. 産後ママ安心ケアサービス	5. 乳幼児健康診断	6. 離乳食・幼児食講習会	7. 保育所や幼稚園の園庭等の開放	8. 保育所(園)ふれあい体験	9. ふれあいルーム	10. 一時預かり事業	11. 子ども食堂	12. 幼稚園での預かり保育
認知度	-1.6	1.0	-7.0		-0.6	-1.8	2.6	1.1	-1.3	3.4		5.5
利用度	8.0	16.7	4.5		-0.1	4.0	2.1	1.1	0.0	3.0		0.5
利用希望	0.5	2.3	-0.2		0.1	-0.5	-2.8	-1.5	-4.7	-2.4		-2.4
比較	B	A	B		B	B	D	D	A	D		D
差	13. 幼稚園の未就学園児親子教室	14. 子育て支援や家庭教育に関する講座	15. 自治体が発行する子育て支援情報誌	16. 子育てわくわくサイト	17. 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」	18. 枚方市子ども総合相談センター「となとな」の相談サービス	19. 子育ていつでも電話相談	20. 子育てサロン	21. 北河内夜間救急センター・休日急病診療	22. ひらかた健康ほっとライン24	23. 小児救急電話相談	24. 救急安心センターおおさか
認知度	3.2	3.8	-1.3					-4.4	2.9			
利用度	-2.0	-1.4	-2.2					-4.7	1.9			
利用希望	0.0	0.0	0.0					0.0	0.0			
比較	D	D	C、D					B	A			

(摘要)

前期数値なし

前回の第1期計画の際に実施したアンケート結果と比較したところ、今回の第2期計画の策定時のアンケート結果は、次のとおりであった。

A：認知度・利用度・利用希望度全ての指標で上がっている。

B：認知度が下がっている。

C：認知度が上がっているが、利用度が下がっている。

D：認知度が上がっているが、利用希望度が下がっている。

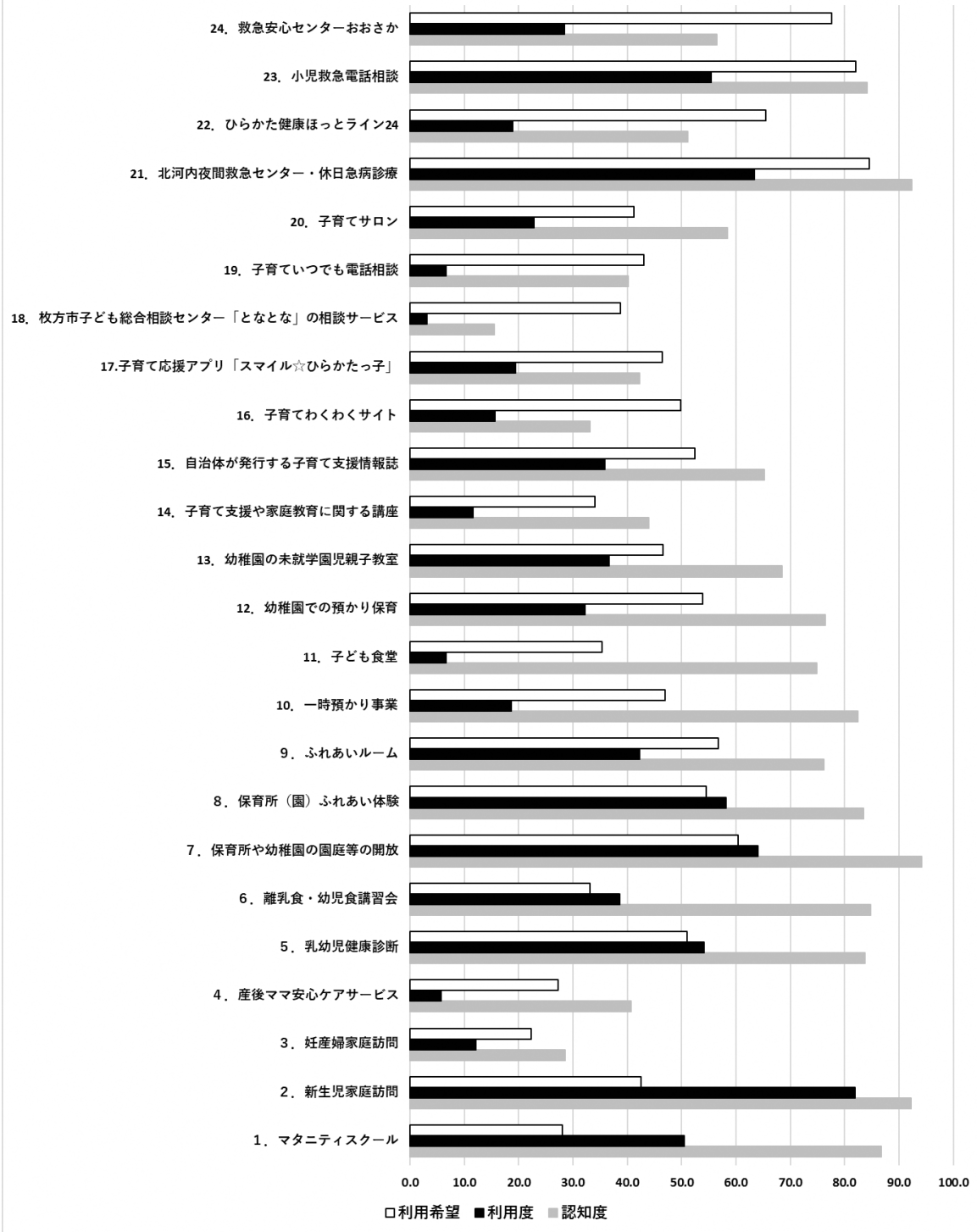
このうち、B、Dに該当する子育て支援サービスが多く見受けられた。第1期計画の5ヵ年（平成27年度～平成31年度）が経過し、市民ニーズ等が変化したことも考えられる。

今回実施したアンケート結果を踏まえ、認知度向上のための効果的な施策のPR方法や利用希望度がより増えるような魅力ある施策の設計、利用希望度が低くなっており事業目的を果たしたと考えられる事業の継続的な見直しを推進されたい。

② 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（平成31年1月実施分）に係る認知度・利用度・満足度の分析

アンケート項目の1つである「子育て支援サービスについての認知度、利用度、利用希望」について認知度、利用度、利用希望に関する分析を行ったところ、以下のとおりとなった。

アンケート結果（子育て支援サービスの認知度、利用度、利用希望）平成31年1月実施



また、当該アンケート結果において、以下の4点については、施策として改善の余地があると思慮する。

- A：施策の認知度が50%を下回っている（認知度向上などが必要）
 B：施策の利用度が認知度を30%超下回っている（利便性向上などが必要）
 C：施策の利用希望度が認知度を30%超下回っている（事業内容の見直しなどが必要）
 D：利用希望度が利用度を下回っている（事業内容の見直しや利便性向上などが必要）

【アンケート結果（子育て支援サービスの認知度、利用度、利用希望）平成31年1月実施分析結果】

条件／前頁事業番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
A. 認知度>50%	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×
B. 認知度-利用度<30%	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○
C. 認知度-利用希望度<30%	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
D. 利用度-利用希望度>0%	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×

条件／前頁事業番号	18	19	20	21	22	23	24	課題（×のもの）
A. 認知度>50%	×	×	○	○	○	○	○	施策の認知度が低い。効果的なPR方法を検討されたい。
B. 認知度-利用度<30%	○	×	×	○	×	○	○	施策が利用しにくい状況にある可能性がある。利用を阻害する要因について分析して施策の運用方法について検討されたい。
C. 認知度-利用希望度<30%	○	○	○	○	○	○	○	施策としての魅力がない可能性がある。より魅力ある施策づくりを推進されたい。
D. 利用度-利用希望度>0%	×	×	×	×	×	×	×	施策の性質によるが、施策が利用しにくい状況にある可能性。利用を阻害する要因について分析して施策の運用方法について検討されたい。

特にA、Dに該当する子育て支援サービスが多く見受けられた。今回のアンケート結果を活用して、効果的な施策のPR方法の検討、利用を阻害する要因の分析による施策の運用方法の検討を推進されたい。

（8）子育て支援施策に対する全庁的な連携について

（7）において分析を行った子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について、アンケート項目に「子育てで有効な支援・対策」、「充実してほしい支援策」（いずれも複数回答あり）がある。

各々の項目の平成 26 年調査、平成 31 年調査の上位 5 項目については、以下のとおりである。

【平成 31 年 子育てで有効な支援・対策 上位 5 項目】

順位	項目	回答数 (人)	構成比 (%)
1	保育サービスの充実	1,038	56.7
2	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	955	52.2
3	地域における子どもの安全な遊び場の整備（公園・広場など）	656	35.8
4	子どもの教育環境の充実	555	30.3
5	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	525	28.7
有効回答数		1,831	100.0

【平成 26 年 子育てを楽しんでいると感じることが多い方にとって有効な支援・対策 上位 5 項目】

順位	項目	回答数 (人)	構成比 (%)
1	地域における子どもの安全な遊び場の整備（公園・広場など）	不明	42.4
2	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	不明	42.1
3	保育サービスの充実	不明	39.6
4	地域における子育て支援サービスの充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かりなど）	不明	39.5
5	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	不明	25.7
有効回答数		754	100.0

【平成 26 年 子育てでつらさを解消するのに必要な支援・対策 上位 5 項目】

順位	項目	回答数 (人)	構成比 (%)
1	地域における子育て支援サービスの充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かりなど）	不明	43.8
2	保育サービスの充実	不明	38.9
3	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	不明	34.0
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	不明	32.0
5	地域における子どもの安全な遊び場の整備（公園・広場など）	不明	25.6
有効回答数		406	100.0

【平成 31 年 充実してほしい支援策 上位 5 項目】

順位	H31 年度	回答数 (人)	構成比 (%)
1	親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する	1,112	60.7
2	子連れでも安心して出かけられるよう、おむつ替えや授乳のためのスペースづくり、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む	1,067	58.3
3	子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）	1,062	58.0
4	保育所や留守家庭児童会等の働きながら子どもを預ける施設や定員を増やす	904	49.4
5	安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する	901	49.2
有効回答数		1,831	100.0

【平成 26 年 充実してほしい支援策 上位 5 項目】

順位	H31 年度	回答数 (人)	構成比 (%)
1	親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する	不明	60.6
2	子連れでも安心して出かけられるよう、おむつ替えや授乳のためのスペースづくり、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む	不明	58.8
3	子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）	不明	58.8
4	安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する	不明	52.9
5	保育所や留守家庭児童会等の働きながら子どもを預ける施設や定員を増やす	不明	48.9
有効回答数		1,594	100.0

（出典）枚方市「子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果」

※ なお、複数回答ありのため、回答数の合計、構成比と有効回答数の回答数、構成比は一致しない。

各上位 5 項目については、以下のように子ども青少年部で対応が可能な性質のもの及び他部課との連携が求められる性質のものが混在している。

	子育てで有効な支援策	充実してほしい支援策
子ども青少年部で対応が可能な性質のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・地域における子育て支援サービスの充実（地域子育て支援拠点事業、一時預かりなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等） ・保育所や留守家庭児童会等の働きながら子どもを預ける施設や定員を増やす
他部課との連携が求められる性質のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備 ・地域における子どもの安全な遊び場の整備（公園・広場など） ・子どもの教育環境の充実 ・子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する ・子連れでも安心して出かけられるよう、おむつ替えや授乳のためのスペースづくり、歩道等の段差解消等の「子育てのバリアフリー化」に取り組む

		・安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する
--	--	------------------------------------

枚方市子ども・子育て支援事業計画においても、各取り組みで多くの部課が関与している。また、枚方市においては、第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定のために、関係部長から構成される庁内委員会「子ども・子育て支援事業計画推進委員会」が組成されており、各部課が連携して子ども・子育て支援施策に取り組んでいる。

今後、枚方市子ども・子育て支援事業計画の実施や計画管理のために、更なる庁内関係部課間の積極的な連携を図りたい。

(9) 担当部課内での情報共有について

子育て事業課で行っている保育委託事業、認定子ども園施設型給付事業、地域型保育給付事業及び小規模保育事業補助事業は、ともに子ども・子育て支援法に基づく給付事業であり、加算の内容については共通である。子育て事業課においても、加算に関わる重要な事項を照会した場合や、共有すべきケースがある場合、子育て事業課内で回覧を回すなどして情報共有を図っている。

しかしながら、資料の閲覧の過程で、地域型保育給付事業において施設機能強化推進費加算の対象について大阪府に照会していた内容が課内で共有されていない状況があった。子育て事業課内でも上記のとおり、回覧を回すなどして情報共有を図っているが、情報共有すべき内容の判断は担当間でばらつきがあるのは当然であり、情報共有に漏れが出る可能性がある。

そのため、各施設からの相談事例や大阪府や国への照会を行った際に情報共有が漏れずに行われるよう、事例集のようにまとめて課内での共有を行うのが望ましいと考える。

(10) 随意契約の可否及び理由について

地方公共団体が締結する契約方法については競争入札を原則とされているが、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項及び枚方市契約規則第19条の2により一部例外が認められている。

市における随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を根拠として締結されているものが多い。具体的には一

般的に、特定の1者でなければ履行できない業務であるときなどとされる。

監査において子ども青少年部の随意契約について検討したところ、複数の契約につき、いずれも特定の1者でなければ履行できないという判断がされ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を理由に随意契約が締結されているが、以下のとおりその根拠が不十分であった。随意契約はあくまで例外とされているため、随意契約の可否及び理由については過去からの経緯にとらわれず、慎重に検討を行うべきである(意見番号4)。

件名	随意契約の理由	監査人の所見
(仮称) 枚方市児童発達支援センターエレベーター保守点検業務委託 【契約金額】 5,108,712円 【契約相手】 A株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号。設置されている機器のメーカーのみしか、保守・点検・整備等の部品を扱っておらず、かつ、保守・点検業務も当該メーカーのみしか行えないため。	各メーカー製品の部品を取り扱い、メンテナンスのノウハウも持つ独立系メンテナンス業者が存在し、特定の1者でなければ履行できない状況とは言い切れない。
(仮称) 枚方市児童発達支援センター自家発電設備点検委託 【契約金額】 1,842,400円 【契約相手】 B株式会社		
「親支援」講座業務委託 【契約金額】 782,000円 【契約相手】 社会福祉法人C	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号。子育て支援に関する深い知識・スキルを有しており、また、ファシリテーターの資格を有するスタッフが在籍しているため、総合的に業務条件は満たす委託先は本件委託先に限定される。	講座実施のノウハウを有する者は通常複数存在すると考えられ、特定の1者でなければ履行できない状況とは言い切れない。

(11) 平成 29 年度包括外部監査結果に対する措置状況について

平成 29 年度包括外部監査において、「中核市への移行に伴う移譲事務（衛生に関する事務を中心として）について」をテーマに中核市への移行に伴い移譲された事務を対象に監査を行った。包括外部監査の結果に対し、市は「監査の結果に対する措置」を市ホームページ上で公表している。

包括外部監査結果において全庁的に共通する部分については、コンプライアンス推進課がチェックリストを作成し、全課へ周知し、各課で自主チェックを行う仕組みとなっているものの、平成 29 年度包括外部監査における子ども青少年部の所管事業に関して指摘を行ったものについて、子ども青少年部での措置状況を確認したところ、次の事項について対応されておらず、措置されているとは認められなかった（結果番号 1）。

指摘内容
<p>枚方市文書取扱規程第 29 条第 6 号において、完結文書の編集の際には文書索引目次を付けることとされている。しかしながら、実地調査において文書を閲覧したところ、文書索引目次が作成されていないものも多く、枚方市文書取扱規程の定めに反しているものが見られた。また、インデックスを貼付しているが連番になっておらず、当該ファイルに無いものが欠番なのか他にファイルされているのかなどが判別できないもの、回議書ごとにあるべき資料があるべき場所にファイルされていないもの等が多く見られた。（中略）これらの原因について、所管部署にヒアリングで確かめたところ、文書のファイリングや文書索引の作成に関するルールはなく、文書ファイルごとの担当者も設けていないとのことであった。その結果、文書作成者が各々勝手に綴じていくこととなり、文書索引の作り方や書類の綴じ方が、不統一になっている。</p> <p>このような事態を防ぐために、月 1 回程度ファイルの整理を行う、文書の付け方を統一する等、文書管理のルールを定めるとともに、文書ファイルの編纂担当者を定め、責任を持って文書を管理しなければならない。</p>

（出典）平成 29 年度包括外部監査報告書

2. 各論

本節では、本年度の包括外部監査を行った事業の概要について触れたうえで、本年度の包括外部監査において発見された事項や、その他監査人の意見を述べる。

(1) 青少年育成指導員活動事業

① 事業の概要

事業名	青少年育成指導員活動事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども青少年政策課
事業形式	自治事務
事業概要	<p>青少年育成指導員（定数 380 人）は、各 45 小学校区コミュニティ協議会の推薦を経て、市長が委嘱して活動している。</p> <p>活動内容としては、各校区内において、①青少年問題に関する相談活動、②地域青少年団体の指導育成 ③街頭における青少年の指導、④地域の環境浄化と関係先への連絡、⑤啓発・広報活動を行っている。</p> <p>また、校区における街頭パトロール活動のほか、不審者から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保するため、各地域において「こども 110 番の家」の旗の設置推進活動を実施したり、青少年の健全な成長を阻害する有害な環境から青少年を保護するため制定されている「大阪府青少年健全育成条例」の普及啓発を図るとともに有害図書等の販売状況等を確認する「青少年社会環境実態調査」への協力も行っている。さらに、青少年の健全な育成に向けた社会環境づくりを社会全体で推進するため、各種街頭啓発活動にも取り組んでいる。</p> <p>なお、委嘱された青少年育成指導員は、市青少年育成指導員連絡協議会を結成し、毎月 45 校区の代表者が集まり校区代表者会議を開催し、市との連絡調整や意見交換などを実施している。</p> <p>また、地域の子ども会が任意加入している大阪府子ども会安全共済会事業の窓口についても、市青少年育成指導員連絡協議会が担っている（平成 15 年度末をもって市こども会連絡協議会が解散しているため）。</p>
平成 30 年度の取り組み	各校区における青少年健全育成活動の推進と青少年育成指導員間の連携を図る
平成 30 年度事業費（当初予算）	5,796 千円

平成 30 年度事業費 (決算)	5,308 千円
---------------------	----------

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

(意見番号 1) として記載した業績評価指標を再検討すべき点以外に、特段指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 青少年健全育成事業

① 事業の概要

事業名	青少年健全育成事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども青少年政策課
事業形式	自治事務
事業概要	<p>青少年育成指導員(定数 380 人)は、各 45 小学校区コミュニティ協議会の推薦を経て、市長が委嘱して活動している。</p> <p>活動内容としては、各校区内において、①青少年問題に関する相談活動、②地域青少年団体の指導育成 ③街頭における青少年の指導、④地域の環境浄化と関係先への連絡、⑤啓発・広報活動を行っている。</p> <p>また、校区における街頭パトロール活動のほか、不審者から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保するため、各地域において「こども 110 番の家」の旗の設置推進活動を実施したり、青少年の健全な成長を阻害する有害な環境から青少年を保護するため制定されている「大阪府青少年健全育成条例」の普及啓発を図るとともに有害図書等の販売状況等を確認する「青少年社会環境実態調査」への協力も行っている。さらに、青少年の健全な育成に</p>

	<p>向けた社会環境づくりを社会全体で推進するため、各種街頭啓発活動にも取り組んでいる。</p> <p>なお、委嘱された青少年育成指導員は、市青少年育成指導員連絡協議会を結成し、毎月45校区の代表者が集まり校区代表者会議を開催し、市との連絡調整や意見交換などを実施している。</p> <p>また、地域の子ども会が任意加入している大阪府子ども会安全共済会事業の窓口についても、市青少年育成指導員連絡協議会が担っている（平成15年度末をもって市子ども会連絡協議会が解散しているため）。</p>
平成30年度の取り組み	各校区における青少年健全育成活動の推進と青少年育成指導員間の連携を図る
平成30年度事業費 （当初予算）	35千円
平成30年度事業費 （決算）	32千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

(意見番号1)として記載した業績評価指標を再検討すべき点以外に、特段指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 少年少女合唱団運営事業

① 事業の概要

事業名	少年少女合唱団運営事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども青少年政策課
事業形式	直営
事業概要	青少年と交流の機会・場所を提供するため、各種学習・文化事業を実施し、青少年の健全育成につなげていくために、文化事業として枚方市少年少女合唱団、枚方公園ユーススクエア（サンサン人形劇場）、青年祭（ライブ）、1 Day フェスティバル（展示・ライブ等）を実施。
平成 30 年度の取り組み	さまざまな事業を通して、青少年が交流するとともに、健全育成につなげていくこと。
平成 30 年度事業費（当初予算）	2,800 千円
平成 30 年度事業費（決算）	3,879 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（少年少女合唱団に係る指揮者等の講師の依頼について）

少年少女合唱団運営事業は、前年度末に新年度の少年少女合唱団の実施についての決裁を行っており、平成 30 年度においては、「平成 30 年度における枚方市少年少女合唱団の実施について」として平成 30 年 3 月 20 日に決裁を行い、同年 4 月 1 日に施行している。

当該決裁には毎年開催している定期発表会をはじめとするイベントの開催日程、練習日の予定日並びに予算額とともに、少年少女合唱団の指揮者をはじめとする講師及び講師不在時の代理講師への依頼も含まれており、決裁時に依頼する講師が既に特定されている。また、決裁後には各講師から承諾書を入手することとしている。

講師は指揮者4名、伴奏者3名、代理講師は指揮者5名、伴奏者5名及び振付者1名が決裁時に特定の個人が決定されているが、当該個人の決定過程が明確でない。講師の決定について、担当部署である枚方公園青少年センターの担当者にヒアリングしたところ、随意契約を根拠として、前年度の依頼に基づいて概ね前年度と同じ個人を講師に決定しているとのことであった。そのため、数年間継続して同じ指揮者に依頼しており、中心となる指揮者は毎年継続して同じ個人に依頼している。また、他の講師については当該指揮者の知人が中心となっているとのことであった。

指揮者をはじめとする講師に対しては報償の支払があることから、決定は公平性と透明性を確保して行われるべきであり、その決定過程を明確にしておかなければならない。少年少女合唱団の指揮者については、事業の性質上、毎年指揮者を変更することは非効率的と考えられるため、継続して同じ指揮者を選定することに一定の合理性はある。他方、決定するにあたって、決定過程の透明性は確保されるべきである。

担当部署である枚方公園青少年センターにおいても課題と認識しており、平成31年度の決裁から講師の履歴書等を受領し、経歴をふまえて決定していることを明確にすることで透明性を確保しようとしているとのことであった。しかし、履歴書は2名から受領しているにとどまっていることから、徹底はされていない。今後、決裁時に履歴書の受領を徹底するとともに、講師の過去の実績をふまえて依頼の過程について透明性の確保に努めるべきである（意見番号5）。

(4) 枚方子どもいきいき広場事業

① 事業の概要

事業名	枚方子どもいきいき広場事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども青少年政策課
事業形式	補助金
事業概要	土曜日の学校休業日を基本に、地域団体やNPO等により、各校区の小学1年生～6年生を対象に、スポーツや英語のほか、体験学習や昔遊びなど、地域の特色や多様性をいかしたプログラムを実施する。市においては、活動実績等に応じた補助金を交付するとともに、運営にあたってのアドバイス等の支援を行っている。
平成30年度の取り組み	枚方子どもいきいき広場事業を主体的に取り組む校区の実施団体を支援することにより、市内全校区で枚方子どもいきいき広場を実施し、より多くの児童に対し、地域の特色や多様性をいかしたプログラムを提供する。
平成30年度事業費 (当初予算)	32,873千円
平成30年度事業費 (決算)	30,757千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（収支計算書・運営出納帳と領収書のチェックについて）

子ども青少年政策課が実施している枚方子どもいきいき広場事業においては、子どもいきいき広場事業を実施している実施団体に対し枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱第5条第2項において、以下の規定を定めている。

補助金（基準額及び活動実績による加算額に限る。）の額は、次項及び第4項の規定により算定した額の合計額を限度として、補助対象事業に要した経費の額に相当する額とする。

当該規程の経費の額に相当する額を確かめるために、子ども青少年政策課は、いきいき広場事業の実施事業団体から、「枚方子どもいきいき広場事業補助金実績の報告」、「収支計算書」、「運営出納帳」の提出を受けている。これらの提出資料のうち、「収支計算書」と「運営出納帳」については添付されている領収書との整合性を確認してこれらの提出書類の妥当性を検証していることをヒアリングで確認した。また、チェック項目について、チェックシートを作成され、整合性についてダブルチェックを実施しているとのことであった。

しかし、チェックシートにおいて、チェック者、チェック日、確認者、確認日についての記載がなされておらず、かつ、チェックを実施した「収支計算書」と「運営出納帳」は別々に保管されていた。

「収支計算書」と「運営出納帳」の整合性を確かめるために、チェックを実施した場合、チェック者、チェック日、確認者及び確認日を証跡として残すべきである（意見番号6）。

また、チェックシートについても「収支計算書」、「運営出納帳」等とともに保管すべきである（意見番号7）。

④ 監査の結果（提出書類と要綱の整合性について）

「枚方子どもいきいき広場事業補助金交付要綱」第8条において、いきいき広場の実績として提出するとされている「②実績報告書（様式第9-1号）」について、平成30年度から提出がされていなかった。当該報告書はいきいき広場を実施した年間の実績を報告するために提出するものであるが、これは第7条に規定する「①活動日誌（様式第9-2号）」を集約することで代替できるため、提出されていなくても大きな問題は生じない。

しかし、要綱と実際の提出書類が不整合となっていることから、実態として「②実績報告書（様式第9-1号）」が不要であるなら、要綱を改定し、不整合を是正すべきである（意見番号8）。

（5）子どもの居場所づくり推進事業

① 事業の概要

事業名	子どもの居場所づくり推進事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども青少年政策課
事業形式	補助金
事業概要	平成25年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、各市町村において、家庭的・経済的に問題を抱えた家庭の子どもに対する対策が求められている中、子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体の取り組みを支援することで、地域と連携しながら「子どもの居場所づくり」を効果的に推進する。 子どもの居場所づくりの一環として、家で1人で食事をとるなどの環境にある子どもに無償（中学生以下）での「食事の提供」等に取り組む団体（子ども食堂）に対し、その取り組みに必要な備品の購入等の初期経費のほか、食材費等の運営経費について補助金を交付する。
平成30年度の取り組み	子どもの居場所づくりに取り組む団体数、実施箇所を増加させる。
平成30年度事業費（当初予算）	5,526千円
平成30年度事業費（決算）	3,263千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（運営経費出納帳と領収書の整合性について）

毎年、運営経費について報告書として提出を求めており、運営団体からは運営経費の出納帳と領収書のコピーが子ども青少年部に提出されている。当該出納帳について、正当な経費かどうか確認するために、子ども青少年部で領収書と出納帳の整合性を確認しているが、当該確認について、チェックマークは付されているのみで、いつ、だれがチェックしたものが明確でない。また、どのような観点でチェックが行われたかが明確でない。

領収書と出納帳の整合性を確認する場合、金額以外に日付、費目との整合性等を検証することが必要である。

そのため、運営経費の出納帳と領収書のコピーについて、子ども青少年部でいつ、だれがどのような観点からチェックしたかを明確にする必要がある（意見番号9）。また、金額以外に領収書の日付、費目との整合性を確認した証跡を残すべきである（意見番号10）。

④ 監査の結果（子ども食堂の現状の把握とマッチングの推進について）

子ども食堂は枚方市が把握している範囲では49頁のとおり枚方市域全域で実施されているが、枚方市全域で子ども食堂がどこでどのように開催されているかの全体像が把握できていない。49頁のとおり、補助金を支給する団体の地域の所在については比較的偏りが認められるが、これは、補助金の支給を受けたい団体からの申請に基づき支給決定を行っているからである。子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体の取り組みを支援することで、地域と連携しながら「子どもの居場所づくり」を効果的に推進するという事業の目的からすると、子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体及びその取り組みを把握する必要がある（意見番号11）。

また、担当課が市民や任意団体等から食材の無償提供を受け補助金を支給する団体に提供したり、あるいはマッチングをしたりなどの活動は徐々には行われているもの

の、補助金を支給していない地域団体との現状の関わりはまだまだ希薄であり、子どもへの「食事の提供」等を行う地域団体の取り組みに対する支援としては十分ではない。確かに、補助金の支給が可能な団体には一定の組織や管理体制が整っていると考えられることから、市が求める品質の食事が子どもに提供されることが期待される。食事を取り扱う以上、衛生面や安全面には最大限の注意が払われる必要があり、この点において補助金を支給していない地域団体との関わり方について配慮を要することは理解できる。ただし、当該事業に関する関わり方は補助金を支給するだけでなく、さまざまな関わり合い方があるため、例えば、ファミリーサポートセンター事業のように、市民と当該団体との懸け橋になるべく、市民及び団体相互に必要な情報を提供し、相互のマッチングを行うなどの取り組みを推進していくことが望まれる（意見番号 12）。例えば、補助金の審査とまではいかないにしても任意団体の認定制度などを設けて衛生面や安全面について必要最低限の要求が満たされたものについては支援者の情報や支援者からの食材の提供を行うことなどの取り組みなどである。

そのため、これらの取り組みにあたっては、教育委員会等の関係部課とも連携して徐々に市域の現状を把握しはじめているとのことであるが、まず、市民や地域のニーズの調査を行い、市民や地域のニーズを的確に捉えたうえで、真に支援が必要な市民や地域に支援の手が漏れなく差しのべられるように進めていくことが望まれる。

（６）結婚新生活支援事業

① 事業の概要

事業名	結婚新生活支援事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども青少年政策課
事業形式	補助金
事業概要	国の結婚新生活支援事業費補助金を活用し、平成 30 年度中に婚姻し枚方市内で新婚生活を送る世帯（世帯所得が 400 万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用に対し、最大 40 万円を補助する。
平成 30 年度の取り組み	結婚に伴い新たに生活を始める新婚世帯に対し、結婚に伴う住居の賃借・購入費用や引越費用を補助することで、結婚しやすい環境づくりを推進するとともに、もって、少子化対策につなげる。
平成 30 年度事業費 （当初予算）	44,000 千円
平成 30 年度事業費 （決算）	62,812 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(7) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

事業7	地域子育て支援拠点事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託・直営
事業概要	私立保育所(園)7カ所、公立保育所3カ所、ファミリーポートひらかた、すこやか広場きょうぶん、広場さぷりの計13カ所において、子育て親子の交流の場の提供、相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、講習等を実施する「地域子育て支援拠点事業」を実施する。その内、週5日型8施設においては、子育てサークルへの支援や子育て支援者育成、世代間交流など、地域全体での子育て親子の育ちの支援に関する取り組み(地域機能強化型事業)を実施する。
平成30年度の取り組み	市内13カ所において「地域子育て支援拠点」を開設し、講習等の実施回数316回、相談件数3,207件、参加者数78,430人であった。
平成30年度事業費(当初予算)	86,754千円
平成30年度事業費(決算)	79,291千円

地域子育て支援拠点事業は、枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱第2条1項において、実施主体が枚方市と定められており、同条2項において、市長が事業の実施を、社会福祉法人その他法人に委託することがあると定められているため、直営事業と委託事業に分かれる。

第2条 事業の主体は、枚方市とする。

2 市長は、事業の実施を、社会福祉法人その他法人に委託することがある。

(抜粋：枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱第2条)

ア 直営

枚方保育所、香里団地保育所、楠葉野保育所、教育文化センター

イ 委託

以下の表のとおり。

委託先名	実施施設名
社会福祉法人 大阪水上隣保館	ファミリーポートひらかた、広場さぷり
社会福祉法人 ボランテ枚方	明善保育園
社会福祉法人 まりも会	まりも保育園
社会福祉法人 銀河	ギンガ保育園
社会福祉法人 恵裕会	第二光の峰保育園
社会福祉法人 聖徳園	中振敬愛保育所
社会福祉法人 めぐみ会	蹉跎保育園（楽寿荘）
社会福祉法人 イエス団	くずは光の子保育園 分園

地域子育て支援拠点の事業実施回数及び利用者は以下のとおりである。

【子育て支援センターの事業実施回数及び利用者数】

	交流の場		子育て相談		親子教室	
	回数	利用者数	回数	相談件数	回数	利用者数
明善保育園	237	1,753	44	44	265	1,556
まりも保育園	258	5,476	148	148	391	1,961
蹉跎保育園	149	2,955	263	263	97	225
中振敬愛保育所	149	2,098			59	250
ギンガ保育園	144	1,397	16	16	54	292

第二光の峰保育園	155 1,532	回 名	21	日 件	32 125	回 組
くずは光の子保育園（分園）	82 3,025	回 名	96	日 件	83 1,018	回 組
香里団地保育園	243 4,270	回 名	865	日 件	478 3,281	回 組
枚方保育所	243 5,005	回 名	421	日 件	460 4,715	回 組
楠葉野保育所	243 7,898	回 名	328	日 件	963 10,784	回 組
ファミリーポート ひらかた	245 8,028	回 名	324	日 件	301 1,937	回 組
広場さぷり（サブ り村野内）	260 21,328	回 名	697	日 件	171 2,384	回 組
すこやか広場・ きょうぶん	240 13,665	回 名	0	日 件	170 1,935	回 組
合計	2,648 78,430	回 名	0 3,223	日 件	3,524 30,463	回 組

（出典）子育て事業課提出資料より監査人作成

② 地域子育て支援拠点事業のその他の事業

ア こんにちは赤ちゃん事業

i) 事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭（保健センターによる新生児家庭訪問実施世帯を除く。）を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行う。

ii) こんにちは赤ちゃん事業の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問対象者全数（件）	3,019	2,924	2,826	2,741
新生児訪問数（件）	795	654	604	574
訪問対象者数（件）	2,224	2,270	2,222	2,167
訪問数（件）	2,224	2,270	2,222	2,132
訪問率（%）	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%
面会数（件）	1,783	1,910	1,843	1,780
面会率（%）	80.2%	84.1%	82.9%	83.5%

(出典) 子育て事業課提出資料より監査人作成

イ 育児支援訪問事業

i) 事業概要

育児支援が必要な保護者家庭に子育てOBや保育士らが訪問し、育児援助や専門的な相談、指導を行う。

ii) 育児支援訪問事業の実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭訪問員数 (名)	12	1	0	0
訪問家庭数 (世帯)	2	1	0	0
訪問延べ件数 (件)	12	1	0	0

(出典) 子ども総合相談センター提出資料より監査人作成

ウ 育児支援家事援助事業

i) 事業概要

3歳未満の多胎児を育てている家庭に対してヘルパーが訪問し、保護者が日常的に行っている多胎児の育児や家事をお手伝いをする。

ii) 育児支援家事援助事業の実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭訪問員数 (名)	20	17	27	50
派遣家庭数 (世帯)	2	1	3	5
派遣延べ件数 (件)	20	17	27	50

(出典) 子ども総合相談センター提出資料より監査人作成

③ 実施した手続

経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から地域子育て支援拠点事業に関する一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。また、地域子育て支援拠点事業の各実施主体から提出された地域子育て支援拠点事業実施状況報告書を閲覧し、枚方市が地域子育て支援拠点事業業務委託仕様書に定める事業が適切に行われているか、事業の実施状況を確認した。

④ 監査の結果（地域子育て支援拠点事業実施状況報告書の記載の不備について）

枚方市では、児童福祉法第34条の11の規定に基づき、地域の子育て支援機能の充実に努め、もって子育ての不安感を緩和し、及び児童の健やかな育ちを促進するこ

とを目的に、同法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施している。

当事業は、国が地域子育て支援拠点事業実施要綱において定める事業であり、費用の一部については国からの補助を受けることができる事業であり、枚方市は事業者へ委託を行うという形式を採っている。枚方市は事業者との間で地域子育て拠点事業に係る委託契約を締結しているが、当該委託事業仕様書4. 事業内容には、(4) 子育て及び子育て支援に関する講習会の実施を月1回以上実施することとの記載がある。これは、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱においても基本事業として同様に月1回以上の実施が求められていることによる。

平成30年度において地域子育て支援拠点事業を行っている直営4施設及び委託事業者9施設から提出されている地域子育て支援拠点事業実施状況報告書を閲覧したところ、ある社会福祉法人では、子育て及び子育て支援に関する講習会の実施について12か月中7か月で記載されていなかった。

このことについて子育て事業課に確認したところ、当該社会福祉法人では子育て及び子育て支援に関する講習会は実施していたが、地域子育て支援拠点事業実施状況報告書において本来子育て及び子育て支援に関する講習会の実施について記載すべき欄に記載が行われておらず、別の箇所に記載を行っていたとのことであった。実際に監査人が当該報告書を閲覧したところ、確かに別の箇所に記載が行われていた。また、子育て事業課によれば当該社会福祉法人において子育て及び子育て支援に関する講習会が実施されていることは、補助金検査の際に確認しているとのことであった。ただし、誤った記載では地域子育て支援拠点事業に関する実績を正確に把握できないので、正確な記載が求められる。

また、地域子育て支援拠点事業 業務委託仕様書の7. その他(1) 事業実施状況の報告について、「毎月10日までに、市が指定する様式により前月分の事業実施報告状況を報告すること」と記載があるが、提出期限が守られていない地域子育て支援拠点事業実施状況報告書が散見される。例えば、ある社会福祉法人では、地域子育て支援拠点事業実施状況報告書が4か月間未提出であり、別の社会福祉法人では、12か月中10か月提出期限を遅延している。また、ある社会福祉法人では、12か月中12か月、別の社会福祉法人では12か月中未提出の4か月を除く8か月は地域子育て支援拠点事業実施状況報告書の提出日付が記載されていない。子育て事業課は委託者として事業の管理上、受託者へ地域子育て支援拠点事業実施状況報告書に正確な記載を行い、提出期限を遵守するよう適切に指導すべきである(意見番号13)。

⑤ 監査の結果(地域子育て支援拠点事業実施日のばらつきについて)

枚方市では、現在直営4団体委託9団体の計13団体が地域子育て支援拠点事業を実施している。地域子育て支援拠点事業の実施主体は、5日型(月～金曜日の週5日

開設)あるいは3日型(月～金曜日の5日のうち週3日開設)のいずれかに該当する。

事業の実施場所は市内に点在しており、枚方市市域の子どもたちが公平、かつ、不便なく利用できるよう設定されている。しかしながら、特定の地域によっては地理的に近い施設で開設曜日が偏っており、特定の曜日に地域子育て支援拠点を利用しにくいと見受けられる状況がある。

京阪電気鉄道本線光善寺駅の周辺では、蹉跎保育園及び中振敬愛保育所が地域子育て支援拠点事業を行っているが、蹉跎保育園は毎週火・水・金曜日の10時～15時に開設し、中振敬愛保育所では毎週月・水・金曜日の10時～15時に開設していることから、水・金曜日は両保育所が重複している一方、木曜日は、地域子育て支援拠点事業がいずれにおいても実施されていない。

このことについて、子育て事業課に地域子育て支援拠点事業の利用状況を確認したところ、サプリ村野など駐車場が併設されている利便性の高い施設があるため、利用者が特定の曜日に地域子育て支援拠点を利用できずにいる状況は確認されていないとのことであった。また、第1木曜日に限り、蹉跎図書館においてふれあいルームも開設されているとのことである。ただし、地域子育て支援拠点事業の趣旨としては、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施することであるため、京阪電気鉄道本線光善寺駅の周辺地域において地域子育て支援拠点の開設日を平準化し、より地域の子育て世帯が地域子育て支援拠点を利用しやすい状況を作ることが望ましい(意見番号14)。

(8) 子育て情報アプリ事業

① 事業の概要

事業名	子育て情報アプリ事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託
事業概要	「ひらかた子育て応援ナビ」や「子育て応援アプリ」を活用し、子育てに役立つ情報提供を行う。
平成30年度の取り組み	平成30年1月から開始した「子育て応援アプリ」の運用を引き続き行っている。
平成30年度事業費 (当初予算)	1,736千円
平成30年度事業費 (決算)	1,736千円

② 子育て応援アプリ『スマイル☆ひらかたっ子』について

平成 30 年 1 月 4 日から運用を開始しており、アプリの内容は以下のとおりである。

- ・枚方市ホームページに掲載されている保育施設・幼稚園、手当・助成・サポート及び地域の子育て情報の集約
- ・各種子育てイベント情報のお知らせ
- ・予防接種のスケジュール作成ツール
- ・成長記録の管理

③ 子育て応援アプリ『スマイル☆ひらかたっ子』の認知度、利用度及び利用希望度について

平成 31 年 1 月に市民の子ども・子育て施策に対するニーズ調査のために行った就学前児童 3,000 人を対象としたアンケート調査において、子育て応援アプリ『スマイル☆ひらかたっ子』の認知度、利用度及び利用希望度の調査結果は以下のとおりであった。

項目	子育て応援アプリ『スマイル☆ひらかたっ子』
認知度 (%)	42.3
利用度 (%)	19.5
利用希望 (%)	46.4

④ 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から子育てアプリ事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

⑤ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(9) 保育システム管理事業

① 事業の概要

事業名	保育システム管理事業
担当部・課	子ども青少年部 保育幼稚園課
事業形式	委託
事業概要	就学前児童の管理のための保育システムの管理・運営・保守
平成 30 年度の取り組み	就学前児童の管理のための保育システムの継続的な管理・運営・保守を行った。
平成 30 年度事業費 (当初予算)	15,412 千円

平成 30 年度事業費 (決算)	15,412 千円
---------------------	-----------

② 委託契約について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を行っている。平成 30 年度においては、システムの保守を委託している。

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(抜粋：地方自治法施行令第百六十七条の二)

③ 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から保育システム管理事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

④ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(10) ファミリーサポートセンター事業

① 事業の概要

事業名	ファミリーサポートセンター事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託
事業概要	ファミリーサポートセンターにおいて、依頼会員・提供会員間の相互援助活動のサポートを行うとともに、2歳未満の家庭を対象に「無料体験事業」を実施する。
平成 30 年度の取り組み	「ファミリーサポートセンター無料体験事業」について引き続き取り組んだ。
平成 30 年度事業費 (当初予算)	20,161 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	19,915 千円

② ファミリーサポートセンターについて

ファミリーサポートセンターは、地域において育児¹⁴の援助を行いたい者（以下、提供会員という。）及び育児の援助を受けたい者（以下、依頼会員という。）の双方を組織化し、相互援助活動の調整等を行うことにより、地域での子育て支援に資することを目的とする。提供会員は、有償ボランティアとして活動を行う。枚方市ファミリーサポートセンターの利用料金は以下のとおりである。

【利用料金】¹⁵

平日（午前7時から午後8時まで）	1時間当たり	800円
早朝・深夜（上記以外の時間帯）	1時間当たり	900円
土曜・日曜・祝日	1時間当たり	900円
30分以内の援助	一律	500円

また、相互援助活動の内容としては、以下のものが枚方市ファミリーサポートセンター要領において示されている。

（相互援助活動の内容）

第11条 会員が相互援助活動として行う援助は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後子どもを預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 学童保育終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児の援助のために必要なこと。

（抜粋：枚方市ファミリーサポートセンター要領）

③ 委託契約について

枚方市においては、ファミリーサポートセンター事業の委託について、広場さぷり（サプリ村野内）において実施する地域子育て支援拠点事業（（7）地域子育て支援拠点事業参照）とあわせて委託する形式を採用している。

委託契約が、平成30年度で終了を迎えるため、平成30年度中に下表のとおり、2度の枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会を行っている。

¹⁴ 相互援助活動の対象となる児童の年齢は、概ね生後3か月から12歳までとする。

¹⁵ 1時間を超える場合は、30分単位（1時間分の半額）で加算される。同時に複数の子ども（兄弟姉妹に限る）を預けるときは、2人目から半額となる。当日のキャンセルには、キャンセル料が発生する。

回	日時	開催内容
第1回	平成30年11月5日(月) 10:00~12:00	・運営法人募集要項(案)について ・運営法人選定審査会選定基準(案)と選定方法について
第2回	平成31年2月1日(金) 13:00~16:00	・運営法人の応募状況について ・運営法人の選定方法について ・応募法人プレゼンテーション審査 ・運営法人の選定について

(抜粋) 枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査結果

2度の枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会の結果、現運営法人である社会福祉法人が選定されている。なお、委託期間は、平成31年4月1日～平成36年3月31日¹⁶の5年間となっている。

④ 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からファミリーサポートセンター事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。その結果、発見された問題点は以下のとおりである。

⑤ 監査の結果(ファミリーサポートセンターの提供会員及び両方会員の増加の方策について)

枚方市では、広場さぶりのファミリーサポートセンターにおいて、依頼会員・提供会員間の相互援助活動のサポートを行うとともに、2歳未満の家庭を対象に「無料体験事業」を実施している。

ファミリーサポートセンターにおいて行う相互援助活動を行う会員(依頼会員・提供会員、両方会員)の人数は、過去5年の推移は下表のとおりであり、平成30年度において、会員合計2,315名、うち依頼会員1,920名、提供会員306名、両方会員89名となっている。提供会員及び両方会員の数が395名で全体の17.1%となっており、提供会員・両方会員が全体に占める割合は年々下がってきている。これは、平成29年1月より開始した「無料体験事業」や出張登録会の実施等の依頼会員を増加させる枚方市の取り組みが成功しているが、提供会員及び両方会員について依頼会員ほどは増加していないことによる。

この点について、子育て事業課にファミリーサポートセンターの利用状況をヒアリングしたところ、現状依頼会員が増加したことで、提供会員の数が足りずに活動を行うことができなかったといった事例やトラブルは発生していないとのことであるが、

¹⁶ 令和6年3月31日を示す。

相互援助活動である以上、依頼会員だけでなく提供会員についてもより積極的な会員増加活動をとられたい（意見番号 15）。

【ファミリーサポートセンター事業の会員数等】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員（人）	1,336	1,441	1,499	1,643	1,920
提供会員（人）	253	265	278	279	306
両方会員（人）	119	103	92	91	89
合計（人）	1,708	1,809	1,869	2,013	2,315
活動件数（件）	2,978	3,716	3,325	3,662	3,610
提供会員・両方 会員が全体に占 める割合（%）	21.8%	20.3%	19.8%	18.4%	17.1%

（出典）枚方市社会福祉審議会「子ども・子育て専門分科会資料 第2期計画の基本的な考え方等について（案）」より監査人が作成

⑥ 監査の結果（枚方市子育て支援事業運営者選定委員会（広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター）における選定法人の応募条件について）

枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項 8. 応募資格及び条件において、運営法人は、次の(1)から(5)の全てを満たす法人という条件がある。

- (1) 平成 30 年 11 月 1 日現在で、以下のいずれかの条件を満たしている者
- ① 枚方市内において 2 年以上児童福祉法第 7 条に規定する保育所等の児童福祉施設を運営している社会福祉法人又は学校法人であること。
 - ② 枚方市内において 2 年以上乳幼児を対象とした子育て支援の事業実績を有する社会福祉法人であること。
 - ③ 枚方市内において 2 年以上乳幼児を対象とした子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人であること。
- (2) 枚方市における子育て家庭のニーズや課題を理解し、市の施策に協力するとともに、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行すること
- (3) 事業を実施するために必要な経営基盤を有している者
- (4) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者
- (5) 国税及び枚方市税を滞納していない者

（抜粋：枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項）

運営法人の応募資格について、ファミリーサポートセンターの運営法人募集要項をホームページで公開している閲覧可能な他市（小田原市、神戸市、四万十市、四日市市）のファミリーサポートセンターの運営法人募集要項を確認したところ、応募資格に市内で施設を運営していることや2年以上の活動実績を求めている市は見受けられなかった。現在、広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターの運営は、平成25年度から継続してある社会福祉法人が行っている。平成30年度に再度、5年間を委託期間とする運営法人の選定が行われたが、応募事業者は当該社会福祉法人のみであった。確かに一つの事業者に毎年委託した方が事業の安定性という点でよい側面もある一方で、一年間の委託費が1,820万円（うち、ファミリーサポートセンター事業700万円、地域子育て支援拠点事業1,120万円）になることから経済性の確保は忘れてはならない視点である。複数者の競争となった方が、より良い運営法人を選択できる余地があり、また、事業者選定の公平性の観点から、応募資格を必要以上に制限すべきではない（意見番号16）。

⑦ 監査の結果（枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品管理について）

枚方市地域子育て支援拠点等運営事業仕様書において、委託料により運営法人が購入した備品類（購入金額30,000円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものであることが明記されている。子育て事業課に対し、枚方市地域子育て支援拠点等運営法人の購入した備品（30,000円以上）の管理状況についてヒアリングを行ったところ、市の備品として備品登録されていないこと、また、運営法人の備品購入に際して、本件運営法人から事前・事後の報告を受けていない実態が判明した。

枚方市物品管理規則第7条によると、「物品出納員は、1件3万円以上の備品について、備品管理台帳を作成し、及び記録管理をしなければならない。」と規定されている。市の所有に服する備品の計上が行われていないことは、この規則に違反しており、子育て事業課は運営法人に対し事前又は事後の申請・報告等を求めて備品管理台帳を作成し、記録管理をする必要がある（結果番号2）。

なお、子育て事業課によれば、運営法人から口頭で報告を受けているとのことであったが、その旨の記録が確認できなかったため、監査人としては、報告を受けたかどうかを判断できなかった。また、同課の見解としては、運営法人が対象となる備品を購入した時点では運営法人に所有権が帰属し、市に所有権が移転するのは、備品購入時点でも委託期間終了時点でもなく、運営法人が交代した際にのみ市が備品の移転を受け市に所有権が帰属するというものである。同課の見解であると、運営法人が交代しないと備品の所有権は市に帰属しないこととなり、本来の所有権が市に帰属する原則からすると不適切である。少なくとも委託期間が終了した時点で備品を市に移転させ所有権を市に帰属させるべきである。

また、これらの解釈について、現状の仕様書では明確に読み取れない。仕様書に所

有権の帰属時期を明確に規定すべきであり、市に所有権が帰属する以上、運営法人に毎年備品台帳を提出させることなども併せて仕様書に規定すべきである（意見番号17）。

⑧ 監査の結果（枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会委員の女性比率について）

枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定委員会は5名の枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員で構成されており、うち1名が女性委員となっている。枚方市では、現在枚方市男女共同参画推進条例に基づき男女共同参画を推進しており、市の行動目標である第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標として、審議会等ごとの女性委員登用率（審議会における女性委員比率）35.0%を目指している。

枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定委員会の女性比率は20.0%であり、上記の基準を満たしていない。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムはあくまで目標であるものの、枚方市地域子育て支援拠点事業等という女性が主に利用する事業の運営に関する事業者を選定するという観点からは、女性の意見を積極的に選定に取り入れるべきともいえ、今後は積極的に女性委員の登用を行うべきである（意見番号18）。

⑨ 監査の結果（枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会会議録の作成について）

枚方市では、平成31年度からのサプリ村野内の地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び枚方市ファミリーサポートセンター事業の運営法人について、第1回選定審査会（平成30年11月5日開催）、第2回選定審査会（平成31年2月1日開催）の2回に分けて、枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会を行い、運営法人をある社会福祉法人に決定している。

枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会の選定に係る情報公開は、枚方市ホームページ¹⁷で確認できる。

当該ホームページでは、

- ・ 広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター運営法人の決定について
- ・ 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター）について
- ・ 広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター運営法人の募集について
- ・ 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項及び提出書類について

¹⁷ 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター）。URLは、<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000022005.html>。

・広場さぶり及び枚方市ファミリーサポートセンター運営法人の選定についての5項目が公開されているが、枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会の選定のプロセスが分かるような会議録や検討に用いられた資料の公開は令和元年12月5日現在、行われていない。

このことについて、子育て事業課に対してヒアリングを行ったところ、会議録の作成がされていないことが判明した。

会議録の作成期間は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条において、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内となっている。

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その 会議録を作成しなければならない。

(抜粋：枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程)

また、枚方市地域子育て支援拠点事業等運営法人選定審査会は、枚方市附属機関条例別表に定める附属機関であり、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第2条で定義する審議会であるため、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条が適用される。

第1回選定審査会(平成30年11月5日開催)、第2回選定審査会(平成31年2月1日開催)どちらも2か月の期間を大きく超過しているため、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条に違反している。また、枚方市附属機関条例第6条第2項においても、会議録を作成しなければならないと定められている。枚方市附属機関条例等に基づき速やかに会議録を作成し公開されたい(結果番号3)。

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(抜粋：枚方市附属機関条例)

(11) 公立保育所施設改善補修事業

① 事業の概要

事業名	公立保育所施設改善補修事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て運営課
事業形式	委託（工事契約等）
事業概要	老朽化等に対応する処置として、屋根や外壁の改修、保育室外等の建具の改修を実施し、園児が安全かつ衛生的に過ごせるような保育環境整備を実施する。
平成 30 年度の取り組み	地震や台風の災害に対応する処置として、ブロック塀撤去及びフェンス等の設置や菅原保育所屋根の改修を実施
平成 30 年度事業費 （当初予算）	137,081 千円
平成 30 年度事業費 （決算）	85,059 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（書面による契約締結の遅延について）

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省。平成 23 年 8 月）において、公共工事及び民間工事における発注者と受注者との間の取引全般を対象として、契約書の締結等に関するルールが示されている（個人が発注する工事で専ら自ら利用する住宅や施設を目的物とするものに関する取引を除く）。本ガイドラインは建設業法令に基づく諸規定を示したものであり、対象の公共工事には地方公共団体が発注者の場合も含まれている。そのうえで下記ア～ウのケースは、いずれも建設業法第 19 条第 1 項に違反するものとされている。

【建設業法上違反となる行為事例】

- ア 建設工事の発注に際し、書面による契約を行わなかった場合
- イ 建設工事の発注に際し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合（災害時等でやむを得ない場合を除く）
- ウ 建設工事の発注に際し、請負契約の締結前に建設業者に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合

枚方市における公共事業においても本ガイドラインを遵守する必要があるものの、以下の3件の工事につき、書面による契約締結前に工事が着手されていた。

- A 山田保育所他ブロック塀撤去及びフェンス設置工事
 - ・工期：平成30年7月9日～平成30年12月14日
 - ・契約日：平成30年11月16日
 - ・契約金額（税込み）：4,914,000円
- B 禁野保育所他ブロック塀撤去及びフェンス等設置工事
 - ・工期：平成30年7月9日～平成31年1月15日
 - ・契約日：平成30年12月21日
 - ・契約金額（税込み）：7,095,600円
- C 菅原保育所屋根改修工事
 - ・工期：平成30年9月6日～平成31年3月11日
 - ・契約日：平成31年3月8日
 - ・契約金額（税込み）：18,396,720円

枚方市の説明によると、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（平成29年7月国土交通省）において、災害復旧時は契約締結前に着工する運用を認めることを前提とした記載があるとのことであった。また、災害時における緊急工事においては、建設業法第19条第1項に掲げる事項を記載した契約書面の交付前に着工することが許容され、むしろ推奨されており、これら3件の工事は、大阪北部地震又は平成30年台風第21号による被災直後に、緊急対応を要するものとして発注したものであるから、国土交通省においても、契約締結前に着工することは差し支えないと解釈されているものであり、建設業法違反には当たらないとのことであった。

しかし、これらの3件は工事着手から4か月～6か月後になって契約書が交わされており、Cの工事については、着工から6か月後、かつ、工期最終日の3日前になって契約書が交わされていた。また、A及びBについては、大阪府高槻市で市立小のブロック塀が倒れ、登校中の小学4年の女兒が犠牲になった事故を受けた対応であり、災害復旧とは直接の関係もないと考えられる。これらの3件の工事が「災害時等でや

むを得ない場合」に該当するとしても、工事着取から4か月～6か月後にわたって契約書面の交付ができない事情は見当たらない。契約適正化のために工事着手前に書面による契約を原則としつつ、「災害時等でやむを得ない場合」であっても可及的速やかに書面による契約を結ぶべきであったと考える。

④ 監査の結果（禁野保育所へのAED設置について）

市の公立保育園等につき、平成29年度版施設カルテを閲覧したところ、禁野保育所のAED（除細動器）設置の有無の箇所が「無」と記載されていた。しかし、実際の設置状況を確認したところ、禁野保育所には、平成24年9月からAEDを設置していた（結果番号4）。

AEDは万が一の際の対応として、園児や市民の安全性を確保するために重要なものであり、禁野保育園のAED設置の有無の修正に加え、再発防止に向けた仕組づくりを行う必要がある。

(12) 保育委託事業

① 事業の概要

事業名	保育委託事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託費
事業概要	教育・保育を実施している私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業実施施設及び幼稚園（新制度に移行した園に限る）に対して、子ども・子育て支援法第27条及び第29条に基づき運営に係る費用を給付し、児童の健やかな成長を図る。
平成30年度の取り組み	各施設が提供した教育・保育の運営に係る費用（私立保育所70,435人）を給付した。
平成30年度事業費（当初予算）	6,620,642千円
平成30年度事業費（決算）	6,616,992千円

② 枚方市内の私立保育所について

平成30年度の枚方市内の各私立保育所の延べ入所数、定員及び入所率の状況は下表のとおりである。

保育所名称	延べ入所人数	定員	定員×1.2	平均入所率
香里ヶ丘	1,770	120	1,440	1.229166667
常称寺	1,915	130	1,560	1.227564103
茄子作	1,946	150	1,800	1.081111111
津田	1,572	120	1,440	1.091666667
明善	1,794	140	1,680	1.067857143
招提	1,693	130	1,560	1.08525641
香里敬愛	1,949	130	1,560	1.249358974
徳風	1,969	150	1,800	1.093888889
氷室	1,575	120	1,440	1.09375
愛児園	942	70	840	1.121428571
第二徳風	1,533	120	1,440	1.064583333
光善寺	2,267	200	2,400	0.944583333
ギンガ	1,553	120	1,440	1.078472222
青桐	2,789	230	2,760	1.010507246
船橋	1,641	120	1,440	1.139583333
天の川	2,068	160	1,920	1.077083333
鷹塚山	856	60	720	1.188888889
親愛	1,274	90	1,080	1.17962963
長尾	2,243	170	2,040	1.099509804
光の峰	1,688	120	1,440	1.172222222
川越	1,455	100	1,200	1.2125
樋之上	2,108	160	1,920	1.097916667
まりも	1,834	140	1,680	1.091666667
第二光の峰	1,289	90	1,080	1.193518519
たんぽぽ	1,282	90	1,080	1.187037037
あけぼの	1,989	140	1,680	1.183928571
牧野	2,030	140	1,680	1.208333333
ゆりかご	2,138	170	2,040	1.048039216
第2長尾	1,749	120	1,440	1.214583333
マツガ	1,736	130	1,560	1.112820513
宇山光の子	1,988	130	1,560	1.274358974
蹉跎	1,307	90	1,080	1.210185185
小倉	1,746	120	1,440	1.2125

宮之阪サクラ	1,587	120	1,440	1.102083333
北牧野	1,511	120	1440	1.049305556
中宮まぶね	1,638	120	1440	1.1375
明善第弐	476	40	480	0.991666667
愛和(小)	366	30	360	1.016666667
ハレルヤ(小)	376	30	360	1.044444444
つくし(小)	373	30	360	1.036111111
村野(本園・分園)	1,707	130	1,560	1.094230769
くずは光の子(本園・分園)	2,207	170	2,040	1.081862745
中振敬愛(本園・分園)	2,570	185	2,220	1.157657658

(出典) 子育て事業課提出資料より監査人作成

③ 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から保育委託事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。また、各保育所から提出された実績報告、委託料の請求書及び平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書を閲覧し、無作為に抽出した2か月分に係る各保育所の委託料の請求書を、委託料の算定根拠である「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、及び特例保育に要する費用の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に基づき再計算を行った。

また、枚方市が徴収する保育料についての保育料徴収業務について、年齢調べ等を行うとともに、債権管理簿等を閲覧して債権が適切に管理されているかどうかを検討した。

④ 監査の結果(平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書の記載漏れ等について)

民間保育園の施設型給付費の算定根拠となる平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書について無作為により抽出したサンプルについて閲覧を行った結果、次のとおり記載漏れや入手書類が未入手であるもの等が散見された。

(例示)

- ア 療育支援加算等の個別項目に係る個票のチェック漏れがある。
- イ 療育支援加算について添付書類として必要とされているポスターが添付されていない。
- ウ 所長設置加算について、添付書類として必要とされている所長の履歴書の添付がなされていない。

アについて、市の給付費支出の算定根拠となる資料であるので、今後提出した事業

者への正確な書類の記載の指導をより徹底されるなど、再発防止に向けての仕組みづくりが必要である（意見番号 19）。

また、イについては、子育て事業課に確認したところ、別の補助金の添付資料となっており、そちらの提出書類として管理しているとのことであった。そのため、確認自体は行われているが、確認を行った記録自体は残されていない。確認を行った記録を文書として残しておくべきである（意見番号 20）。

また、ウについては所長新任時にのみ添付を求めているとのことである。これについても、確認自体は行われているが、確認を行った記録自体は残されていないため、確認を行った記録を文書として残しておくべきである（意見番号 21）。

⑤ 監査の結果（保育料徴収業務と児童手当からの徴収について）

平成 30 年度の保育料等の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額等の実績と、枚方市が直接保護者から徴収すべき調定済未済債権の金額と件数は次のとおりである。

【平成 30 年度の保育料等の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額等の実績】

区分		調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)
○保育所保育料					
現年度	市立保育所	323,405,790	320,282,980	0	3,122,810
	私立保育園	1,259,045,100	1,244,104,840	0	14,940,260
	広域	297,500	216,600	0	80,900
	現年計	1,582,748,390	1,564,604,420	0	18,143,970
過年度	市立保育所	28,068,233	7,100,170	1,280,900	19,687,163
	私立保育園	93,767,616	31,170,367	3,849,500	58,747,749
	広域	293,400	4,400	0	289,000
	過年計	122,129,249	38,274,937	5,130,400	78,723,912
合計		1,704,877,639	1,602,879,357	5,130,400	96,867,882
○幼稚園保育料					
現年度	保育料	37,304,560	37,121,960	0	182,600
	預かり保育料				
	現年計	37,304,560	37,121,960	0	182,600
過年度	保育料	435,500	190,000	0	245,500
	預かり保育料				
	過年計	435,500	190,000	0	245,500
合計		37,740,060	37,311,960	0	428,100
総計		1,742,617,699	1,640,191,317	5,130,400	97,295,982

（出典）保育幼稚園課提出資料より監査人が一部加工のうえ作成

【平成 30 年度末保育所保育料の収入未済額（発生年度別）】

発生年度	件数（件）	未納額（円）	内容
平成 16 年度	8	142,000	保育料、実費
平成 17 年度	11	221,000	保育料、実費
平成 18 年度	37	665,200	保育料、実費
平成 19 年度	45	611,700	保育料、実費
平成 20 年度	140	2,413,526	保育料、実費
平成 21 年度	304	4,158,878	保育料、実費
平成 22 年度	304	3,973,622	保育料、実費
平成 23 年度	561	6,973,949	保育料、実費
平成 24 年度	558	7,001,963	保育料、実費
平成 25 年度	645	7,603,400	保育料、実費
平成 26 年度	819	10,272,813	保育料、実費
平成 27 年度	778	10,619,432	保育料、実費
平成 28 年度	743	11,191,780	保育料、実費
平成 29 年度	893	12,874,647	保育料、実費
平成 30 年度	1,072	18,143,970	保育料、実費
	6,918	96,867,880	

保育所保育料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる強制徴収公債権であり、市は直ちに財産の差押えを行うことができる。一方、幼稚園保育料等については私債権であり、滞納処分を行うことができない。民間が運営する認定こども園又は地域型保育事業は、保育料等は利用者が園に直接支払うため、滞納管理も個々の園が行っているが、これらの園以外の園については、保育料等は市に納付されるため、子ども青少年部が債権管理を行っている。

平成 24 年度の児童手当法の改正により、児童手当から保育料を徴収できるようになった。保育所保育料及び幼稚園保育料については、当該児童手当の受給資格者からの申し出により、児童手当から徴収することができる（申出徴収、児童手当法第 21 条第 1 項）。また、保育所保育料については、当該児童手当の受給資格者に対して市から通知することにより、徴収できるとされている（特別徴収、同法第 22 条第 1 項）。実際に周辺自治体（例えば、高槻市など）では、既に児童手当からの徴収も行っており、一定の徴収実績も認められる。

しかしながら、枚方市では児童手当からの徴収は行っていない。

上記のとおり滞納債権がある現状や、令和元年 10 月からの保育無償化のスタート

により債権の支払い意識が低迷するおそれを踏まえると、回収は複数の方法により強制徴収公債権の回収率を上げる方策を採るべきであり、その一方策として児童手当からの徴収も検討すべきである（意見番号 22）。前回の検討から相当期間経過していることもあり、関係部課と改めて協議・検討を行う必要がある。

(13) 認定こども園施設型給付事業

① 事業の概要

事業名	認定こども園施設型給付事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託費
事業概要	教育・保育を実施している私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業実施施設及び幼稚園（新制度に移行した園に限る）（以下、「各施設」という。）に対して、子ども・子育て支援法第 27 条及び第 29 条に基づき運営に係る費用を給付し、児童の健やかな成長を図る。
平成 30 年度の取り組み	各施設が提供した教育・保育の運営に係る費用（私立認定こども園 26,822 人）を給付した。
平成 30 年度事業費（当初予算）	1,153,817 千円
平成 30 年度事業費（決算）	1,117,255 千円

② 枚方市内の認定こども園について

枚方市内の各認定こども園の定員の状況（平成 31 年 4 月 1 日時点）は下表のとおりである。

運営主体	類型	認定こども園名称	定員
社会福祉法人	幼保連携型 ¹⁸	認定こども園明善めぐみ園	1号 15名 2・3号 140名
		認定こども園明善第弐めぐみ園	1号 15名 2・3号 40名
学校法人	幼保連携型	認定こども園うみのほし幼稚園	1号 240名 2・3号 100名

¹⁸ 認可幼稚園と認可保育所の両方の基準を満たした施設

		認定こども園勝山愛和香里ヶ丘幼稚園	1号 396名 2・3号定員 90名
		認定こども園春日丘幼稚園	1号 386名 2・3号 90名
		認定こども園鴻池学園第二幼稚園	1号 300名 2・3号 100名
	幼稚園型 ¹⁹	認定こども園うらら幼稚園	1号 180名 2号 20名
		認定こども園鴻池学園第三幼稚園	1号 300名 2・3号 120名
		認定こども園清香学園幼稚園	1号 150名 2号 20名
		認定こども園報徳幼稚園	1号 135名 2号 15名

(出典) 枚方市ホームページ²⁰より監査人作成

③ 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から認定こども園施設型給付事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。また、各認定こども園から提出された実績報告、給付費の請求書及び平成30年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書を閲覧し、無作為に抽出した2か月分に係る各認定こども園の給付費の請求書を、給付費の算定根拠である「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、及び特例保育に要する費用の算定に関する基準等」（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づき再計算を行った。

④ 監査の結果（平成30年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書の添付漏れについて）

認定こども園の施設型給付費の算定根拠となる平成30年度施設型給付費等に係る加算（調整）適用申請書について以下の書類の添付漏れが発見された。

主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合について添付が必要とされている実施状況の分かる資料等が添付されていない。

このことについて、子育て事業課に確認したところ、実施状況の分かる資料等は別の補助金の添付資料となっており、そちらの提出書類として管理しているとのことで

¹⁹ 認可幼稚園が保育所的な機能を備えた施設

²⁰ URLは、<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000016366.html>。

あった。そのため、確認自体は行われているが、確認を行った記録自体は残されていない。確認を行った記録を文書として残しておくべきである（意見番号 23）。

⑤ 監査の結果（委任状のチェック漏れについて）

認定こども園施設型給付費の請求及び受領を代理人に委任する際、枚方市に委任状を提出することが必要となる。

委任状は、施設型給付費、子ども・子育て支援事業補助金、一時預かり事業補助金、資格取得支援事業補助金のうち、委任するものについてチェックを行う形式である。

平成 30 年 4 月 1 日にある認定こども園から提出された委任状では、委任するものに関するチェックが漏れていた。

給付費の請求及び受領の権限に係る委任が形式的に整わない状態で市は手続きを行っていたことになるので、本件の委任範囲が特定されていない委任状に基づく手続きを行うべきではなかった（結果番号 5）。 今度同様のチェック漏れが生じないように、チェック漏れを防ぐ仕組みづくりが必要である。

⑥ 監査の結果（施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延について）

認定こども園への給付費の加算における施設機能強化推進費加算について、申請者は、対象の商品カタログと見積書を添付のうえ、支出予定額に基づいて申請することができる。そのため、施設機能強化推進費加算を申請した園は、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を市に提出する必要がある。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日 府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号）では、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書は申請の翌年度の 4 月末までに提出しなければならないと規定されている。しかしながら、ある認定こども園の平成 29 年度の施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を、提出期限を超過した平成 30 年 9 月 28 日に受領している例があった。

4 月に実施の補助金の審査においてカタログや領収書等により商品が適切に購入され給付対象となることを確認しているとのことであったが、上記留意事項にしたがって申請の翌年度の 4 月末までの提出を徹底すべきである（結果番号 6）。

(14) 子ども・子育て支援事業補助事業

① 事業の概要

事業名	子ども・子育て支援事業補助事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	補助
事業概要	各施設の設置者に対して、以下の内容について予算の範囲内で補助金を交付する。 ・嘱託医手当加算、運営費加算、病児・病後児保育補助、開所時間推進費補助、障害児保育補助、延長保育事業費補助、食物アレルギー対策費補助、夜間保育事業費補助、地域子育て支援補助等
平成 30 年度の取り組み	各施設に対して、各補助対象事業の実績に応じて補助金を交付した。
平成 30 年度事業費 (当初予算)	1,815,910 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	1,295,857 千円

② 補助対象事業

補助対象は、下表のとおりであり多岐にわたる。そのため、補助金審査の際に、「平成 30 年度 市立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」を用いて、各補助対象事業の審査を行っている。

別表（第5条、第6条関係）

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準															
嘱託医手当加算	嘱託医又は嘱託歯科医を設置し、児童の健康診断を実施していること。	保育費用交付額を超えて支出する嘱託医手当、嘱託歯科医手当及び児童の健康診断の実施に要する経費	1施設当たり年額107,200円															
運営費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費を支出していること。 (2) 保育費用交付基準を超えて保育士等を雇用していること。ただし、当該保育士等に係る総雇用時間数が正規保育時間数以上でなければならない。 (3) 保育費用交付基準を超えて看護師等その他市長が認める職員を雇用していること。ただし、病児保育事業費補助の項の補助要件の欄第1号に該当するものとして同項の補助を受けるときは、運営費補助について、それらの職員を雇用していないものとみなす。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 保育に直接必要と認められる保育材料等の購入費、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費、園外保育及び特別行事の実施に要する経費、事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費（給食材料の購入費を除き、保育費用交付額を超えて支出するものに限る。） (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費 (3) 補助要件の欄第3号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している看護師等その他市長が認める職員の人件費	次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、同表の中欄に定める基準額（年額）。ただし、事務処理に要する経費については、同表の右欄に定める限度額を超えることができない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>定員の区分</th> <th>基準額（年額）</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人以上60人未満</td> <td>10,036,000円</td> <td>2,240,000円</td> </tr> <tr> <td>60人以上90人未満</td> <td>11,436,000円</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>90人以上120人未満</td> <td>12,136,000円</td> <td>3,080,000円</td> </tr> <tr> <td>120人以上</td> <td>13,336,000円</td> <td>3,560,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から2,436,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。 2 26人以上の1歳児の保育を実施し、かつ、本市配置基準を満たしている場合（本市配置基準の保育士の数から当初配置基準の当該数を差し引いた数が2である場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）に2,436,000円を上限として市長が定める額を増額するものとする。 3 看護師等その他市長が認める職員を雇用していない場合は、この表の中欄の基準額（年額）から2,000,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。 4 補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額がこの表の中欄の基準額（年額）を超える場合は、補助対象経費の欄第1号に規定する補助対象経費につき、250,000円を限度に、地域子育て支援補助に加えて算定することがある。 5 開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合は、この表の中欄の基準額（年額）に当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p>	定員の区分	基準額（年額）	限度額	40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円	60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円	90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円	120人以上	13,336,000円	3,560,000円
定員の区分	基準額（年額）	限度額																
40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円																
60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円																
90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円																
120人以上	13,336,000円	3,560,000円																
病児保育事業費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施していること。 (2) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を実施する	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に要する経費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額4,371,000円。ただし、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額2,186,000円とする。 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,029,000円															

	こと。ただし、1施設につき1回限りとする。	要な設備の整備等に要する経費	
開所時間推進費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 通常の開所時間が11時間15分を超えていること。 (2) 午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後6時までの時間において勤務する保育士等を雇用していること。	雇用している補助要件の欄第2号の保育士等の人件費	1施設当たり年額1,300,000円
障害児保育補助	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていること。 (1) 保育士等の人件費 市長、関係機関及び保護者との協議に基づき障害児の保育を実施し、かつ、当該障害児の保育のための保育士等を加配していること。 (2) 障害児の保育に係る環境改善の実施に要する経費 特児1級児又は特児2級児の保育を実施している場合において、当該障害児の保育に必要な設備の整備若しくは軽微な改修又は障害児用の大型遊具の設置、更新等の環境改善を実施すること。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児の保育のために加配された保育士等の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児の保育に必要な設備の整備及び軽微な改修並びに障害児用の大型遊具の設置、更新等に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額。ただし、開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。 (1) 当該障害児のために保育士等を雇用している場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 特児1級児に係るもの 当該障害児1人当たり年額3,000,000円（勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たさない保育士等である場合は、月額170,000円を基に算定した額） ロ 障害児（特児1級児及びハに規定する障害児を除く。）に係るもの 当該障害児1人当たり年額1,500,000円（当該障害児の合計数が奇数である場合は、1人分のみ、年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円）） ハ 特例加配の対象となる障害児に係るもの 当該障害児1人当たり年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円） ニ 延長保育事業費補助の項補助対象経費の欄に規定する延長保育を実施する障害児であって、日常的に医療上の措置を要するものに係るもの 当該障害児1人当たり年額648,000円 (2) 障害児の保育に係る環境改善を実施した場合 1施設当たり年額1,029,000円
延長保育事業費補助	延長保育事業（一般型）を実施していること。	延長保育事業（一般型）の実施に要する経費のうち、開所時間（当該開所時間が11時間以上の場合に限る。）を超えて実施する延長保育に要	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除した児童数に月額5,000円を乗じて得た額

		する経費											
食物アレルギー対策費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 食物アレルギー児童の保育を実施していること。 (2) 食物アレルギー児童のために加配調理員を雇用していること。	保育費用交付基準を超過して雇用する加配調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額95,000円 (2) 加算分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり次の表の左欄に掲げる当該児童の数の区分に応じ、同表右欄に定める額 <table border="1" data-bbox="927 712 1311 958"> <thead> <tr> <th>当該児童の数の区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>47,500円</td> </tr> <tr> <td>6人以上10人以下</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>11人以上15人以下</td> <td>142,500円</td> </tr> <tr> <td>16人以上</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table> ロ 食物アレルギー児童を保育している小規模保育事業所の連携施設として調理業務を実施し、当該小規模保育事業所に食事を搬入している場合 1施設当たり月額47,500円	当該児童の数の区分	月額	5人以下	47,500円	6人以上10人以下	95,000円	11人以上15人以下	142,500円	16人以上	190,000円
当該児童の数の区分	月額												
5人以下	47,500円												
6人以上10人以下	95,000円												
11人以上15人以下	142,500円												
16人以上	190,000円												
夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業の実施に要する経費	1施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額750,000円とする。										
保育体制強化事業費補助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	1施設当たり月額90,000円										
保育補助者雇上強化事業費補助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 定員が121人未満の場合 1施設当たり年額2,215,000円 (2) 定員が121人以上の場合 1施設当たり年額4,430,000円										
保育士雇用による入所枠拡大事業費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 加配保育士を雇用し、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童の受入れ人数を拡大していること。 (2) 保育所等の創設のために保育士の増加を必要とすること。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配保育士の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育士（保育所等の創設に備えて雇用するものに限る。）の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配保育士1人当たり月額300,000円。ただし、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童を受け入れた場合、市長が定める額を減額するものとする。 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育士1人当たり月額300,000円。ただし、補助対象期間は6月を上限とし、雇用する人数は次に掲げる創設する保育所等の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を上限とする。										

			イ 私立保育所 7人 ロ 小規模保育事業所 2人
保育士宿舍借り上げ 支援事業費補助	保育士宿舍借り上げ 支援事業を実施して いること。	保育士宿舍借り上げ 支援事業の実施に要 する経費	1人当たり月額61,500円
地域子育て支援補助	第1号及び第5号の 事業を実施し、第1 号、第4号及び第5 号の事業を実施し、 又は第2号から第4 号までの事業のうち 2以上のもの並びに 第1号及び第5号の 事業を実施している こと。 (1) 私立保育所内外 で定期的に実施す る子育てに係る相 談及び指導等を行 う事業 (2) 枚方版ブックス タート事業 (3) 地域の気になる 子ども及びその家 庭を支援する事業 (4) 絵本とのふれあ い事業 (5) 前各号に掲げる もののほか、地域 の子育て家庭を対 象とした子育て支 援事業	補助要件の欄第1号 から第5号までの事 業に要する経費。た だし、同欄第1号か ら第5号まで（第4 号を除く。）の事業 に従事する保育士等 の雇用に係る経費以 外の経費の同欄第1 号から第5号まで （第4号を除く。） の事業に要する経費 に占める割合は、4 分の1以内とする。	(1) 補助要件の欄第1号から第5号まで の事業の全てを実施する場合 1施設 当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3 号及び第5号又は第1号、第2号、第 4号及び第5号の事業の全てを実施す る場合（前号に該当する場合を除 く。） 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4 号及び第5号の事業の全てを実施する 場合（前2号に該当する場合を除 く。） 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第 5号の事業の全てを実施する場合（前 3号に該当する場合を除く。） 1施 設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事 業をいずれも実施する場合（前各号に 該当する場合を除く。） 1施設当た り年額370,000円

備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項並びに備考22における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項及び備考6の規定における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいい、総雇用時間数が正規保育時間数以上である場合の当該保育士に限る。以下同じ。）の数が、1歳児の数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業（体調不良児対応型）」とは、国の通知に定められた病児保育事業（体調不良児対応型）の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年

- 法律第134号) 第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、その保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第10号に掲げる事由に該当する障害児以外の障害児であって、当該事由に該当する障害児と同様の配慮を要するものの保育のための保育士等の加配をいう。
 - 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育事業（一般型）」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
 - 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業（一般型）の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
 - 15 食物アレルギー対策費補助の項及び備考16の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
 - 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
 - 17 食物アレルギー対策費補助の項及び保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「小規模保育事業所」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）第29条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。
 - 18 食物アレルギー対策費補助の項における「連携施設」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
 - 19 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
 - 20 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
 - 21 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
 - 22 保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「加配保育士」とは、保育費用交付基準を超えて雇用する保育士を、「保育所等の創設」とは、本市に私立保育所又は小規模保育事業所を新たに開設することをいう。
 - 23 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舍借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舍借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。
 - 24 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。
 - 25 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生月に、当該児童とその保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
 - 26 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）第2条各号に掲げる者（これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同規則第1条の支給認定を受けている者を除く。）、被虐待児等をいう。
 - 27 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

（出典）枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱より抜粋²¹

② 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から私立保育所子ども・子育て支援補助事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

③ 監査の結果（「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」のチェック体制について）

²¹ なお、枚方市小規模保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に記載されている補助対象は、本表の「地域子育て支援補助」までの項目である。

枚方市においては、私立保育所子ども・子育て支援事業補助金の審査の際、関連証憑を確認して、検査を行っている。

その際に、補助金検査のマニュアルとして「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」を利用している。

担当課である子育て事業課に対するヒアリングによると、当該審査マニュアルは、職員の確認用に使っているのみであり、補助金の適格性の確認は各担当職員が行っており、その際に使用した各種チェック済みの審査マニュアルの保存は行っていないとのことであった。

確かに補助金審査後に精算に係る部内決裁を経ており、当該決裁上、補助金審査を行い問題がなかった旨の記載はあることから、適切に審査は行われているとは考えられるものの、状況を確認できる審査マニュアルが保存されていないことからどのような視点でどのように審査が行われたのか確認することができない。

チェック済みの「私立保育所子ども・子育て支援事業補助金書類審査 審査マニュアル」は、補助金検査を実施した証拠として、また、検査の結果や結論を第三者が確認できるようにするためにも保存すべきである（意見番号 24）。

(15) 一時預かり事業補助事業

① 事業の概要

事業名	一時預かり保育事業補助事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	補助金
事業概要	保育ニーズが多様化している中で、保育の要件を満たさない児童（保護者の入院や育児疲れ、週 2、3 日程度の就労）を対象に、市民が安心して子育てができるよう、一時預かりを実施する。
平成 30 年度の取り組み	私立保育所で、保護者の入院・育児疲れの理由で延べ 13,708 人、週 2、3 日程度の就労の理由で延べ 10,667 人の利用があった。
平成 30 年度事業費（当初予算）	78,254 千円
平成 30 年度事業費（決算）	61,448 千円

② 一時預かり事業の実施について

一時預かりを実施する私立保育所及びその利用実績は下表のとおりである。

保育園名	平成 30 年度日単位利用実績 (延べ人数) (人)	平成 30 年度月単位利用実績 (延べ利用回数) (回)
光の峰保育園	1,268	942
親愛保育園	157	279
くずはあけぼの保育園	701	1,356
長尾保育園	453	786
常称寺保育園	1,431	620
村野保育園	340	31
牧野保育園	1,954	1,081
青桐保育園	235	247
第2長尾保育園	2,182	1,578
三矢ゆりかご保育園	141	-
宇山光の子保育園	889	570
蹉跎保育園	1,181	933
枚方たんぼ保育園	1,524	1,248
香里敬愛保育所 ²²	1,252	996
合計	13,708	10,667

(出典)「平成 30 年度 枚方市事務概要」より監査人作成

③ 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

²² 香里敬愛保育所は、令和元年 12 月 15 日現在、一時預かり保育事業を休止中である。

(16) 私立保育所設備整備補助事業

① 事業の概要

事業名	私立保育所設備整備補助事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	補助
事業概要	私立保育所の整備・防犯対策などの拡充を推進し、良好な保育環境をつくることとあわせて、定員増を図るため、以下の保育所等を対象に施設整備費の補助を行う。 ・保育所の老朽化に伴う増改築等とあわせて定員増を行う私立保育所の設置者 ・防犯対策の強化のための整備を行う私立保育所
平成 30 年度の取り組み	・平成 29 年度からの継続事業である鷹塚山保育園の増改築を完了 ・みずき敬愛保育園の創設については、当初の予定から事業完了が遅れたが、令和元年 6 月に完了の見込み。実績度については、低い水準となっているが、上記の理由によるものであり、令和元年 7 月には当初の目標に到達する見込み ・防犯策強化事業や、大阪北部地震に係る災害復旧費の補助
平成 30 年度事業費 (当初予算)	66,000 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	224,412 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

また、子育て事業課が補助金検査の際に用いる「私立保育所等施設整備補助金交付事業補助金検査」のチェックシートの内容を閲覧し、チェック体制の確認を行った。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（補助金申請時の銀行口座に関する写しについて）

平成 30 年度私立保育所等施設整備補助金交付申込書には、補助金申請時の添付書類として、「口座の表紙部分の写し及び第 1 ページ目の写し」が記載されている。

しかし、平成 30 年度における私立保育所設備整備補助金のうち、ある社会福祉法人（※施設整備費補助金関係綴②の 49③ 3）、別の社会福祉法人（※施設整備費補助金関係綴②の 49③11、施設整備費補助金関係綴②の 49③ 3）について、当該申請書の「口座の表紙部分の写し及び第 1 ページ目の写し」の項目には「提出不可」と記され、実際に「口座の表紙部分の写し及び第 1 ページ目の写し」が提出されていなかった。これは、補助金振込口座が当座預金であるため、通帳が提出できないとされていたため、補助金の審査において通帳の原本を確認したということであった。

この「口座の表紙部分の写し及び第 1 ページ目の写し」については、事務処理上確認すべきものであり提出を求めているが、枚方市の補助金に対する包括的な規則である「枚方市補助金等交付規則」には、提出を求める条文上の根拠はないため、規則の遵守の観点からは問題はない。

ただし、事務処理上確認が必要である以上、確認したことの証拠を残すために、振込口座が補助金申請者の口座であることの確認を補助金審査の際に通帳の原本等で確認したのであれば、その旨を何らかの書類に記録し保管すべきである（意見番号 25）。

なお、当座預金については金融機関が当座照合表を発行していることから、当該当座照合表の写しを提出させる取扱いでも問題ない。

④ 監査の結果（私立保育所（小規模保育所除く）の耐震性について）

市内の私立保育所について、耐震化の状況（昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準への適合の有無）を確認したところ、44 施設中 2 施設が新耐震基準に適合していない状況であった（2 施設のうち、1 施設は建替え予定あり）。

昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準では、震度 6 強程度の地震が生じた場合に本庁舎が倒壊又は崩壊しない水準の耐震性となっているが、昭和 56 年 5 月以前までに建築確認通知があった建物に定められた耐震基準では、建物が震度 5 強程度の中規模地震で損傷しないことが想定されているに留まる。

市によると、南海トラフ地震では市内のほとんどの範囲で震度 6 弱の地震が想定されており、保育所利用者の安全性の観点からは新耐震基準に適合させることが望まれる。

対応が未検討の 1 施設は賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事を促すなど

粘り強く対応を講じるべきである（意見番号 26）。また、市には耐震補強及び耐震診断に関する補助金制度は存在するが、耐震診断に関する補助金制度については階数が 2 以上かつ 500 m²以上の幼稚園及び保育所が対象となり、比較的大型の保育所に限られる。また、新耐震基準に適合した建物への移転等については、新たに自己所有の建物を建設する場合には、国の保育所等整備交付金により補助が可能である。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点や基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるとの認識等から難しいとのことであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい（意見番号 27）。

⑤ 監査の結果（私立保育所等（小規模保育所除く）のアスベストの使用状況について）

市内の私立保育所について、建物でのアスベストの使用状況を確認したところ、44 施設中 2 施設がアスベスト使用状況の調査が行われていない状況であった。また、同様に認定こども園について確認したところ、認定こども園 6 施設中 1 施設については、アスベスト使用状況の調査が行われていない状況であった。

所管課も調査が行われていない状況は把握しており、該当する保育所については調査等の対応を促してはいるものの、アスベストは健康被害への懸念が指摘されており、保育所等利用者の安全性の観点からは対策を講じるべきである（意見番号 28）。

(17) 地域型保育給付事業

① 事業の概要

事業名	地域型保育給付事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	給付費
事業概要	保育を実施している小規模保育事業実施施設に対して、子ども・子育て支援法第 27 条及び第 29 条に基づき運営に係る費用を給付し、児童の健やかな成長を図るため、各施設に対して教育・保育の実施に係る運営の費用を給付する。
平成 30 年度の取り組み	・各施設が提供した保育の運営に係る費用を給付 ・平成 30 年度の私立小規模保育事業実施施設における園児は 1,414 人
平成 30 年度事業費（当初予算）	262,731 千円
平成 30 年度事業費（決算）	294,666 千円

② 地域型保育事業の実施について

枚方市内の地域型保育事業実施状況は下表のとおりである。

公立・私立の別	施設名	定員（名）	類型
公立	おおがいと小規模保育施設	18	A型
	楠葉なみき小規模保施設	17	A型
	こうりょう小規模保育施設	20	A型
	たのくちやま小規模保育施設	18	A型
	ひらかた小規模保育施設	12	A型
	蹉跎小規模保育施設	18	A型
私立	ひよこ保育園	10	B型
	きみ保育園	10	B型
	アップル保育園	10	B型
	みんなの里 ぼこぼこほいくえん	19	A型
	樹保育所宮之阪園	19	A型
	すだち保育園	12	B型
	カナデ保育園	12	A型
	クアッカ長尾保育園	12	A型
	常称寺枚方駅前保育園	19	A型
	小規模保育園 のはらうた	19	A型

(出典) 枚方市ホームページ²³より監査人作成

なお、地域型保育事業の4事業類型（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅型訪問事業及び事業所内保育事業）のうち、枚方市内では、小規模保育事業のみが実施されている。また、上表にいう類型（A型、B型）の定義は下表のとおりである。

²³ URLは、<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000016367.html>。

小規模保育事業の認可基準について					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。 ○ 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。 ○ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。 					
＜主な認可基準＞					
		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
 ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

(出典) 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ²⁴より抜粋

③ 実施した手続

主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から地域型保育給付事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。また、各小規模保育事業実施施設から提出された実績報告、給付費の請求書及び平成30年度施設型給付費等に係る加算(調整)適用申請書を閲覧し、無作為に抽出した2か月分に係る各小規模保育事業実施施設の給付費の請求書を、給付費の算定根拠である「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、及び特例保育に要する費用の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に基づき再計算を行った。

④ 監査の結果(加算率認定申請書への記載漏れについて)

市では小規模保育事業所への給付費の支給について、給付を受ける園から加算事項に関して「処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書」(様式2)の提出を受けている。「処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書」には処遇改善等加算Ⅰに係る加算率に関する項目のほか、給食業務の委託状況や短時間勤務職員の有無を選択する項目などその他給付費の加減算に関する項目が記載される。

平成30年度申請のあった園について確認したところ、ある小規模保育事業所及び

²⁴ URLは、<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumeii4.pdf>。

別の小規模保育事業所では、書面上、給食業務の委託状況や短時間勤務職員の有無の選択がなされていない。これらの項目は給付費の金額の算定根拠の一部になるものの、書面上は給食業務の委託状況等が不明なまま、より高い給付費を受給できる給食業務の委託なしの扱いで給付費が算定されていた。結果として給付費の算定に問題はないものの、提出書類への記載と市における確認を行うべきであった。

今後提出書類の記載漏れ等の不備が生じないように、記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある（意見番号 29）。

⑤ 監査の結果（施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延について）

小規模保育事業所への給付費の加算における施設機能強化推進費加算について、申請者は、15万円以上の防犯・防災関連グッズ等を対象とし、商品カタログと見積書を添付のうえ、支出予定額に基づいて申請することができる。そのため、施設機能強化推進費加算を申請した園は、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を市に提出する必要がある。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日 府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号）では、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書は申請の翌年度の 4 月末までに提出しなければならないと規定されている。しかし、平成 30 年度の地域型保育給付事業施設機能強化推進費加算に係る実際の実績報告書を確認したところ、以下のとおり、2 件中 2 件に提出遅延が見られた。

4 月に実施の補助金の審査においてカタログや領収書等により商品が適切に購入され給付対象となることを確認しているとのことであったが、上記留意事項にしたがって申請の翌年度の 4 月末までの提出を徹底すべきである（結果番号 7）。

施設名	提出日
D 小規模保育事業所	令和元年 7 月 4 日
E 小規模保育事業所	令和元年 7 月 5 日

⑥ 監査の結果について（ある小規模保育事業所への処遇改善等加算Ⅱの要件について）

公定価格の加算項目のうち、処遇改善等加算Ⅱについて、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日 府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号）では「副主任保育士等及び職務分野別リーダー等は、発令や職務命令が行われていること」とされている。

ある小規模保育事業所には処遇改善等加算Ⅱが加算されているが、当該加算対象職員のうち、「主任保育士」については「主任保育士という名称だが管理職手当をもらっ

ておらず、管理職ではない」として補助対象とされている。しかし、形式的には、処遇改善等加算Ⅱの加算要件として、本件の主任保育士は適格ではない。担当課の説明によれば、処遇改善等加算Ⅱは、主任以下の管理職には当たらない中堅クラスの処遇改善及びキャリアアップを目的としているところ、本件保育士が所属する保育所は小規模保育施設であり、名目上は主任保育士という役職ではあるが管理職手当も実際に支給されていないことを補助金の審査の時点で確認をしていることから、給付自体に問題はなかったということである。確かに、処遇改善等加算Ⅱの制度趣旨に鑑みれば形式ではなく実質を捉え給付対象とすることは否定されるものではないと考えられる。ただし、形式ではなく実質を捉えて給付対象とする場合には説明責任の観点あるいは給付対象となる施設間の公平性の観点からも、組織としての判断であることを明確にするためにも、部内でなんらかの決裁を経て文書として残しておくべきである（意見番号 30）。

また、本件の加算についての確認方法を子育て事業課にヒアリングしたところ、枚方市においては補助金審査の際に、職員体制、職名、手当の有無が分かる一覧表を確認しているとのことであったため、確認自体は行われているが、確認を行った記録自体は残されていない。確認を行った記録を文書として残しておくべきである（意見番号 31）。

(18) 小規模保育事業補助事業

① 事業の概要

事業名	小規模保育事業補助事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	補助
事業概要	待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成するため、保育を実施している小規模保育事業実施施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する（地域型保育給付事業とは別に補助を行う）。
平成 30 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設が提供した保育の運営に係る費用を補助 ・平成 30 年度の私立小規模保育事業実施施設における園児は 1,414 人
平成 30 年度事業費（当初予算）	5,672 千円
平成 30 年度事業費（決算）	11,399 千円

② 小規模保育事業補助事業の実績について

平成 29 年度及び平成 30 年度の小規模保育事業補助事業の実績は下表のとおりである。

【小規模保育事業実施施設に対する補助実績】

補助対象事業所			平成 29 年度の 補助金（円）	平成 30 年度の 補助金（円）
年度	施設名	開設年月		
平成 29 年度	アップル保育園	平成 27. 4	243, 000	0
	きみ保育園	平成 27. 3	158, 500	0
	ひよこ保育園	平成 27. 3	137, 000	0
	みんなの里ぼこぼこほい くえん	平成 29. 4	105, 000	0
	樹保育所宮之阪園	平成 29. 4	220, 000	0
	合計		863, 500	0
	平成 30 年度	アップル保育園	平成 27. 4	0
きみ保育園		平成 27. 3	0	689, 258
ひよこ保育園		平成 27. 3	0	604, 517
みんなの里ぼこぼこほい くえん		平成 29. 4	0	1, 697, 104
樹保育所宮之阪園		平成 29. 4	0	2, 609, 804
すだち保育園		平成 29. 4	0	834, 203
カナデ保育園		平成 30. 4	0	1, 053, 464
クアッカ長尾保育園		平成 30. 4	0	1, 265, 000
常称寺枚方駅前保育園		平成 30. 4	0	1, 265, 000
合計			0	11, 398, 350

(抜粋) 子育て事業課作成資料より監査人抜粋

③ 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

④ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(19) 小規模保育事業施設整備補助事業

① 事業の概要

事業名	小規模保育事業施設整備補助事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	補助
事業概要	私立保育所の整備・防犯対策などの拡充を推進し、良好な保育環境をつくることとあわせて、定員増を図るため、以下の保育所等を対象に施設整備費の補助を行う。 ・防犯対策の強化のための整備を行う私立保育所
平成 30 年度の取り組み	防犯対策強化事業や、大阪北部地震に係る災害復旧費の補助
平成 30 年度事業費 (当初予算)	5,672 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	32,000 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果(補助金申請時提出書類中の契約書における収入印紙の漏れについて)

平成 31 年 2 月 18 日に申請のあったある社会福祉法人への小規模保育事業整備補助金について、本件補助金申請時提出書類中の建築士業務委託契約書(税込み 1,296,000 円)に本来は必要な収入印紙の貼付が見られなかった。

契約書にはその契約類型及び契約金額によって定められた収入印紙を貼り付けることが求められている(印紙税法第 2 条、別表第一)が、本件建築士業務委託(設計

及び工事監理)は請負業務に係るものであるため、収入印紙を貼り付ける必要がある。

このことについて、子育て事業課にヒアリングを行ったところ、子育て事業課では、補助金申請に際して提出書類を確認する際に、チェックを行っており、気づいた箇所については収入印紙の貼付を促しているということであった。事実、当該社会福祉法人については枚方市から指導を受け、建築士業務委託契約書に貼付して保管していたことが分かった。印紙税の貼付漏れそのものは市の責任ではない。

しかし、コンプライアンスの観点からは補助金等における提出書類について、市においても確認を行ったうえで貼付漏れがあれば適正な収入印紙の貼付を引き続き指導すべきである（意見番号 32）。

(20) 小規模保育事業施設整備事業

① 事業の概要

事業名	小規模保育事業施設整備事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託（工事契約等）
事業概要	年度途中も含めた待機児童の解消に向けた取り組みとして、待機児童の大部分を占める3歳未満児の保育を行う小規模保育施設の整備を行うとともに、小規模保育施設を整備する法人に対して補助を行う。
平成 30 年度の取り組み	小規模保育所施設整備に対する補助を行った。
平成 30 年度事業費（当初予算）	11,760 千円
平成 30 年度事業費（決算）	164,833 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。現地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（小規模保育園の耐震性について）

市内の小規模保育園につき、耐震化の状況（昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準への適合の有無）を確認したところ、10 施設中 3 施設で耐震診断が未実施で耐震基準が新耐震基準に適合しているか不明な状況であった。

昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準では、震度 6 強程度の地震が生じた場合に本庁舎が倒壊又は崩壊しない水準の耐震性となっているが、昭和 56 年 5 月以前までに建築確認通知があった建物に定められた耐震基準では、建物が震度 5 強程度の中規模地震で損傷しないことが想定されているに留まる。

市によると、南海トラフ地震では市内のほとんどの範囲で震度 6 弱の地震が想定されており、保育所利用者の安全性の観点からは新耐震基準に適合させることが望まれる。

耐震診断が受けられていない 3 施設はいずれも賃貸物件であり、基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるため対応が難しいという点は理解できるものの、市として認可を行い、事業を行っている以上は耐震化工事新耐震基準に適合した建物への移転を促すなど粘り強く対応を講じるべきである（意見番号 33）。また、市には耐震補強及び耐震診断に関する補助金制度は存在するが、階数が 2 以上かつ 500 m²以上の幼稚園及び保育所が対象となり小規模保育所については対象とはならないため耐震診断に関する補助金制度を利用することはできない。また、新耐震基準に適合した建物への移転等については、新たに自己所有の建物を建設する場合には国の保育所等整備交付金により補助が一定可能である。仮に補助金を創設するとしても過去に自己資金で対策を講じた事業者との公平性の観点や基本的に賃貸物件については貸主が新耐震基準に適合させるための対応を採るべきであるとの認識等から難しいとのことであったが、他市ではそもそも事業者の募集に当たって新耐震基準に適合していることを募集の要件としている自治体もあるため、対策を検討されたい（意見番号 34）。

(21) 病児保育事業

① 事業の概要

事業名	病児保育事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	委託
事業概要	市内に居住し、保育所（園）等で保育されている児童を対象者に、枚方市病児保育室（市立ひらかた病院）、枚方病児保育室くるみ（（医）保坂小児クリニック）、ピッコロケアルーム（（医）あゆみ会）、クオレ（（医）優真会）の市内 4 ヶ所の病児保育室で実施し

	<p>ている²⁵。</p> <p>平成 28 年 4 月より、市内在住の児童を優先して受入れを行ったうえで定員に達していない場合に限り、市内に勤務している保護者の子どもについて受入れを拡大している。</p>
平成 30 年の取り組み	枚方市病児保育室 708 人、枚方病児保育室くるみ 1,295 人、ピッコロケアルーム 1,122 人、クオレ 477 人。(※人数については、市内在住者利用分を記載。)
平成 30 年度事業費 (当初予算)	59,041 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	55,591 千円

② 病児保育室について

病児保育室（医療機関併設）は、下表のとおり、枚方市内で 4 ヶ所（公営 1 ヶ所、民営 3 ヶ所）が開設されている。

事業の形態	施設名	定員（名）
公営	枚方市病児保育室（市立ひらかた病院内）	5
民営	枚方病児保育室くるみ（保坂小児クリニック内）	8
	ピッコロケアルーム（田辺こどもクリニック内）	6
	クオレ（にしだ小児クリニック内）	4

また、利用に関する条件は以下のとおりである。

項目	要件
主な利用対象となる児童	<p>市内に居住し、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所において保育を受け、又は同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業による保育を受けている児童</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号第 2 条第 6 項に規定する認定こども園において保育を受けている児童</p> <p>(3) 前 2 号に定める児童のほか、市長が適当と認める児童</p> <p>また、前項の規定にかかわらず、定員に達していない場合は、保護者</p>

²⁵ 利用前に各クリニック等の受診が必要とされている。

	が市内に在職する児童であって、市外に居住し、かつ上記(1)～(3)のいずれかに該当する者を市病児保育事業の対象者とする。
利用料金	【市内在住者】 生活保護・市民税非課税世帯 0円 市民税課税世帯 1人1日2,000円 ²⁶ 【市外在住者】 1人1日6,000円(利用料の減免は行っていません。)
保育時間	平日：午前8時～午後6時 土曜日：午前8時～午後2時(枚方市病児保育室は午後1時まで)

(出典) 枚方市ホームページ及び²⁷枚方市病児保育室運営要綱より監査人作成

③ 枚方市病児保育委託について

枚方市の病児保育の歴史は古く、昭和44年に市の委託事業として病児保育室が開設され、病児保育室の先駆として全国的に注目された。その経緯から、枚方市では病児保育への取り組みに注力しており、民営事業者に対する病児保育委託について国の定める補助と異なる枚方市独自の算定を行っている。

(単位：円)

項目		枚方病児保育室くるみ	ピッコロケアルーム	クオレ
平成30年度の利用者数 (延べ人数)		1,295人	1,122人	477人
定員		8人	6人	4人
枚方市の算定基準での試算	基本額(定員により設定)	16,977,000	12,737,000	8,497,000
	加算額	5,453,000	4,775,000	2,087,000
	賃借料(上限500,000円)	500,000	500,000	500,000
	合計額	22,930,000	18,012,000	11,084,000
国の算定基準での試算	基本額(1ヶ所あたり)	2,447,000	2,447,000	2,447,000
	加算額	14,021,000	11,982,000	6,373,000
	合計額	16,468,000	14,429,000	8,820,000

(出典) 子ども青少年部子育て事業課提出資料より監査人作成

④ 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成して

²⁶ 市民税の均等割りの課税世帯であって所得割の額が19,000円未満の世帯は、1,000円になる。

²⁷ URLは、<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000011186.html>。

いる施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

⑤ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(22) 公立保育所民営化事業

① 事業の概要

事業名	公立保育所民営化事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	直営
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所を民営化することにより、公立保育所に係る運営経費を削減し、削減した経費をもって保育・子育て支援策の拡充を図る。 ・枚方市保育ビジョンで定めた拠点園以外の残る5園の公立保育所の内、走谷保育所の民営化を進める。
平成30年の取り組み	<p>これまでの走谷保育所民営化に関する進捗度は次のとおりである。</p> <p>平成30年度において100%となり、平成31年度より法人による運営が開始された。</p> <p>平成28年度：走谷保育所民営化方針の決定（20%）</p> <p>平成29年度：民間法人の決定（50%）</p> <p>平成30年度：保育の引継、民営化保育園の認可申請手続き実施（100%）</p> <p>平成31年度：走谷保育所の法人による運営開始</p>
平成30年度事業費（当初予算）	11,760千円
平成30年度事業費（決算）	12,622千円

② 枚方市の公立保育所民営化方針について

枚方市では、平成 23 年 12 月に策定した「公立保育所民営化計画（中期計画）」に従い、民営化についての実施時期や手法等の検討を行うとしている 5 か所の公立保育所（走谷保育所、山田保育所、渚保育所、禁野保育所、藤田川保育所）について民営化の取り組みを進めていたが、平成 30 年 11 月に策定された「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン～公立施設の今後のあり方について～」において、民営化計画などの従来の方針に捉われず、その他の保育所も含め柔軟な視点をもって、民営化（統廃合等を含む）に取り組んでいく姿勢を示している。

なお、現在までに民営化が行われてる保育所については下表のとおりである。

保育所名称	運営法人	民営化移行年度
宇山光の子保育園	社会福祉法人 イエス団	平成 16 年 4 月 1 日
蹉跎保育園	社会福祉法人 めぐみ会	平成 24 年 4 月 1 日
小倉保育園	社会福祉法人 上島会	平成 25 年 4 月 1 日
宮之阪サクラ保育園	社会福祉法人 銀河	平成 26 年 4 月 1 日
中宮まぶね保育園	社会福祉法人 日本コイノニア福祉会	平成 27 年 4 月 1 日
北牧野保育園	社会福祉法人 船橋福祉会	平成 27 年 4 月 1 日
走谷ちどり保育園	社会福祉法人 晋栄福祉会	平成 31 年 4 月 1 日

（出典）枚方市ホームページ²⁸より監査人作成

③ 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調査書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

④ 監査の結果（枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の女性比率について）

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会は 1 案件につき 7 名以内の枚方

²⁸ URLは、https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/3-4-0-0-0_9.html。

市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員で構成されており、走谷保育所民営化時においては、7名中2名が女性委員となっている。枚方市では、現在枚方市男女共同参画推進条例に基づき男女共同参画を推進しており、市の行動目標である第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムの施策目標として審議会等ごとの女性委員登用率（審議会における女性委員比率）35.0%を目指している。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（走谷保育所）の女性比率は28.6%であり、上記の基準を満たしていない。第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラムはあくまで目標であり、上記の基準を満たさないことに法的な問題はなく、また、枚方市としては女性比率を上げるために推薦依頼文に女性の推薦を依頼する等の取り組みも行っているが、推薦団体の意向もあり、市の一存では決められないという止むを得ない側面はある。しかしながら、引き続き積極的に女性委員の登用を行えるよう推薦団体にも粘り強く働きかけるべきである²⁹（意見番号35）。

⑤ 監査の結果（枚方市立走谷保育所民営化に係る市普通財産（保育所用地）の無償貸付について）

枚方市立走谷保育所の民営化に際して、「枚方市立保育所（走谷保育所）民営化に係る運営法人募集要項」において、市の普通財産である保育所用地を民営化後の運営法人に無償貸与する旨が記載されている。

3. 移管条件

（1）保育所用地について枚方市は、法人に走谷保育所敷地 1,927.55 m²を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

（抜粋：枚方市立保育所（走谷保育所）民営化に係る運営法人募集要項）

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、及び枚方市公有財産等の管理に関する規則によると、普通財産の貸付については以下のように規定されている。

（普通財産の無償貸付又は減額貸付）

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

（1）他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

²⁹ なお、令和元年度に入り新たに組成された枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（渚保育所・渚西保育所）については、構成人数9名のうち女性が4名であり女性比率44.4%となっている。

(2) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(平 19 条例 39・一部改正)

(抜粋：財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例)

(普通財産の貸付け)

第 61 条 管財主管部長又は各部等の長は、議会の議決を要するものを除き普通財産を貸し付けしようとするときは、次の各号に掲げる書面により市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについてはこの限りでない。

- (1) 貸し付ける普通財産の表示
- (2) 貸付けの相手方の住所氏名
- (3) 貸付けの理由
- (4) 貸し付ける普通財産の使用期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平 18 規則 61・平 20 規則 6・一部改正)

(貸付期間)

第 62 条 普通財産の貸付期間は、次のとおりとする。ただし、公益上市長が必要と認めるときは、この期間を超えることができる。

- (1) 建物の建設を目的とする土地 30 年以下
- (2) 前号以外の目的のための土地 5 年以下
- (3) 建物及び工作物 10 年以下
- (4) その他の財産 5 年以下

2 貸付期間は、更新することができる。この場合において、貸付期間は更新のときから起算する。

(平 20 規則 6・一部改正)

(抜粋：枚方市公有財産等の管理に関する規則)

上記の条文を鑑みるに、10 年の貸付期間及び期間満了前に枚方市と協議のうえ期間を更新することができる形態での無償貸付は認められると考える。

しかしながら、枚方市においては、民営化後の運営法人の財政状況を鑑みて有償貸付、無償貸付いずれとするかの判断を行っていないように見受けられる。10 年のような長期の無償貸与は、その期間中に無償貸与の目的である保育事業を安定的に行うことができると見込まれる場合にのみ認められうる性質である。民営化後の運営法人である社会福祉法人は、平成 30 年度の決算報告を見るに十分な資金力はあると見受けられるものの、財政状況について市が検討した記録は見受けられなかった。

また、他市における保育所等の民営化の事例を見ると、交野市の交野市立第 1 認定こども園（令和 2 年 4 月 1 日移管予定）の交野市立第 1 認定こども園移管法人募集要

項では、新施設の整備期間及び移管後 10 年間は無償貸与とし、その後は、原則として有償貸与としている。

6 計画地の貸与等 (1) 市有地である計画地については、契約により新施設の整備期間及び移管後 10 年間は無償貸与とし、その後は、原則として有償貸与とします。

(抜粋：交野市立第 1 認定こども園移管法人募集要項)

また、大阪市の事例を見ると、大阪市立保育所の民間移管（建替移管）法人募集要項の各類型においては、有償貸付が原則となっている。

(4) 移管の方法

①土地（市有地）

建替えによる民間移管の用地として、本市が指定する市有地（参考資料 2 を参照）に開所から 50 年間の一般定期借地権を設定した上で、有償で貸し付けます。また、施設建設期間については、使用貸借契約を締結します。

(抜粋：大阪市立保育所の民間移管（建替移管）法人募集要項)

枚方市の財産を無償で貸し付けるという行為は、枚方市の条例上許容されうるものであるが、法人選定の際には無償貸与の期間にわたって安定的に保育事業を行うことができるかという視点から、運営法人の財政状況を鑑みて判断すべきである（意見番号 36）。

定期的に民営化後の運営法人の財務状況をモニタリングするとともに、他市でも見られるような有償貸与が原則という点に立ち返り、財産管理課や財政課等の意見もふまえて、貸付期間の協議の際には、中長期的に貸付の条件の見直しを行うことも検討されたい（意見番号 37）。

(23) 保育所等研修事業

① 事業の概要

事業名	保育所等研修事業 (私立保育所職員研修費補助事業及び保育士等研修事業)
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課（私立保育所職員研修費補助事業） 子育て運営課（保育士等研修事業）
事業形式	補助（私立保育所職員研修費補助事業） 直営（保育士等研修事業）
事業概要	(私立保育所職員研修費補助事業) 私立保育所の職員の資質向上により、よりよい保育を図ること

	<p>を目的とし、昭和 54 年度から枚方市私立保育園連盟へ研修事業を委託していたが、平成 5 年度から職員の資質及び保育内容の向上を図るため、枚方市私立保育園連盟に研修費の補助を交付している。</p> <p>(保育士等研修事業)</p> <p>市内保育所等の保育担当職員等の専門性を強化し、保育の質の向上を支援することを目的とし、中核市移行に伴い、以下の 3 種の研修について、市で実施をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前人権研修については、人権が尊重された就学前教育をめざして今日的な課題への対応の在り方について、教育心理学・障害児教育学の教授による講演の実施。 ・障害児研修については、障害児保育の実施に必要な知識及び技術について、発達心理学、障害児心理学の教授による講演の実施。 ・認可外保育所研修については、保育従事者の必要な知識及び技術について、虐待対応等について家庭児童相談員等による講演を実施。
平成 30 年度の取り組み	<p>(私立保育所職員研修費補助事業)</p> <p>2 回の研修を開催し、参加人数は 237 人であった。</p> <p>(保育士等研修事業)</p> <p>次の研修を実施した。各研修における公私立保育所(園)等の保育士等の参加人数は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前人権研修 91 人 ・障害児研修 114 人 ・保健研修 183 人 ・認可外保育所研修 9 人
平成 30 年度事業費 (当初予算)	2,293 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	1,477 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等

を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 子育て支援員養成研修（大阪府内市町村合同実施）業務の随意契約について

枚方市では、平成 30 年度子育て支援員養成研修事業について、大阪府内 16 市町村と合同である株式会社に委託している。契約形態は随意契約であり、同じ契約内容であるにもかかわらず随意契約の理由としては平成 30 年度第 1 回子育て支援員養成研修については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 6 項を根拠とし、平成 30 年度第 2 回子育て支援員養成研修については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項を根拠とし、第 1 回の根拠は誤っていた。

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（中略）

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（中略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

（中略）

（抜粋：地方自治法施行令第 167 条の 2）

随意契約の締結の際には地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づいた十分な検討が必要である。

なお、枚方市の子育て支援員養成研修は、大阪府内複数自治体が合同で実施するものであり、大阪府が研修業務を委託する事業者を選定し、個別の契約自体は各自治体において行う。したがって、事業者の選定自体は、各自治体が行うものではないため、契約の性質が競争入札に適しないと言え、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に該当すると思慮する。そのため、平成 30 年度第 1 回子育て支援員養成研修の随意契約理由が誤っており、平成 30 年度第 2 回子育て支援員養成研修については、随意契約理由は適切に検討がなされている。また、平成 31 年度子育て支援員養成研修事業においても、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項を根拠として契約がなされており、随意契約理由の検討は適切である。

④ 監査の結果（子育て支援員研修事業実績報告について）

国では、子ども・子育て支援新制度において実施される事業について、子どもが健やかに成長できる環境や体制を支援する人材を確保するために、「子育て支援員」の養成の事業を行っている。具体的には、保育や子育て支援分野の各事業等への従事希望者に対する、全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を行っている。

同様に枚方市においても、大阪府内の市町村の合同事業として、子育て支援員研修事業をある株式会社へ委託して行っている。この子育て支援員研修の受講を修了した受講者に対して、受講者の所属する保育所等の施設の所属施設長の研修修了の確認がある報告書を徴収して受講の修了を確認している。受講者から提出された報告書を閲覧したところ、下記の書類の不備が見られた。

ア 所属施設長の修了確認の日付抜け 2件

イ 所属施設長の修了確認の日付、氏名及び押印抜け 2件

不備ある書類に基づく実績確認は適切ではない（結果番号8）。記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。

(24) 幼児療育園管理運営事業

① 事業の概要

事業名	幼児療育園管理運営事業
担当部・課	子ども青少年部 市立ひらかた子ども発達支援センター
事業形式	直営
事業概要	<p>保育・子育て支援施策の向上を図ることを目的として、障害や発達上支援の必要がある児に対し、障害や発達に応じた専門的な保育・療育を提供するとともに、保護者や家族に対しても支援する。</p> <p>建築年：昭和45年 敷地面積：706.33 m² 建物面積：496.78 m² 定員40名</p>
平成30年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼児療育園は、児童福祉法第七条第一項に基づく児童発達支援センターであり、通園児に対しては、母子通園により医療と保育を実施 在宅で支援を必要とする親子に対しては、相談、親子交流等の場を提供する「枚方市立幼児療育園親子交流会」（ひまわりクラブ）を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能（診療所）を備えたセンターであることから、主に運動発達に支援の必要な乳幼児や、児童とその養育者に対して、早期療育や継続療育の観点から理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いて個々の発達に応じた個別相談を行い乳幼児や児童の健全な発達を援助する「地域療育支援事業」を実施 ・地域に対する支援機能として、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を実施
平成 30 年度事業費 (当初予算)	177, 259 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	174, 486 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（幼児療育園の今後の建物・敷地の利用について）

幼児療育園は、平成 30 年度をもって児童発達支援センターに機能集約され廃止となった。旧幼児療育園の建物及び敷地の今後の利用方針については、庁内の公共施設マネジメント推進委員会での議論を通じて検討されているところであるものの、その方針は現在では決定されていない。

建物が未使用のまま残されていると、老朽化した屋根等が台風など強風の際に近隣に損害を与える可能性などがあるため、今後の在り方についてはできる限り早期に決定し、建物を使用しない場合には撤去するなど対策を講じるべきである(意見番号38)。

(25) すぎの木園管理運営事業

① 事業の概要

事業名	すぎの木園管理運営事業
担当部・課	子ども青少年部 市立ひらかた子ども発達支援センター
事業形式	直営
事業概要	保育・子育て支援施策の向上を図ることを目的として、障害や発達上支援の必要がある児に対し、障害や発達に応じた専門的な保育・療育を提供するとともに、保護者や家族に対しても支援する。 建築年：昭和 49 年 敷地面積：3784.63 m ² 建物面積：794.3 m ² 定員 40 名
平成 30 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・市立すぎの木園は、児童福祉法第七条第一項に基づく児童発達支援センターであり、通園児に対しては、児童単独通園により日々の生活を基盤とした個別・集団的な保育を実施している。・在宅で支援を必要とする親子に対しては、遊び等の体験を通して子育てを支援する「枚方市発達障害児子育て支援事業」（すくすくグループ）を実施している。・地域に対する支援機能として、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を実施
平成 30 年度事業費（当初予算）	192,727 千円
平成 30 年度事業費（決算）	179,458 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（外部評価の実施状況に関する重要事項説明書への記載について）

すぎの木園では、入所希望者に重要事項説明書を配布し、入所時の重要事項について説明を行っている。

この重要事項説明書の記載事項に関して、「外部評価の実施状況」について重要事項説明書に記載するように大阪府から求められている。しかし、すぎの木園の入所に係る重要事項説明書において「外部評価の実施状況」の記載が見られなかった。

第三者による外部評価そのものについては実施義務がない。しかし、入所希望者への説明の充実化の観点から、「外部評価の実施状況」についての説明は重要であり、重要事項説明書にその状況を記載すべきである（意見番号 39）。

④ 監査の結果（ヒヤリハット事例の蓄積と共有について）

すぎの木園では、児童福祉法に基づき事業所における自己評価を毎年実施している。この自己評価の中には、ヒヤリハット事例集の作成状況に関する項目があり、すぎの木園では事例集は作成されていないため、なしとされている。

ヒヤリハット事例集の作成そのものについては実施義務がないものの、事例集の作成は職員のノウハウ蓄積や的確な情報共有、事故防止の観点から重要である。現状ではヒヤリハットが起きた場合には毎朝の朝礼等で職員に共有されているに留まり、過去のヒヤリハット事例をノウハウとして蓄積し、的確に情報を共有するために事例集の作成と職員への浸透が望まれる（意見番号 40）。

⑤ 監査の結果（連絡ノートの取り違えについて）

すぎの木園では、毎日、園児の状況について連絡ノートを通じて保護者に情報連携を図っている。連絡ノートは、すぎの木園の職員が園児のカバンに入れて、帰宅した園児から保護者の手に渡るが園児の連絡ノートを別の保護者に渡す事例があった。

これを受けて、連絡ノートの取り違えが再発しないように、ノートの管理について職員によるダブルチェックの体制を整えたということであるが、今後同様の事例を生じさせないよう、再発防止策を十分に検討するとともに、再発防止に向けた仕組づくりを適切に運用する必要がある（意見番号 41）。

(26) 新児童発達支援センター整備事業

① 事業の概要

事業名	新児童発達支援センター整備事業
担当部・課	子ども青少年部 市立ひらかた子ども発達支援センター
事業形式	委託（工事契約等）
事業概要	知的障害児通園施設のすぎの木園と肢体不自由児通園施設の幼児療育園を統合し、定員増や効果的な療育・保育を行うため新たな児童発達支援センターを整備する。

平成 30 年度の取り組み	平成 30 年度中の竣工に向けた工事
平成 30 年度事業費 (当初予算)	1,621,866 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	1,432,802 千円

② 幼児療育園及びすぎの木園の統合について

市立幼児療育園と市立すぎの木園は統合され、平成 31 年 4 月に市立ひらかた子ども発達支援センターとして設置された。詳細は、以下のとおりである。



市立ひらかた子ども発達支援センター（枚方市ホームページ³⁰より）

○市立ひらかた子ども発達支援センター条例

平成 31 年 3 月 12 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 障害児その他これに準ずると認められる児童(以下「障害児等」という。)の健やかな育成を図るため、市立ひらかた子ども発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)の定めるところによる。

(位置)

³⁰ URLは、<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000023441.html>。

第3条 センターの位置は、枚方市磯島北町3番2号とする。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童発達支援、障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する特定相談支援事業(以下「特定相談支援事業」という。)

(2) 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

(3) 障害児等の発達の支援に関する調査研究並びに知識の普及及び啓発に関する事業

(4) 障害児等及びその保護者と関係団体との交流の促進に関する事業

(定員)

第5条 センターにおける児童発達支援の定員は、規則で定める。

(対象児童等)

第6条 センターにおいて児童発達支援を受けることができる者は、次のいずれかに該当する小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

(1) 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る障害児

(2) 法第21条の6の規定による措置を受けた障害児

2 センターにおいて障害児相談支援を受けることができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 センターにおいて、特定相談支援事業のうち、障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援を受けることができる者は、障害児等、障害児等の保護者及び障害児等の介護を行う者とし、同条第18項に規定する計画相談支援を受けることができる者は、障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(障害児の保護者に限る。以下「計画相談支援対象保護者」という。)とする。

4 センターから居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する児童とする。

(中略)

(抜粋：市立ひらかた子ども発達支援センター条例)

○市立ひらかた子ども発達支援センター条例施行規則

平成31年3月29日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、市立ひらかた子ども発達支援センター条例(平成31年枚方市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第5条の規定により規則で定める定員は、110人とする。

(届出)

第3条 市立ひらかた子ども発達支援センター(以下「センター」という。)を利用する児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該児童又はその家族が感染症にかかったとき。
- (2) 当該児童が死亡したとき。
- (3) 当該児童を欠席させ、又は退所させようとするとき。

(職員)

第4条 センターには、必要に応じ、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 嘱託医
- (3) 作業療法士
- (4) 理学療法士
- (5) 言語聴覚士
- (6) 看護師
- (7) 児童発達支援管理責任者
- (8) 保育士
- (9) 児童指導員
- (10) 事務員
- (11) 栄養士
- (12) 調理員
- (13) その他市長が必要と認める職員

2 センターには、前項に掲げる職員のほか、次の各号に掲げる障害児通所支援等を行うため、当該各号に定める職員を置く。

- (1) 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援 訪問支援員及び児童発達支援管理責任者
- (2) 障害児相談支援 相談支援専門員

(中略)

(出典) 市立ひらかた子ども発達支援センター条例施行規則より抜粋

③ 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討

した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

④ 監査の結果（市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期的安定性について）

市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町236番1（面積920.31㎡）の貸付を受けている。

市によると市立ひらかた子ども発達支援センター全体として必要な駐車場は家用車30台、バス3台と想定されているものの、この貸付を受けた土地の駐車場を除くと、家用車3台分の駐車場しか確保できないことが設計後に判明し、実際に必要な30台分程度の駐車場確保のために本件土地の貸付を受けた。本件駐車場は市立ひらかた子ども発達支援センターの運営には不可欠なものであり、駐車場用地の確保には市立ひらかた子ども発達支援センターの運営期間にわたった安定性が求められる。

しかし、本件土地賃貸借契約書における賃貸借期間は平成30年9月1日から平成33年（令和3年）3月31日までとなっている。また、本件土地賃貸借契約書には、「乙（市）は、賃貸借契約の満了後引き続いて賃借しようとするときは、期間満了の2か月前までに書面をもって甲（土地所有者）に書面をもって申し出なければならない」と記載されており、契約延長の可能性が考えられるものの、土地所有者に契約延長を断られる可能性もある。そのため、現状の駐車場用地の賃貸借の状況では、市立ひらかた子ども発達支援センターの運営に支障が生じるおそれがある。

この点について、担当課にヒアリングしたところ、普通地方公共団体が行う契約は、地方自治法第208条に規定する「会計年度独立の原則」に基づき、本来、それぞれの会計年度に支出すべき経費の財源は、その年度における収入によって支弁しなければならないとあり、会計年度ごとに締結することが原則だが、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約に限って、債務負担行為の議決を得ることなく、長期継続契約を締結することが認められているということ、また、例外的に長期契約が認められている契約であるが、その賃借料に関しては適正な評価に基づいて算定しており、「賃料評価額の算定基準に関する事務取扱要項」においては「第4条 賃料評価額の改定は、新規賃料評価額又は継続賃料評価額の前回算定時から3年を経過することとなる場合に行うものとする。」とあり、これは当該契約に限らず、市として不動産賃貸借に係る契約は3年間の契約期間とし、必要に応じて更新することとしているということであった。

市立ひらかた子ども発達支援センターの運営期間にわたり、駐車場を十分に確保するために、引き続き市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の長期安定的な

契約形態の検討を行うことが必要である（意見番号 42）。

⑤ 監査の結果（市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期について）

市は市立ひらかた子ども発達支援センターの駐車場用地として、枚方市磯島北町 236 番 1（面積 920.31 m²）の貸付を受けている。

賃借料（1,996,800 円／年）の支払方法については、本件土地賃貸借契約書第 6 条において「甲（土地所有者）の指定する日までに支払う」と定められており、具体的な期日が定められていない。そのため、賃借料（1,996,800 円／年）は、契約書上は 4 月 1 日から 3 月 31 日のいずれの日においても請求されうるものであり、年度当初の 4 月 1 日に支払いが必要なケースも理論上はあり得る。

市は、資金繰りのために一時借入を行っており、仮に本件賃借料（1,996,800 円／年）の支払を年度末の 3 月 31 日にすることができれば一定程度利払い費が削減できる可能性もある。支払を年度末まで伸ばせないとしても、利払い費の幾分の削減効果や支払日の確定による資金繰りの見込み精度向上といった効果が考えられる。

そのため、リスク管理の観点からも市立ひらかた子ども発達支援センター駐車場用地の賃借料の支払時期の定めを追加すべきである（意見番号 43）。

⑥ 監査の結果（市立ひらかた子ども発達支援センターの効率的な整備費について）

市立ひらかた子ども発達支援センターの整備は、平成 28 年度の基本設計から平成 30 年度の竣工まで以下のとおり、3 ヶ年にわたって事業が行われた。

年度	事業概要	事業費
平成 28 年度	基本設計、実施設計	11,450 千円
平成 29 年度	建設工事	38,255 千円
平成 30 年度	建設工事	1,432,802 千円

これらの事業費は全額が市の単費として支出され、府や国からの補助金や交付金の財源は充当されていない。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（厚生労働省発社援第 1005003 号、平成 17 年 10 月 5 日）では、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの整備を社会福祉法人が行う場合には整備費の 4 分の 3 が国・府から補助される。市では、社会福祉法人ではなく、市そのものが整備を行ったため、補助対象にはならず、単費での整備となった。しかし、他市ではこの補助金を活用するために、福祉型児童発達支援センターの整備事業・運営者を公募し、整備の 2 分の 1 を国庫補助、4 分の 1 を都道府県補助、残りの 4 分の 1 を事業者が負担して整備した例もある（その後の運営管理は

市から整備事業者に委託している。)。このケースでは、整備費について市の負担は生じなかった。

市では、平成 28 年度から市単費による整備を前提として計画が検討されたが、補助金も活用でき、民間活力を利用した整備手法を含めた方法を広く検討することが望まれた。今後同様の施設の整備にあたっては本件における課題をふまえて、補助金も活用でき、民間活力を利用した整備手法を含めた方法を広く検討することが望まれる（意見番号 44）。

(27) 私立幼稚園就園奨励費補助事業

① 事業の概要

事業名	私立幼稚園就園奨励費補助事業
担当部・課	子ども青少年部 保育幼稚園課
事業形式	直営
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興に資する。 ・私立幼稚園を通じて保護者へ申請書配付。保護者からの申請にしたがって所得審査等を行い、該当する保護者に対して各園を通じて就園奨励費を支給する。国の補助金事業で文部科学省の交付要綱に基づき実施している。
平成 30 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は次のとおり実施。 6 月上旬頃幼稚園を通じて保護者へ申請書配布。 7 月上旬保護者から幼稚園に申請書提出。 7 月下旬幼稚園から保育幼稚園課へ申請書等提出。 審査の上、1 月下旬各幼稚園に交付決定。 2 月上旬幼稚園へ交付。 ・受給者率（私立幼稚園に在園する受給者数の割合）は、87.49%であった。
平成 30 年度事業費（当初予算）	466,004 千円
平成 30 年度事業費（決算）	376,769 千円

② 枚方市内の私立幼稚園について

枚方市内の私立保育園は、下表のとおりである。

幼稚園名	所在地	アクセス
牧野幼稚園	枚方市牧野阪2丁目19番21号	京阪牧野駅南へ150メートル
浄(きよし)幼稚園	枚方市中宮東之町4番22号	京阪バス関西外大前南へ150メートル
明善幼稚園	枚方市藤阪元町2丁目8番3号	京阪バス藤阪西へ200メートル
くずはローズ幼稚園	枚方市南楠葉1丁目4番1号	京阪樟葉駅東へ300メートル
敬応学園幼稚園	枚方市田口2丁目16番5号	京阪バス田口北へ100メートル
春日東野幼稚園	枚方市春日北町4丁目20番1号	京阪バス四辻東へ800メートル
第2ローズ幼稚園	枚方市招提北町3丁目1518番地	京阪バス南船橋すぐ
東香里丘幼稚園	枚方市釈尊寺町25番27号	京阪バス釈尊寺団地すぐ
長尾幼稚園	枚方市長尾東町1丁目48番23号	JR学研都市線長尾駅南東600メートル
楠京阪幼稚園	枚方市宮之阪4丁目50番1号	京阪宮之阪駅南へ600メートル
くずは青葉幼稚園	枚方市北楠葉町38番1号	京阪バス北楠葉すぐ

(出典) 枚方市ホームページより監査人作成

③ 第3子以降枚方市幼稚園就園奨励費補助金無償化の影響額について

平成30年9月以降から第3子以降の枚方市幼稚園就園奨励費補助金が無償化される影響について、子ども青少年部 保育幼稚園課にヒアリングを行った結果、206名が無償化の対象となり、影響額は17,829,500円になるとのことであった。

④ 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。また、枚方市幼稚園就園奨励費補助金額の算定が正確であることを確かめるために、無作為抽出した2園の全児童の枚方市幼稚園就園奨励費補助金申請書類を確認し、再計算を行った。添付書類の漏れがあるものも発見されたが、申請書類に付されていたメモにより添付書類を確認していることが確認できたため、問題ないとする。また、枚方市幼稚園就園奨励費補助金の算定についても監査人の再計算結果と乖離はなかった。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(28) 私立幼稚園預かり保育事業

① 事業の概要

事業名	私立幼稚園預かり保育事業
担当部・課	子ども青少年部 子育て事業課
事業形式	補助
事業概要	預かり保育事業を実施する私立幼稚園(私学助成園)のうち、交付申請のあった施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ・うらら幼稚園、春日東野幼稚園、楠京阪幼稚園、くずは青葉幼稚園、くずはローズ幼稚園、敬応学園幼稚園、東香里丘幼稚園、牧野幼稚園、みょうぜん幼稚園
平成 30 年度の取り組み	在籍する児童の平日の教育時間前後及び長期休業日や休日の利用に延べ 113,899 人の利用があった。
平成 30 年度事業費 (当初予算)	21,600 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	14,415 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(29) 助産及び母子生活支援事業

① 事業の概要

事業名	助産及び母子生活支援事業（助産施設入所措置等事務及び母子生活支援施設入所措置等事務）
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	直営（助産施設入所措置等事務） 直営（母子生活支援施設入所措置等事務）
事業概要	<p>（助産施設入所措置等事務）</p> <p>児童福祉法第 22 条に基づき、生活が困窮している妊産婦からの相談に応じ、助産施設への入所決定を行う。</p> <p>（母子生活支援施設入所措置等事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第 23 条に基づき、母子生活支援施設への入所決定を行うことを目的とする。 母子生活支援施設は 18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、又は何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準ずる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設で、母子が安全で安定した生活を送れるよう、同施設と連携し、相談や援助を進めながら自立を支援する。
平成 30 年度の取り組み	<p>（助産施設入所措置等事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所措置人数 52 人 <ul style="list-style-type: none"> 内訳 生活保護世帯 24 人 市民税非課税世帯 28 人 助産施設に入所申請に対する措置した割合は 100%であった。 <p>（母子生活支援施設入所措置等事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用世帯数 9 世帯 平成 30 年度は、入所世帯の自立に向けた支援を行うため、本人や施設の担当者を訪問したり、関係機関と連携した取り組みが多かった。 入所措置世帯割合（年度末現在、母子生活支援施設への入所申請に対する措置した世帯の割合）は、100%であった。
平成 30 年度事業費 （当初予算）	62,797 千円
平成 30 年度事業費 （決算）	48,327 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(30) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

事業名	子育て短期支援事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	一部委託
事業概要	保護者の社会的事由等のために不在になったり、保護者の仕事が恒常的に夜間にわたったりすることにより、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援する。
平成 30 年度の取り組み	・保護者の疾病等により家庭における養育が一時的に困難になった場合、枚方市が委託契約している8ヶ所の施設において、保護者の申し出により、一定期間預かっている。 ・平成30年度のショートステイ・トワイライトステイを利用した延べ日数は452日であった。
平成30年度事業費 (当初予算)	6,015千円
平成30年度事業費 (決算)	3,888千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行

い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（当該事業の利用希望者の結果集計の必要性について）

当該事業は、保護者の社会的事由等のために不在になったり、保護者の仕事が夜間にわたったりすることにより、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援するものである。具体的には、保護者の家庭における養育が一時的に困難になった場合、枚方市が委託契約している8ヶ所の施設において、保護者の申し出により、一定期間預かっている。

子育て短期支援事業に係る業績評価指標は利用日数（延べ）とされている。しかしながら、子どもの人権擁護の推進を図り、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援するという本事業の目的に対する業績評価指標としては、当該支援を必要とする状況にどの程度対応できているかという比率指標が適当である。

また、当該支援事業の利用希望者のうち利用できなかった人の有無と年間件数について、集計及び把握はしていない。前述のとおり、本事業の目的に対する業績評価指標としては、当該支援を必要とする状況にどの程度対応できているかという比率指標がより適切であることを踏まえると、当該情報を収集・分析する必要がある。

また、契約施設ごとに年間の利用実績は300人日から0人日まで大きくばらつきが認められる。実際利用率の向上という観点から、利用実績の低い施設の理由の把握に当たり利用者や委託している施設の意見聴取等を行うべきである（意見番号45）。

④ 監査の結果（契約内容に基づく手続の履行について）

子育て短期支援事業について所定の事務に関連する資料一式を確認したところ、以下のような手続の不備が見受けられた。

まず、子育て短期支援事業の委託契約に必要な業務責任者経歴書が入手されていない委託先が認められた。

また、子育て短期支援の利用登録及び利用申込手続に関する書類が綴られた「平成30年度子育て短期支援事業登録通知書」を閲覧したところ、登録申込書や登録通知書が綴られていない案件が複数見受けられた。

さらに、次のような状況が見受けられた。

- ・ある「短期支援事業登録通知書」については、（生活）保護受給証明書が「平成

30年12月1日から停止中」となっているが生活保護世帯として処理されている。担当者が12月中に再度生活保護世帯となっていることを市のデータで確認しているということであり、実際に再度生活保護世帯となっていたが、その状況が記録されていない。

- ・ある「短期支援事業登録通知書」について、登録申込10月22日に対して施行3月6日と間が長いため理由を確かめたところ、担当者が複数いて受領した書類が適時に処理されず処理までの期間が長くなってしまったとのことである。受領した書類の管理、適時に漏れなく処理できる仕組みが必要である。
- ・複数の「短期支援事業登録通知書」について、利用決定通知書の控えの利用日時が手書き取り消し線で修正されているものが認められる。そのため、利用者等へ渡した書面との同一性を確認できない状況である。控えと利用者渡し分を同時に同じように修正しているとのことであるが、利用者側で加筆修正される余地があるため訂正印を押印するなど取消修正の方法を改善する必要がある。

以上のように、複数の手続の不備が見受けられる（結果番号9）。適切かつ効率的に手続を履行できるよう、マニュアルを作成して適切に運用する必要がある。

(31) ひとり親家庭相談支援事業

① 事業の概要

事業名	ひとり親家庭相談支援事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	委託
事業概要	ファミリーポートひらかたにおいて、土日・夜間電話相談を実施することにより、あらゆる子育てに関する相談受付やアドバイスを行っている。
平成30年度の取り組み	平成30年度 相談件数 424件
平成30年度事業費 (当初予算)	2,687千円
平成30年度事業費 (決算)	2,687千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」

を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(32) 就業・自立支援センター事業

① 事業の概要

事業名	就業・自立支援センター事業								
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター								
事業形式	一部委託								
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき就業相談や就業支援講習会を実施する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」や母子・父子自立支援員によるひとり親家庭及び寡婦の相談、地域の身近な相談者として概ね小学校区に1名ずつ設置する「母子福祉推進委員」による相談など、ひとり親家庭の相談・支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立促進と福祉の増進を図ることを目的とする。 ・就業相談や就業支援講習会を実施する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」や、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭及び寡婦の相談、地域の身近な相談者として概ね小学校区に1名ずつ設置する「母子福祉推進委員」による相談など、ひとり親家庭の相談・支援を行う。 								
平成 30 年度の取り組み	<p>平成 30 年度の実績は次のとおりである。</p> <p>(1) 「母子家庭等就業・自立支援センター」で受け付けた相談延べ件数等</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①相談者数</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>②就業支援講習会</td> <td>開催回数 12 件、受講者数 4 人</td> </tr> <tr> <td>③就業情報提供</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>④出張相談相談者数</td> <td>1 件</td> </tr> </table>	①相談者数	11 件	②就業支援講習会	開催回数 12 件、受講者数 4 人	③就業情報提供	1 件	④出張相談相談者数	1 件
①相談者数	11 件								
②就業支援講習会	開催回数 12 件、受講者数 4 人								
③就業情報提供	1 件								
④出張相談相談者数	1 件								

	(2) 母子・父子自立支援員による相談 885 件 (3) 「母子福祉推進委員」相談延べ件数 172 件
平成 30 年度事業費 (当初予算)	1,789 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	1,789 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（契約内容に基づく手続の履行について）

本事業は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき就業相談や就業支援講習会を実施する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」や、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭及び寡婦の相談、地域の身近な相談者として概ね小学校区に 1 名ずつ設置する「母子福祉推進委員」による相談など、ひとり親家庭の相談・支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立促進と福祉の増進を図ることを目的とする。

就業・自立支援センター事業において、業務委託契約書に付随する条項第 3 条に受注者は契約金額内訳書及び工程表を発注者に提出すると規定されているが、工程表が入手されてなかった（結果番号 10）。契約内容に基づく手続の履行が必要であり、今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。

④ 監査の結果（外部委託事業との明確なすみ分けについて）

ひとり親家庭に対する自立支援のための相談業務を子ども総合相談センター及び外部委託先が実施している。

現状、相談内容が両窓口に分散しそれぞれの窓口における相談内容を共有するデータベースや仕組みがないことから、ひとり親家庭の問題を市（子ども総合相談センター）として適時に網羅的に把握することができない状況が見受けられる。

当該事業の効率的かつ効果的な実施のために、相談窓口の一本化や、ひとり親家庭

の問題に関する情報の一元化を図るべく、子ども総合相談センターの事業と外部委託事業のすみ分け、例えば専門家対応等のみ外部委託するなどの対応や両窓口の相談内容を定期的に子ども総合相談センターが集約するといった対応なども検討されたい（意見番号 46）。

(33) ひとり親家庭等日常生活支援事業

① 事業の概要

事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	一部委託
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭及び寡婦が自立促進に必要な事由や疾病など社会通念上必要な事由のために、日常生活を営むのに一時的に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、福祉の増進を図ることを目的とする。 ・ひとり親家庭及び寡婦が日常生活を営むのに一時的に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。
平成 30 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の登録世帯は 13 件、利用実績は 5 世帯、延べ派遣回数は 155 回であった。 ・登録ひとり親世帯及び寡婦の事業利用割合（枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣対象世帯として登録し、事業を利用した割合）は、38%であった。
平成 30 年度事業費（当初予算）	762 千円
平成 30 年度事業費（決算）	1,532 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（マニュアル等の作成について）

本事業は、ひとり親家庭及び寡婦が自立促進に必要な事由や疾病など、社会通念上必要な事由のために日常生活を営むのに一時的に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、福祉の増進を図ることを目的とするものである。

子ども総合相談センターでは、枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱にしたがい、ひとり親家庭等日常生活支援を利用できる世帯要件の確認手続を実施している。ひとり親家庭等向けの案内パンフレットには申請に必要なことがまとめて記載されているが、特に内部のマニュアル等はなく、事務処理等については発送する前などに複数の職員で確認を行っているということである。利用できる世帯要件であるひとり親家庭等であること及び利用負担額を決定するための所得状況の確認に必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代しても手続が不備なく実施できるよう、マニュアル等を作成すべきである（意見番号 47）。

(34) 自立支援補助事業

① 事業の概要

事業名	自立支援補助事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	給付
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて、各種相談・情報提供等のもと、ひとり親家庭の自立を支援する。 ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援するため、パソコン技術などの講座を受講する際の経費を支援する「自立支援教育訓練給付金」や、看護師などの専門的な資格の取得に向け養成機関で修業する場合の生活費を支援する「高等職業訓練促進給付金」を支給する。また、養成機関修了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。
平成 30 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援するため、パソコン技術などの講座を受講する際の経費の支援（9件）や看護師などの専門資格の取得に向け養成機関で修業する場合の生活費を支援（27件）。また養成機関修了時に修了支援給付金を支給（4件）。 ・平成 30 年度のひとり親家庭自立支援給付金申請に対する支給割合は 100%であった。
平成 30 年度事業費（当初予算）	23,976 千円
平成 30 年度事業費（決算）	28,549 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

そのうえで、監査人の問題意識について、担当課の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。

③ 監査の結果（規則に基づく手続の履行とマニュアル等の作成について）

本事業は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて、各種相談・情報提供等のもと、ひとり親家庭の自立を支援することを目的とする事業である。具体的には、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援するため、パソコン技術などの講座を受講する際の経費を支援する「自立支援教育訓練給付金」、看護師などの専門的な資格の取得に向け養成機関で修業する場合の生活費を支援する「高等職業訓練促進給付金」、養成機関修了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第六条の六で、母子家庭自立支援教育訓練給付金の指定の申請に必要な添付書類として「当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し」が規定されているが、実際は講座指定時には児童扶養手当証書の写しを入手し、講座修了後の給付金支給手続時に戸籍謄本を入手している。また、「指定」申請書及び「支給」申請書に個人番号記載欄があるが、記載の有無が個々の申請書によってまちまちで、現時点で事務に支障がないため記載していない申請書も受け付けている。さらに、支給申請書面に必要な児童扶養手当証書写しについて、指定申請時や前年度に確認済みとして支給申請時には入手していない案件が認められた。これらの点について担当課に確認したところ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（雇児発 0329 第7号）の別添1 自立支援給付訓練給付金事業実施要綱 8項（4）号及び9項（3）号により添付資料で確認が可能のため、講座指定時と給付金支給手続時で重複する提出書類については再度入手することはしていないとのことであった。提出済みの資料については、確認した旨を記録として残しているが、一部記録されていないものもあった。そのため、規則に従った手続の履行としては、重複する提出資料については既に提出済みであり、当該提出済みの資料を確認した旨を記録として残すことを徹底されたい（意見番号48）。

加えて、給付金の「指定」に必要な申請及び「給付」申請について、案内パンフレッ

トには申請における必要事項がまとめて記載されているが、特に内部のマニュアル等ではなく、事務処理等については発送する前などに複数の職員で確認を行っているとのことである。自立支援給付金の受給要件の確認必要な書面や確認すべき時期について、担当者が交代した場合でも手続が不備なく実施できるようマニュアル等を作成すべきである（意見番号 49）。

(35) 母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費

① 事業の概要

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金府債権購入経費
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	貸付
事業概要	市の平成 26 年度からの中核市移行に伴い、「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度を大阪府から引き継いだため、大阪府の有する本制度貸付金債権のうち、市への移管対象分 77,360 千円を 5 年間にわたり、購入するもの。
平成 30 年度の取り組み	平成 30 年度は大阪府からの購入の 3 年度目として、総額 15,472 千円の債権を購入した。
平成 30 年度事業費 (当初予算)	15,472 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	15,472 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(36) 母子父子福祉推進委員事業

① 事業の概要

事業名	母子父子福祉推進委員事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	直営
事業概要	母子家庭、父子家庭、寡婦の方のご相談に、担当地区の母子父子福祉推進委員が応じる。
平成 30 年度の取り組み	「母子福祉推進委員」相談延べ件数 172 件 また、母子福祉推進委員研修を次のとおり実施した。 第 1 回 平成 31 年 1 月 27 日 テーマ 「ひとり親家庭の知っておきたい教育費と節約術」 参加人数 38 人（うち母子福祉推進委員 28 人）
平成 30 年度事業費（当初予算）	50 千円
平成 30 年度事業費（決算）	36 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(37) 家庭児童相談運営事業

① 事業の概要

事業名	家庭児童相談運営事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	直営
事業概要	子どもの人権を守り、家庭における適正な児童養育とその家庭及び児童の福祉の向上を図ることを目的としている。
平成 30 年度の取り組み	・子どもへのプレイセラピー・発達検査・心理検査や保護者への助言・カウンセリングを実施。また、児童虐待の防止や対応を行っている。 ・平成 30 年度の年間延べ相談対応件数は 27,868 件であった。
平成 30 年度事業費 (当初予算)	24,179 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	24,691 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(38) 児童虐待防止ネットワーク事業

① 事業の概要

事業名	児童虐待防止ネットワーク事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	直営
事業概要	児童虐待に対し、関係機関の連携により予防・啓発に努めるとともに、早期発見・対応を行う。また、連絡会議の取り組みを深めるとともに、研修会等の啓発活動を通じて児童虐待への理解と意識の浸透を図る。
平成 30 年度の取り組み	平成 30 年度の取り組みは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止のための関係機関との連携 児童虐待問題連絡会議代表者会議 2回 児童虐待問題連絡会議実務者会議 12回 児童虐待問題連絡会議拡大実務者会議 6回 全ケースの援助方針確認会議 3回 ・ 関係機関を対象とした児童虐待問題研修会 2回 ・ 市民を対象とした子育て支援講座 1回 ・ 虐待対応業務専門研修 7回 ・ 枚方市児童虐待防止マニュアル改訂版を用いた関係機関向け研修内容の立案
平成 30 年度事業費 (当初予算)	1,676 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	716 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(39) 育児支援家事援助事業

① 事業の概要

事業名	育児支援家事援助事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	直営
事業概要	育児の孤立化を防ぎ良好な親子関係を育むため、1歳未満の乳児がいる支援が必要な家庭に対し、掃除、調理などの家事援助や沐浴補助、おむつ交換などの育児援助を行うとともに、子育て情報の提供を行う。
平成30年度の取り組み	5世帯（延べ50回）の育児支援を実施した。
平成30年度事業費（当初予算）	444千円
平成30年度事業費（決算）	181千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(40) 親子支援プログラム事業

① 事業の概要

事業名	親子支援プログラム事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	直営
事業概要	家庭における適切な児童養育とその家庭及び児童福祉の向上を図ることを目的として、①親向けに、子育ての方法や感情コントロールのスキルを学ぶプログラムや、子どもを傷つけてしまう親の回復支援プログラム等の実施や情報提供を行う、②子ども向けに、子どもが自尊心をはぐくむために、感情コントロールや親との関係、友達との関係のとり方等のスキルを学ぶためのプログラムを実施する。
平成 30 年度の取り組み	①親支援プログラム ・プログラム実施 3 グループ 23 人 ・市民向け講座 1 回（日曜日、平日）41 人 ②子ども支援プログラム ・プログラム実施 1 クラス 24 人
平成 30 年度事業費（当初予算）	3,065 千円
平成 30 年度事業費（決算）	1,099 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(41) 子ども・若者育成事業

① 事業の概要

事業名	子ども・若者育成事業																						
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター																						
事業形式	直営																						
事業概要	<p>子ども総合相談センター内に「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、15歳から39歳の本人およびその家族等を対象に、臨床心理士や社会福祉士等の相談員を配置し「個別相談」の他、次のステップとして「居場所支援事業」を実施し、コーディネーターや、養成講座を受講したサポーター（サポートフレンド）の支援・助言のもと、社会参加・社会的自立に向けた活動を行っている。また、同センターにて相談を受けている家族を対象に、同じ悩みを抱える家族の相互理解や交流を目的として「家族の会」を開催し、さらに、市民への周知・啓発として「市民連続講座」を実施している。</p>																						
平成30年度の取り組み	<p>平成30年度は、枚方市子ども・若者支援地域協議会を設置して初めてとなる代表者会議を開催した。実務者会議として、ひきこもり等の子ども若者支援に関連する32の機関・団体に呼びかけ、枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議を開催し、適切な支援を必要とする対象者に切れ目なく提供できるよう、顔の見えるネットワークの形成を図った。</p> <table border="1" data-bbox="525 1267 1351 1368"> <tr> <td>相談件数</td> <td>面接相談</td> <td>電話相談</td> <td>合計相談件数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ2,131件</td> <td>延べ335件</td> <td>延べ2,466件</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="525 1415 1351 1516"> <tr> <td>居場所支援</td> <td>実施回数</td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90回</td> <td>延べ420人</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="525 1563 1351 1664"> <tr> <td>家族の会</td> <td>実施回数</td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11回</td> <td>延べ54人</td> </tr> </table> <p><市民連続講座> 4回実施 延べ参加人数188名</p>			相談件数	面接相談	電話相談	合計相談件数		延べ2,131件	延べ335件	延べ2,466件	居場所支援	実施回数	参加人数		90回	延べ420人	家族の会	実施回数	参加人数		11回	延べ54人
相談件数	面接相談	電話相談	合計相談件数																				
	延べ2,131件	延べ335件	延べ2,466件																				
居場所支援	実施回数	参加人数																					
	90回	延べ420人																					
家族の会	実施回数	参加人数																					
	11回	延べ54人																					
平成30年度事業費 (当初予算)	1,665千円																						
平成30年度事業費 (決算)	1,522千円																						

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(42) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

① 事業の概要

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
担当部・課	子ども青少年部 子ども総合相談センター
事業形式	貸付
事業概要	「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度は、ひとり親家庭並びに寡婦の経済的自立を図るための用途(子どもの修学や就学支度、母親・父親自身の技能習得や転宅など)のために資金を貸付する制度であり、申請書提出時に返済(償還)計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いの方法により回収している。
平成 30 年度の取り組み	ひとり親家庭及び寡婦の自立促進と福祉の増進のため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行った。 【平成 30 年度貸付実績】 (1) 継続貸付 修学資金 29 件 (2) 新規貸付 修学資金 8 件 就学支度資金 3 件 生活資金 1 件
平成 30 年度事業費 (当初予算)	27,000 千円
平成 30 年度事業費 (決算)	74,141 千円

② 実施した手続

監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、担当課が作成している施策評価のための「(様式2) 実行計画管理シート」、「事務事業実績測定調書」を閲覧通読し、担当課に事務事業についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行

い、事務事業の実施方法、これまでの事務事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。具体的には、事務事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

③ 監査の結果（利率の誤りについて）

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の一つとして、生活資金貸付（※）がある。

当該貸付について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条4項の改正により平成28年4月1日から有利子貸付の利率が年1.5%から年1.0%に改正されていたが、ある貸付では利率が1.5%のまま誤って契約締結され、管理システム上も誤った利率で登録されていた（結果番号11）。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。枚方市として、有利子での貸付がはじめてということもあり、イレギュラーなケースではあったものの、イレギュラーで稀にしか発生しない取引こそ事務が誤るリスクがある。今後の事務にあたってはこのようなリスク認識の前提にたち、内部統制の強弱をつけることが望まれる。

なお、償還期間開始前であったため調定は行われていない。そのため、貸付者に実質的な不利益は生じていないが、監査人からの指摘を受け、既に管理システム上の修正も行われている。

（※）資金の名称に誤りがあったため、事務局で修正。

④ 監査の結果（母子父子寡婦福祉資金貸付の管理方法について）

枚方市が大阪府より譲り受けた母子父子寡婦福祉資金貸付事業も含めて、徴収すべき調定済未済債権の金額と件数は次のとおりである。

【調定済未済債権の金額と件数の状況】（平成31年3月31日現在）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
調定額（円）	現年分	22,897,887	23,374,533	20,614,307
	過年度分	46,271,000	45,192,258	44,918,954
	合計	69,168,887	68,566,791	65,533,261
償還額（円）	現年分	20,307,821	20,887,696	18,742,098
	過年度分	3,668,808	2,760,141	3,220,710
	合計	23,976,629	23,647,837	21,962,808
償還率（%）	現年分	89%	89%	91%
	滞納分	8%	6%	7%
	全体	35%	34%	34%

上記のとおり、母子父子寡婦福祉資金貸付金についてはいまなお多額の滞納繰越が残っている状況であり、滞納分の償還率は極めて低い。担当課としても多額の滞納繰越が残っており償還率が極めて低いという認識を有しており、償還開始予告通知の送付や償還状況の確認の徹底等により新たな滞納繰越の防止に努めているものの、督促、催告書の送付や訪問等の対策をとっても償還につながらないケースも依然多く見受けられる。

令和元年7月より民間活力の活用として、民間の弁護士事務所に債権回収業務を委託しているが、滞納繰越がそもそも発生しないような仕組み作りと、その継続的な運用が必要である。

この点について、次のような課題が認められる。

(ア) 多重貸付の防止のための仕組みについて

「母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金・就学支度資金のしおり」には、「大阪府育英会・日本学生支援機構の貸付を受けている方は、当資金の貸付限度額と育英会等の貸与額との差額の範囲内のみ貸付可能です。その他の制度と、同一目的で、重複して利用することはできません。」と規定されている。

現時点では、貸付けに当たっての事前相談や面談の際に口頭で確認するのみで、実際に「大阪府育英会・日本学生支援機構」に対しての直接確認は行っていない。

しおりの規定は、貸付けの平等性や公平性を確保し、多重貸付を防止するための趣旨と思われるが、その趣旨を達成するためには本人に対する口頭確認のみでは十分ではない。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項等の規定に基づき個人情報の利用が可能ではないかの検討も含め、「大阪府育英会・日本学生支援機構」に対する直接確認の余地がないか検討すべきである（意見番号 50）。

(イ) 債権管理システムについて

現状枚方市が使用している債権管理システムは、大阪府から当該債権を譲り受けた経緯もあって大阪府が使用していたものと同じシステムを使用している。

しかし、当該債権管理システムでは、作業時点での情報しか出力ができず、特定の基準日（例えば、3月31日時点）の情報について過去に遡って債権の年齢調べを行うことができず、監査人が調定年度別の債権残高の作成を試みたができなかった。

そのため、現状は債権管理システム上個々の債権を都度検索するなど、事務の面でも非効率な作業が多分に発生しているものと思われる。

債権管理の基本として、債権をあらゆる角度（例えば、同一債務者、同一家計、調定年度別債権残高、一定額以上の債権、調定からの経過期間など）から管理す

ることが挙げられる。現状はこれらの管理はマニュアルでしか行うことができず、有効な債権管理が阻害されていると考えられる。一方、母子父子寡婦福祉資金貸付金自体は今後も社会的な必要性から、永続的に存続する制度であると考えられる。

そのため、有効な債権管理のために、債権管理システムの改修等について検討すべきである（意見番号 51）。

最後に

本年度は、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの基本目標の一つである「安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える」ことと関連させ、子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について包括外部監査を行った。本年度の10月には保育無償化に関する制度も施行されたこともあり、関係部課が多忙を極めるなかでの監査となった。新たな制度の施行もあり、監査の実施のタイミングとして難しい側面もあったが、これまで述べてきたとおり、子ども・子育て支援に関する財務事務の執行において、結果としての指摘が11点、意見としての指摘が51点と合計62点の課題が認められた。

包括外部監査の結果を、令和2年度を始期とする第2期の子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の遂行に活用していただくことを願っている。

これらの課題は、総論にも記載のとおり、内部統制やリスク管理の視点が不十分なことを原因としていることが多く、子ども青少年部は「地方公共団体の内部統制評価・報告制度」の趣旨を踏まえた業務や内部統制体制の見直しを図ることが必要である。

また、冒頭に記載のとおり、市の保育サービスなど子ども・子育て関連事業の拡大があり、子ども青少年部職員の一人当たり業務量は拡大している。子ども青少年部では、直営の施設もあり、職員の負担増大は市民サービスの安全性の欠落につながるおそれがある。また、窓口においても住民と直接対話する機会も多く、時間に追われながらの窓口対応は市民サービス水準の低下にもつながる。

業務が拡大するなかにおいても、将来の我が国の担い手である子どもを守り、子どもの健やかな成長と学びを支えることは最優先の命題とされなければならない。とすれば、業務は増やすだけではなく、業務の見直しを図り、効率化を進めなければならない。

枚方市のトップマネジメントには、子どもたちを支える子ども青少年部の業務量を十分に勘案し、サービス品質を維持するために必要な人員が適切に手当てされているかどうかを十分に考慮されるとともに、リーダーシップをもって業務の効率化に向けた取り組みを推進されることを期待している。

以上